0030204-000

339. 4－D15d

第一生命保険相互会社二十五年史

第一生命保険

1929

ADJ

K
15
7

第一生命保険相互会社廿五年史

339.4
D15d

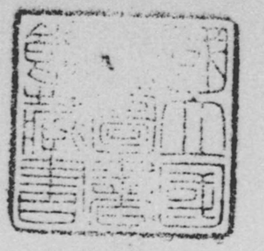

11-430

序

第一生命保険相互會社二十五年史成リ序ヲ余ニ求ム。余今玆六十五歳幼少ノ際ヲ除ケハ人ト成リテ四十四五年ニ過キス。而シテ一昨年早クモ此社ノ二十五周年ヲ迎フ。即チコレ余カ後半生ノ全部ニアラスヤ。稿ヲ手ニシテ先ツ心悸ノ跳ルヲ覺フ。

巻ヲ解イテ詳ニ數字ヲ點檢スレハ更ニ感慨ノ無量ナルモノアリ。眇タル一書生ノ身ヲ以テ前人未試ノ業ヲ帝都ニ創メ、成否ヲ天下ニ問ハントス。其痴人夢ヲ說クニ類スルコトヲ知ラサルニ非ス。故ニ名門柳澤伯ヲ社長ニ戴キ、池田森村大橋服部濱口等諸名流ノ參助ヲ請ヒ、以テ纔ニ信ヲ天下ニ繋クコトヲ得タリ。然レトモ其發達遲遲トシテ甚進サルコト久シ。然ルニ何ノ僥倖ソ外ニハ門野氏岩間氏等

ノ相互會社ヲ創立セラルルアリ、内ニハ社内ノ事務漸ク其人ヲ得テ著著歩武ヲ進メ、近數年漸ク世間ヨリ相互保險稱道ノ趣旨ト其存在トヲ認メラルルニ至レリ。會社ハ創業以來事業ノ量ヲ目的トセス事業ノ質ヲ以テ同業會社ノ最先頭ニ立タンコトヲ希望セシモ、今ヤ最良會社ノ一タルコトカ世間ニ認メラルルニ及ンテ、毎年ノ新事業モ亦最大會社ノ一タルコトトナレリ。

試ミニ一二數字ヲ摘錄センカ、現在契約高總計ハ創業第五年末六百九十餘萬圓、第十年末二千二百餘萬圓、第十五年末四千百餘萬圓ナリシニ第二十七年度末(昭和四年八月末日)ハ六億五千八百餘萬圓トナリ同年中新契約一億五千餘萬圓ヲ擧クルニ至レリ。故ニ今日ハ最初五年間ノ事業ヲ半箇月、十年間ノ事業ヲ二箇月、十五年間ノ事業ヲ三箇月ニテ成シ得ルニ至レリ。財政方面ヨリ見ルモ、最初五萬圓ノ基金ヲ集ムルニハ九箇月ヲ要シ、第五期末資産七十萬圓弱、第十期末二百七十萬圓弱、第十五期末七百八十萬圓強ニ過キサリシニ、今日ハ毎日平均十萬圓内外ノ收入ト三萬圓内外ノ支出アリ、全財産九千餘萬圓ニ達シ、毎年二千萬圓以上ノ增加ヲナスニ至レリ。

然レトモ飜ツテ之ヲ米國生命保險事業ニ考フレハめとろぽりたん一社ニテ既ニ百六十三億弗ノ契約ト二十七億弗ノ資産ト七億弗ノ年次收入ヲ有シ、全米國同業者ノ資産總額百五十九億弗ヲ超ヘ、之ヲ以テ今日米國經濟界ニ資本ヲ供給セルコトハ驚嘆スヘキ事實ナリ。世界經濟戰爭ノ漸ク盛ナラントスル今日同一使命ヲ帶ヒタル我等ハ漸ク出立ノ埠頭ニ立テルノ感アリ。敢テ内外諸君ノ同情一層深厚ニシテ我等カ使命ノ遂行ヲ助ケンコトヲ懇願セサルヲ得ス。

本書卷末ニ載スル所余ノ一身ニ關スルコトノ如キハ當ニ省除スヘ

シト主張シタレトモ、終ニ社内關係者ノ爲ニ存スヘシトノ議ニ制セラル、大方ノ嗤笑ヲ買ハスンハ幸ナリ。

昭和四年九月一日

矢野恒太識

第一生命保險相互會社二十五年史 目次

第一章　我社の創立……一
　第一節　動機……一
　第二節　創立事務……九
第二章　定款……二五
第三章　基金……四九
第四章　社員總代……六三
第五章　役員……七五
第六章　普通保險約款……七九
第七章　事業方法書及び其他の基礎書類……一〇五
第八章　事務組織……一一五
　第一節　本社……一一五

第二節　支部……一二五
第九章　業績……一四一
第一節　事業概觀……一四一
第二節　事業成績諸表……一四一
第三節　剩餘金と社員配當金……一五九
第十章　我社經驗の統計的觀察……一九三
第一節　靜態的觀察……二〇三
第二節　動態的觀察……二一一
第三節　血壓……二〇三
第四節　我社の經驗死亡表……二五九
第十一章　從業員の福祉增進施設……二七〇
第十二章　事務所……二八七
矢野社長序文（卷頭）……三〇三

統計表
一、豫定社員一覽表……一一
一、基金利息及び基金配當表……五二
一、基金醵出者異動一覽表……六〇
一、社員總代異動一覽表……六七
一、從業員配屬表……一一九
一、主管者異動表……一二〇
一、地方部新設廢合年月一覽表……一二九
一、各期別外務員月延人員表……一三二
一、地方部及び支部主管者異動表……一三三
一、支部現勢（第二十五期末現在）……一三五
一、地方別囑託醫數一覽表……一三七
一、保險契約發展一覽表（件數）……一六三—一六四
一、保險契約發展一覽表（金額）……一六五—一六六

一、新契約月別一覧表……一六七
一、期別地方別新契約統計表……一六八―一七五
一、期別地方別年末現在契約統計表……一七六―一八五
一、期別貸借對照一覧表（資產）……一八六―一八七
一、期別貸借對照一覧表（負債）……一八八―一八九
一、期別收支關係一覧表……一九〇―一九一
一、剩餘金一覧表……一九二
一、資產利廻表……一九八
一、事業費一覧表……一九九
一、剩餘金處分一覧表……二〇〇
一、社員配當金計算表……二〇一
一、第二十五期末現在契約地方分布表……二〇四
一、期別男女別統計表……二〇六
一、第二十五期末現在被保險者年齡分布表……二〇七
一、新契約年齡別期別統計表　其一（男）……二〇八
一、新契約年齡別期別統計表　其二（女）……二〇九
一、代表的契約年齡表　其一（男）……二一〇
一、代表的契約年齡表　其二（女）……二一一
一、被保險者職業別統計表……二一二
一、保險種類比較表（第二十五期末現在）……二一三
一、各期新契約種類別統計表……二一四
一、最近五期間新契約種類別比較表……二一六
一、男子年齡別平均保險金額表……二一八
一、女子年齡別平均保險金額表……二一九
一、第二十五期末現在契約金額別統計表……二二〇
一、保險契約異動表　其一（件數）……二二三
一、保險契約異動表　其二（金額）……二二五
一、契約種類別解約率……二二五
一、解約率（件數）……二二六
一、解約率（金額）……二二六

一、豫定死亡及び實際死亡比較表（人員）……二二八
一、豫定死亡及び實際死亡比較表（金額）……二二九
一、流感死亡地方別統計表……二三二
一、震災死亡に關する統計表（五表）……二四三—二四四
一、種類別死亡率表……二四五
一、契約種類別經過年數別死亡率……二四七
一、年齡別死因統計表　其一（男）……二四八
一、年齡別死因統計表　其二（女）……二五〇
一、男子被保險者結核死亡年齡別統計表……二五二
一、死亡人員月別統計表……二五三
一、重要死因月別統計表……二五四
一、疾病經過統計表……二五五
一、重要死因別疾病經過統計表　其一（男）……二五五
一、重要死因別疾病經過統計表　其二（女）……二五六
一、死因別短期死亡統計表……二五七

一、年齡別血壓平均表（社醫）……二六一
一、收縮時壓擴張時壓表……二六四
一、各壓間相互關係……二六八
一、飲酒と血壓關係表……二六九
一、未整頓全總合死亡率……二七二
一、未整頓選擇死亡率（男子被保險者）……二七四
一、未整頓選擇死亡率（男子保險金額）……二七五
一、未整頓選擇死亡率（女子被保險者）……二七六
一、未整頓選擇死亡率（女子保險金額）……二七七
一、未整頓五年截斷總合死亡率……二七八
一、整頓總合死亡率（男子被保險者）……二八〇
一、整頓選擇及截斷死亡率（男子被保險者）……二八一
一、死亡率比較表……二八三—二八六
一、平均命數比較表……二八五
一、藏書冊數一覽表……二九三

寫眞及び圖表

口繪

一、第一相互館全景
一、日本橋區新右衞門町時代社屋
一、日本橋區通三丁目時代社屋
一、役員及び幹部職員

挿繪

一、豫定社員申込證、基金證券
一、新右衞門町社屋借家證、事業開始廣告、我社社標及び其解說
一、明治三十八年頃の從業員
一、圖書庫の一部、契約申込書格納庫の一部
一、創業當初使用せしミリオネア乘除器及び其記事
一、穿孔器、分類機及び計算器
一、震災直後の第一相互館（並に其附近）

外部修理後の第一相互館（大正十三年八月）

一、六階大事務室並に客溜
一、五階客室並に娯樂室
一、死亡率比較圖

附錄

一、年　表……一
二、矢野社長略歷……一九
三、柳澤前社長略歷……三一
四、非射利主義生命保險會社の設立を望む……四〇
五、相互保險會社首唱之辭……八九
六、我社設立ノ主意ヲ述ベテ敢テ大方ノ諸君ニ訴フ……九七
七、我社の特色……一〇一
八、震災概況……一一三

第一相互館全景

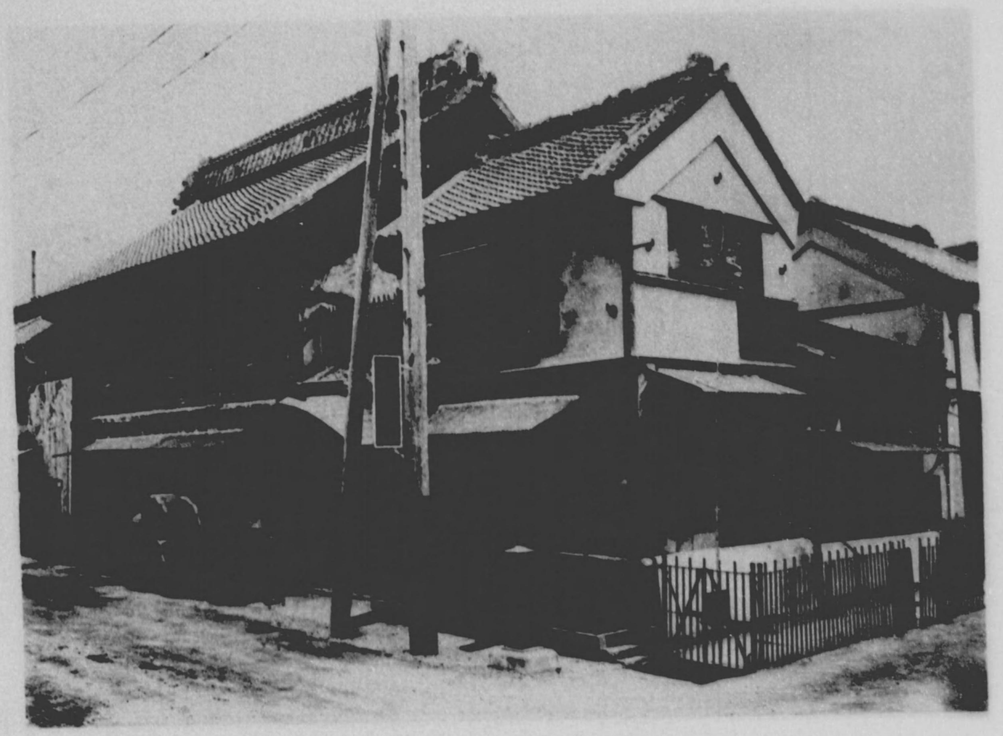

日本橋新右衛門町時代社屋

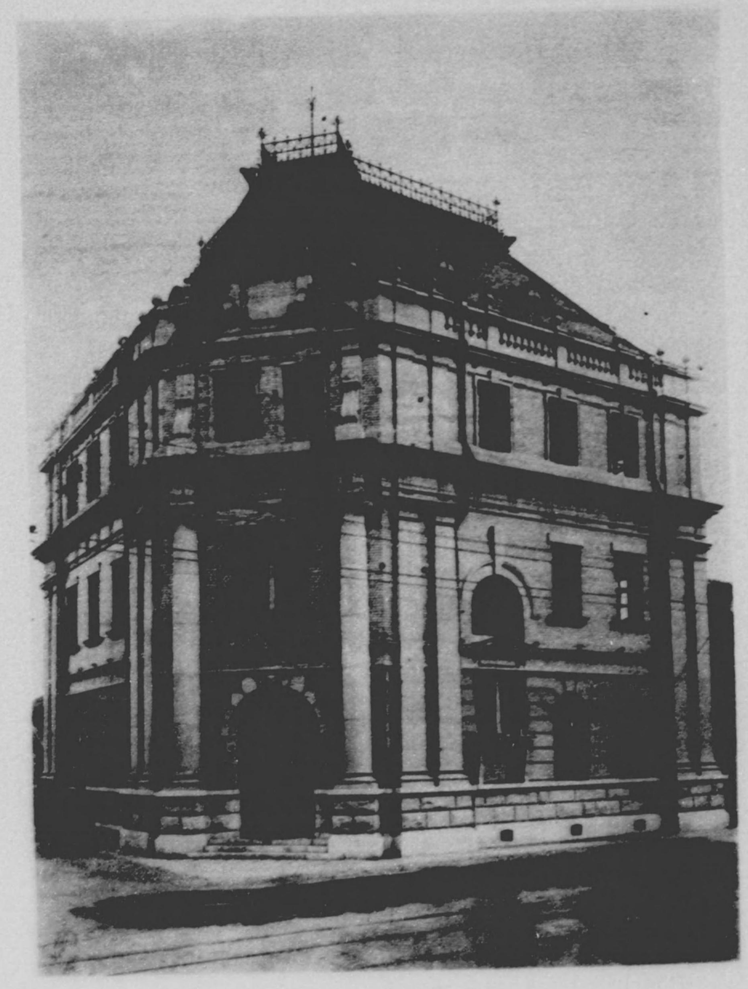

日本橋通三丁目時代社屋

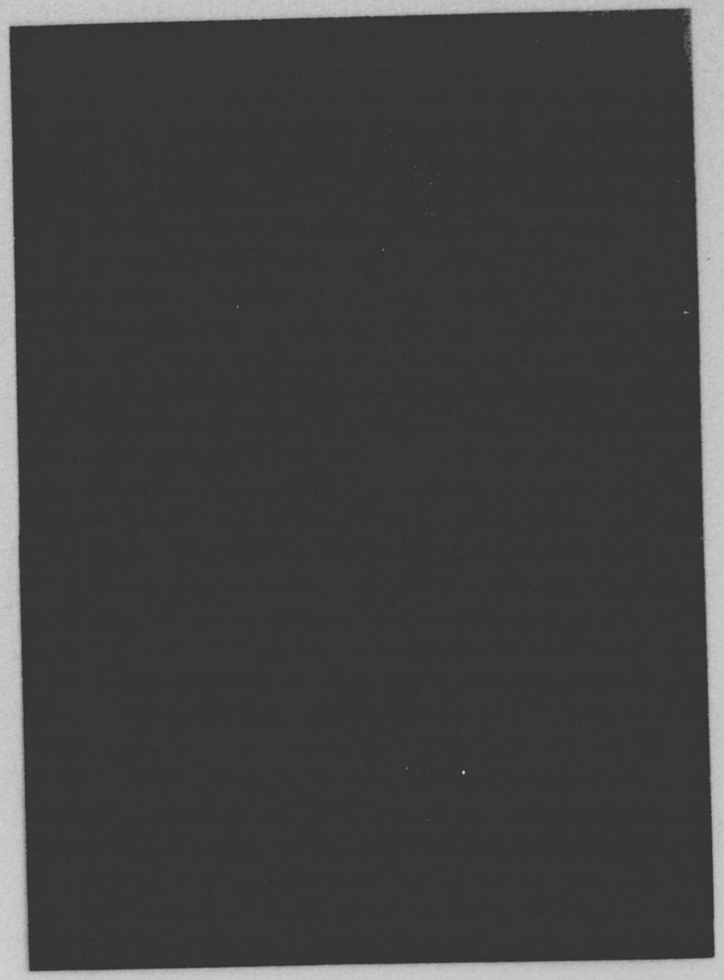

取締役社長

矢野恒太氏

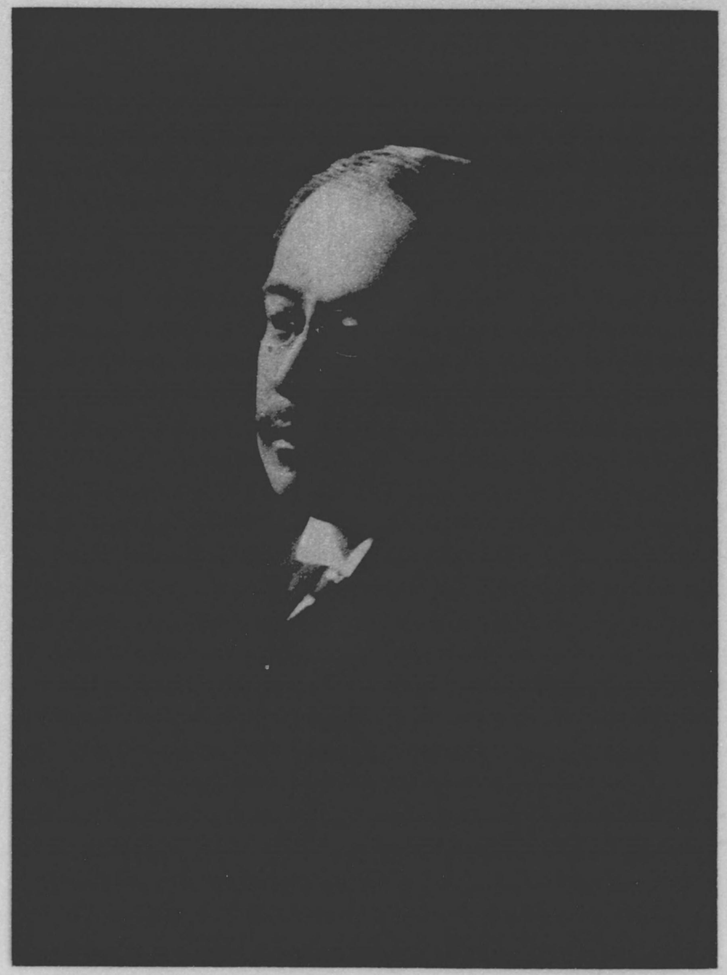

前取締役社長現顧問

伯爵 柳澤保惠氏

取締役
大橋新太郎氏

取締役
金部服太郎氏

取締役 男爵 森村開作氏

取締役兼支配人 石坂泰三氏

取締役 今村繁三氏

監查役　濱口吉兵衛氏

監查役　小林一三氏

常任監查役　伊藤萬太郎氏

前取締役故岩出惣兵衛氏

前監査役故柿沼谷雄氏

前取締役故日比谷平左衛門氏

前相談役故池田謙三氏

前相談役故森村市左衛門男爵氏

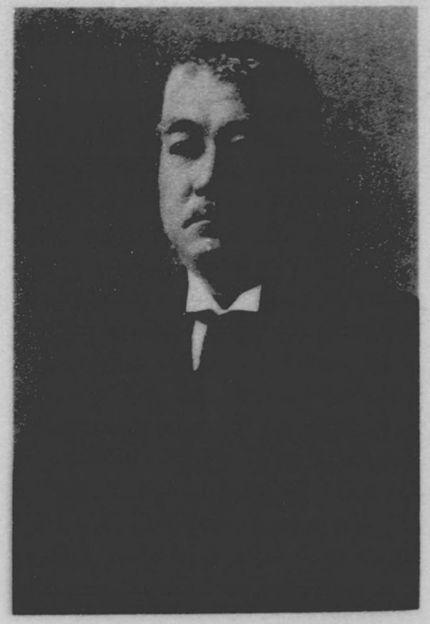

前相談役故豊田和治氏

社長 石岡繁太郎氏

常務取締役 鈴木敏一氏

取締役 石川善太郎氏

取締役 後藤徳太郎氏

取締役 鈴木六郎氏

参事 並木彌十郎氏

第一生命保險相互會社二十五年史

第一章　我社の創立

第一節　動機

我第一生命保險相互會社は明治三十五年九月十五日に創立せられ、同年十月一日事業を開始してより玆に二十五星霜を閲するに至つた。

顧ふに我社の出現は現社長矢野恒太氏の豫て抱懐せし理想の具體化せるものにして、所謂事業家の事業經營上の必要より一新機軸を出せるものとは些か其趣を異にせる所である。

我邦生命保險事業は明治十四年七月明治生命保險會社の創立を以て嚆矢とし、續いて二十一年に帝國生命、翌二十二年日本生命が等しく株式組織を以て設立せられ、之と前後し

て東京生命、大日本生命、日本共同生命の三會社が創立された。後の三會社は其後間もなく盛業したが、前の三會社は鼎立して、多大の希望を將來に繋ぎ、保險思想の鼓吹啓發と事業の進歩擴張とに努力し、其業績も順調に進展したため、企業家の腦裡に生命保險事業が資本を要せず、しかも多額の利益を收め得るとの夢想を抱かしめ、甚しく其營利心を衝動し、保險事業熱は殆ど全國事業界を風靡するの勢となり、加ふるに當時は保險業に對する監督法規の制定なく、會社設立は何等の制限をも受けなかつたので、群小泡沫會社簇出し、明治二十六年より二十八年に至る三年間に約三十社、次の三年間に十數社の株式組織の生命保險會社の創立を見、これと殆ど時を同じうして、二十六、七、八の三年間に中國、四國、九州の小都會に三百に垂んとする類似生命保險事業が起つた。後者は勿論、前者にあつても、唯個人的利益を計ることに重きを置いて、民衆の相互扶助機關たることは殆ど閑却されて居つたために、經營宜しきを得たのは極めて少なかつた。其結果或は解散を命ぜられ、或は合併し、或は破產して悲しい終焉を告ぐるに至り、所謂濫興濫廢時代を現出した。其反動として明治三十三年には保險業法が制定せられ、漸く整理時代に這入つたが、現社長矢野恒太氏は明治二十二年十二月日本生命に入社してより斯業の情勢を察し、窃に、生命保險事業の健全なる發達をなさしむるには從來の射利主義經營の風を改め、純然たる

契約者本位の經營を創むるの必要あることを確信するに至つた。明治二十六年初頭同社を退くと共に日本新聞及び東京經濟雜誌等に、數回に亘つて保險に關する所論を公表し、同年末に至り『非射利主義生命保險會社の設立を望む』と題する小冊子を公にした。今試みに其冒頭所載の檄文を掲げると次の如くである。

拜啓

近時、我邦生命保險の人生に缺くべからざることを覺れるもの漸く多きを致し斯業勃興の氣運に向ひ候事爲邦家慶の至に御座候得共斯業の始めて進歩せんとするに當つては朝野共に生命保險學者に乏しきは勿論一と通り生命保險の道理に通せるものすら少きが故に政府は之が監督を誤り甚しきに至ては之を監督すべき所以を知らざるものさへ有之民間には投機的の會社群立し道理の外に走せて無謀の競爭をなし其極破產となり解散となり合併となり恐慌となり非常なる害毒を天下に流すに及んで政府は始めて之が監督を嚴にせざるべからざる所以を悟り劇に保險條例を設け俄かに罪人を逮捕し人民も亦此に至りて始めて生命保險に伴ふ所の害ある事を知り無暗に生命保險を畏怖し折角進歩し來りし所の生命保險をして再び凋萎衰退見るに堪へざるの境遇に至らしむること世界各國とも殆んど同一轍に出居候は少しく生

命保險歷史を研究せられ候諸君の夙に承知せらるゝ所と存候然るに熟本邦現時の狀勢を見るに春來生命保險會社の新設され若くは新設されんとするもの實に雨後の筍不啻今まで擁者の耳朶に達候分無慮四十に及び中には未熟なる擁者共の目より見る時は或は學理に背馳せずやと被思候ものも有之尙昨今に及びても此種の計畫引きも切らすと承及杞憂に暮居候是豈恐慌時代の前驅即所謂小會社群立にあらざるを知らんや勿論擁者微力の及ぶ限りは新聞に雜誌に演說に談話に幾度か政府の無頓着を誡め幾度か人民の惑溺を戒め來り候得共書生の議論概ね大方の耳朶に入り易からず加ふるに單身獨力一人の之に和するものなきが故に寸効を其間に奏する能はざりし事に御座候就ては諸君の贊助を得て益政府に迫り完全なる保險條例を發布せしめんこともし亦甚必要の儀には御座候得共如御承知政府も近來頗る多事の樣子に相見へ候故假令條例發布之必要相認め候共之が實行を見るまでには隨分時日もかゝり可申被存候間今日の所寧ろ眞に安全なる生命保險の惠に頼らんとするものをして一日も早く憑依する所を得せしめ且は他日數多の株式會社が恐慌の風波に漂蕩せらるゝに當ても最安全に最堅固に其地位を保持し滿天下の人をして冷で而して生命保險の眞面目を望ましむるに足る所の一大會社新設仕候こと急務かと被存候如何なれば如此確實なる會社組織せらるべきやとの不審を起され候御方も可有之候得共從來我邦に存在せる生命保險會社は悉く皆射利主義を以て組織せられたる所の會社即所謂株式會社にして株主なるものが利益を得んが爲に世人の生命保險を請負ふものに外ならず從て其保險料は固より毎年實費（保險金責任積立金及營業費）を支拂ふて尙餘裕あるほど徹取致居候なれども萬々一流行病若くは其他の原因の爲に一時收入を以て支出（保險金責任積立金及營業費）を償ふに足らざるときは先づ資本積立金（會社安全の爲に利益のうちより積立置くもの）次で資本金次で責任積立金を以て之を償ひ終に會社の全財產を盡して之を償ふに足らざるときは會社は破產して株主は其責を免がれ生殘りし被保人のみ悉く掛込來りたる保險料を失ふものに御座候然るに今擁者が新設を企望致し候會社は之と全く性質を異にし本邦に於てこそ未だ曾て其設立を見ざれ歐米諸國に於ては盛に行はるゝ所の非射利主義の會社即所謂會員組織又所謂相互會社なるものにして其營業の方法は少しも株式會社に異ならずと雖被保人の自治體よりなりて別に株主なるものを存せず從て被保人が株式會社に於けると同一の保險料を支拂ふとすれば毎年彼にありて株主の利益となるべきだけ餘分を生ずるが故に此餘分の一小分は資本積立金として會社へ積立置き其大部分は毎年被保人へ割戻す方

法を取る者に御座候而も此割戻金は利益積立金と名けて三年乃至五年間會社に預り置き萬一收入を以て支出(保險金、責任積立金及營業費)を償ふに足らざるときは先づ此利益積立金次で資本積立金を以て之を償ひ尙足らざる時は保險料を追徵して之を補ふ組織なれば其保險料の低廉なるべきは勿論破產の恐れ等殆んど無之所謂恐慌の風波如何に險惡なる時に當ても其地位は殆んど磐石の上にあると同一に御座候之を要するに株式會社の生命保險は請負保險にして相互會社の生命保險は非請負保險に候なり如此事業に就て請負と非請負の利害は諸君の御熟考を經ば强ち呶々を須すして明了なる事と存候得共一朝相互會社の起るに會はゞ或種類の會社は非常なる影響を被るが故に牽强附會なる反對論を以て自家を辯護せんとするものをも生ずべく諸般の手段を以て相互會社の設立を妨害せんと試むるものをも生ずべしと想像せるが故に株式會社と相互會社の利害及關者計畫の大意を擧て別に略論致置候幸に御一覽被下度關者のこの希望を公に致し候は近日に始りしことには無之候得共此頃朝野の有志諸君より相互會社發起可致旨預御勸告候故俄に此小冊子を發して廣く有志の諸君を求め候されば衆て日本新聞東京經濟雜誌等御愛讀相成居候諸君には重ねて申上候事も不勘特に泰西の事情に通じ居らるゝ諸君に對し新奇可喜の議論には無之候得共御一考を煩はし候はゞ幾何か斯業進步の一助とも可相成延て國利民福を助長するの一端とも可相成と存じ强て禿筆を弄し候紙短意長固より百中の一二を記するに過ぎず定めて御不審の廉も多々なるべしと存候得ども幷は讓拜晤之上度と存候草々不備

明治廿六年一月

湖海各位

矢野恒太再拜

此飛檄の主意に感じ、安田善次郎氏は直に矢野氏を招き、其主宰せる共濟五百名社を氏の理想的改造に提供せんことを申出た。矢野氏は年來の主張を實現する機の愈到來せることを喜び、其懇請を入れて、明治十三年一月以來存續せる右五百名社を改造して、共濟生命保險合資會社となし、社員(合資會社の社員と云ふは、株式會社の株主に相當し、相互會社の社員ではない)は毎年の利益金より拂込資本に對し六分の配當を得るのみにして、其殘餘は擧げて保險契約者に配當することとした。蓋し當時は純然たる相互會社をば法律が認めないために、法律上には其形式を營利法人とし、經濟上には契約者本位の相互組織にしたのであつた。

かくして矢野氏は兎に角も相互主義の理論を一部實行に移すことが出來たが、更に歐米

に於ける保險事業經營の實際を見るの必要を感じ、同二十八年五月同社のために現職の儘渡歐し、歐米諸國の斯業を視察した。就中滿一箇年は獨逸のゴーター生命保險相互會社に見學し、三十年三月に歸朝した。此結果は同氏をして益々相互主義の必要を痛感せしめ、其主義の實現に努力すべく決心せしめたが、當時我農商務省に於ては保險事業取締法の必要を感じて居つた際であつたから、氏の渡歐に當つても法律及び業務の視察を囑託した。

歸朝後三十一年一月に至り、氏はこれが招きに應じて共濟生命を退き、同省の囑託となり、保險監督法規並に相互會社に關する法規の起案に著手し、翌三十二年保險業法起草事務が法典調査會に移さるるに及んで、同會に兼務し、又統計事務の囑託を受けて死亡表の調査を爲した。第十四議會には政府委員となつて、專ら保險業法の通過に力め、三十三年保險業法の實施と共に、保險事務官に任せられ、四月には內閣統計局審査官を命せられ、五月最初の保險課長となり、次で外國保險會社取締に關する勅令及び保險業法施行規則の起草を爲した。

かくの如き紆餘曲折を經て矢野氏年來の理想たる眞の相互會社實現の機熟したるを以て、三十四年十二月野に下つて第一生命保險相互會社の創立に著手し、翌三十五年一月『保險相互會社首唱の辭』を發表し、前述の如く同年九月十五日其創立を見、十月一日より事業を開始し、爾來其主張の徹底に力め來つたのである。

第二節　創立事務

明治三十四年十二月四日官を辭すると同時に矢野恒太氏は一意專心會社創立の事に任じ、翌三十五年一月先づ『保險相互會社首唱の辭』と題する小冊子を作り、氏年來の主張たる非射利主義生命保險事業創設に關する計畫を細大漏さず通俗的に說明して、之を廣く知己朋友の間に頒布し、愈其理想たる模範的生命保險相互會社の創立に突進することとなつた。時恰も經濟界の不況に會し、事業熱は地を拂つて空しく、同志の糾合には大なる困難を感じ、晝夜を分たぬ氏の奔走は眞に筆舌に盡し難きものがあつた。氏は先づ岡野敬次郎博士の門を敲き、其腹案を披瀝して相談した。博士は慫慂して相互保險の發達に就て熱心なる希望を有せられし一人なりしを以て、直に之に贊成し、資金募集の件に就ては一應第百銀行の頭取池田謙三氏に相談すべく紹介された。然るに幸にして、池田氏も直に此計畫に共鳴し、同氏の紹介に依り更に原六郎氏の贊成を得、爾後專ら此二氏の紹介に基き東奔西走した。

勿論前年來の不景氣に因る事業熱の冷却に加へて、多數の有力家は既設の保險會社に關係を有するがために、有力なる二氏の紹介を以てしても、容易に贊成は得られなかつたが、

漸次其數を增し、五月末に至り漸く基金醵出者の多數は定り、會社組織並に經營に關する原案も大體決したるを以て、六月三日東京市京橋區采女町精養軒に於て主なる出資者の會合を催して原案の協贊を受け、愈我社を創立することを確定した。發起人は池田謙三、服部金太郎、原六郎、加藤正義、大橋新太郎、矢野恒太及び藤山雷太の七氏であつた。

かくて我社は一方七月上旬頃より保險種類、定款、約款等の原案を逐次發表し、他方『我社の特色』なる小冊子（菊半截判二〇頁）が漸く廣く頒布されるに至つて、會社組織上の特色、保險契約上の特色、營業上の特色、會社の前途、契約の種類及び保險料の五綱に就き期待と好奇との眼は翕然として我社の上に注がれたるかの觀を呈して來た。

從つて次に起る問題は事務所の選定である。當初我社創立事務は東京市本鄉區森川町一番地矢野恒太氏の私宅に於て執られてゐたが、七月十一日漸く東京市日本橋區新右衞門町十四五番地に三井銀行所有の借家を見附けて、創立事務所を之に移した。

既に七月初旬會社組織の大體は決し、中旬には事務所も出來たが、保險業法第二十九條の規定に據り、相互會社設立に當りては百人以上の社員（保險契約者）を必要として居るので、七月下旬より百十人の豫定社員募集を開始し、七月二十四日定款作成せらるるや、同月二十九日發起認可申請書を東京府廳を經て農商務省に提出し、超えて八月二十七日右認可の指令に接したので、同日直樣基金拂込通知を發送し、發起人には創立總會の準備其他の相談のために翌二十八日發起人會を開く旨の通知をなし、又他方豫定社員たるべき者に對しては入社申込證の送附方を促した。

八月二十八日發起人會を開き、創立總會の準備相談を爲した。また豫定社員は入社勸誘狀に依り入社申込證を陸續として送り來り、其數豫定の百十人に達した。其氏名及び申込金額は次の如くにして、入社申込證は別揭寫眞の通りである。

豫定社員一覽表

氏名	金額	存否	氏名	金額	存否
池田謙三	〇・五千円	死亡	柳澤保惠	一五・〇千円	現存
服部金太郎	五・〇	滿期	松田四郎	三・〇	死亡
原六郎	一・〇	不成立	磯部正春	一・〇	現存
加藤正義	一・〇	死亡	津田喜代太郎	二・〇	不成立
大橋新太郎	一〇・〇	現存	三松武夫	二・〇	不成立
矢野恒太	五・〇	現存	織田一	一・〇	不成立
藤山雷太	一・〇	滿期	古賀五朗	〇・五	現存

高山蒼太郎	消滅	一・〇	
高野瀬宗則	不成立	一・〇	栗橋信夫
岩間六郎	消滅	〇・五	設楽久
小山左文二	現存	五・〇	星野金太郎
藤村士良	死亡	〇・五	杉山鐵太郎
北村忠次郎	不成立	〇・五	月田藤三郎
山本邦之助	不成立	〇・五	山脇春樹
水野比呂文	満期	一・〇	加藤末郎
守谷吾平	満期	〇・五	佐藤顯理
三宅碩夫	死亡	一〇・〇	大原庄太郎
山田禎三郎	消滅	一〇・〇	木村授彌太
藤田忠太郎	消滅	〇・五	樺正董
林（改姓鈴木）貞吉	満期	〇・五	加藤歌吉
小林治郎	満期	〇・五	松崎松太郎
赤松是三郎	現存	〇・五	大橋小左衛門
西川恒彌	現存	〇・五	石田友吉
島村忠次郎	不成立	一・〇	宮本幸五郎
竹内廣助	不成立	一・〇	高石庫治

松本俊造	不成立	〇・五	
栗橋信夫	不成立	〇・五	
設楽久	消滅	一・〇	
星野金太郎	不成立	〇・五	
杉山鐵太郎	消滅	〇・五	
月田藤三郎	現存	一・〇	
山脇春樹	不成立	一・〇	
加藤末郎	死亡	一・〇	
佐藤顯理	死亡	一・〇	
大原庄太郎	死亡	一・〇	
木村授彌太	不成立	三・〇	
樺正董	不成立	〇・五	
加藤歌吉	不成立	〇・五	
松崎松太郎	死亡	一・〇	
大橋小左衛門	不成立	一・五	
石田友吉	現存	五・〇	
宮本幸五郎	満期	〇・五	
高石庫治	満期	〇・五	

森亮	死亡	〇・五	
住田浅吉	消滅	〇・五	
岡田任一	死亡	一・〇	
鹿島嵩兵衛	消滅	〇・五	
加藤（改姓加治）時次郎	現存	一・〇	
早川千吉郎	死亡	三・〇	
内藤達	消滅	二・〇	
森村金造	消滅	一・〇	
川合芳次郎	不成立	一・〇	
諸葛小彌太	死亡	〇・五	
甲能順	不成立	〇・五	
那須理太郎	死亡	〇・五	
飯沼繁（改名直吉）	現存	〇・五	
深津語作	現存	一・〇	
竹内清一郎	消滅	二・〇	
遠藤大太郎	死亡	一・〇	
栗津清亮	現存	一・〇	
坪谷善四郎	現存	一・〇	

市橋保治郎	満期	一・〇	
世體八十八	不成立	一・〇	
土屋喜市良	死亡	一・〇	
濵川邦衛	不成立	〇・五	
江藤善三郎	満期	五・〇	
越山太刀三郎	現存	〇・五	
和田豐治	不成立	三・〇	
宮崎三治郎	消滅	〇・五	
小倉毅豐	死亡	〇・五	
片桐正雄	現存	一・〇	
日下京平	死亡	二・〇	
高野重三	現存	二・〇	
黒澤敬太郎	不成立	一・〇	
白勢春三	現存	二・〇	
大村彦太郎	現存	一〇・〇	
藤崎三郎助	死亡	七・〇	
岡崎遠光	死亡	一・〇	

小阪善之助	一・〇	不成立	永原玄古	五・〇	消滅
中川豐吉	一・〇	滿期	中濱東一郎	二・〇	現存
鈴木主計	一・〇	現存	森村市左衛門	一・〇	死亡
玉木爲三郎	一・〇	不成立	岡野敬次郎	五・〇	死亡
莊喜助	一・五	滿期	齋藤庫吉	二・〇	不成立
青田綱三	〇・五	不成立	松井誠一郎	〇・五	不成立
澤村則辰	一・〇	消滅	土方寧	一・〇	現存
山浦繁太郎	〇・五	不成立	緒明菊三郎	一・〇	不成立
鈴木好吉	〇・五	不成立	池田清助	一〇・〇	死亡
岡潔	一・〇	不成立	田中武兵衛	一・〇	不成立
山邊忠助	〇・五	不成立	石岡繁太郎	〇・五	現存
廣瀨貞文	〇・五	消滅	磯野久丸	〇・五	死亡

かくて萬端の準備成りたるを以て、八月三十一日左の如く、(一)創立事務に關する報告及び其承認の件、(二)取締役及び監査役選擧の件、(三)社員總代選擧の件、(四)定款及び普通保險約款承認の件の四事項を示して、九月十五日創立總會を開くべき旨の通知を各豫定社員に發送すると共に、別に發起人に對してもこれを通知する處あつた。また一方基金は八月二

第一生命保險相互會社入社申込證

私儀今般御發起ニ係ル第一生命保險相互會社ノ社員ト相成左記ノ保險契約ヲ締結致度候ニ付御承認相成度左ニ保險ノ目的及ヒ保險金額ヲ記載シ此段申込候也

一自己ノ生命ニ對シ八十五歳滿期保險金壹千圓也ヲ契約スルコト

明治三十五年八月二十日

住所　東京市麹町区元園町二丁目二番地

氏名　[illegible]

第一生命保險相互會社發起人御中

一　[illegible]

二　[illegible]

三　[illegible]

四　[illegible]

五　[illegible]

六　[illegible]

七　[illegible]

八　[illegible]

九　[illegible]

十　[illegible]

十一　[illegible]

十二　[illegible]

十三　[illegible]

豫定社員入社申込證

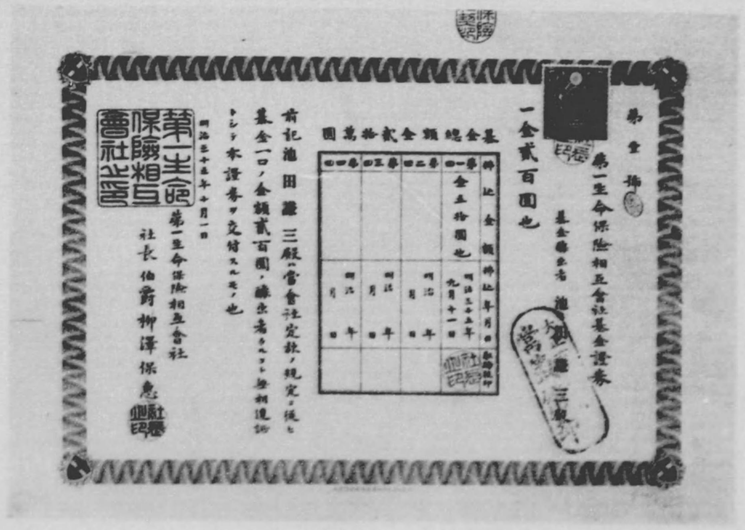

基金證券

十七日附通知に基き九月十一日には金額二十萬圓の四分の一即ち五萬圓の拂込を完了し、創立總會の日迄僅に四日を餘すのみになつた。

九月十五日愈總會開催の當日は來た。此日、日本橋區坂本町四十番地銀行集會所に於て、午後二時より先づ發起人總會を開き、引續き午後四時より創立總會は開かれ、同五時半に至つて總會終了し、後茶菓の饗應あり、六時に散會された。總會決議は型通りではあるが、多年の理想漸く實現の緒に就き、不眠不休の努力始めて酬ひられたので各員の喜悦は掩ふべくもなく、我社發行『保險』第一號(明治三十五年十月十五日)所載の『第一生命創立總會の概況』なる記事を見ると、當日の光景を眼前に彷彿たらしむるものがある。

右に依ると、當日來會せる豫定社員は委任狀共七十六名にして、室の一方には五六名の新聞記者(時事、中外商業、報知等)、通信社員(帝通、自由、電報等)をも見受けた。定刻となれば一同より池田謙三氏を推して座長となし議事を整理せしめ、事務員高輪守幸議事の筆記をした。先づ最初我社創立の首唱者矢野恒太氏より發起人總代として創立事務の報告をなし、次で定款、約款を決議し、創立費一千二百六十三圓餘を承認し、且鹿島萬兵衞氏の發議に依り創立中の盡力に對し他日矢野氏に報酬を贈るべき事を決議し、最後に、社員總代及び會社役員の選擧をなし、左の當選者を見た。

取締役伯爵柳澤保惠　矢野恒太　大橋新太郎

監査役　濱口茂之助　池田清助　服部金太郎

社員總代　市橋保治郎　加藤正義　片桐正雄

早川千吉郎　藤山雷太　藤崎三郎助

矢野恒太　藤山雷太　江藤甚三郎　三宅碩夫

越山太刀三郎　江藤甚三郎　廣瀨貞文　森村市左衛門

白勢春三　廣瀨貞文

更に右取締役中互選に依り柳澤伯爵社長に、矢野恒太氏專務取締役に就任し、又池田謙三、森村市左衛門二氏に相談役を依頼した。されど我社は他の會社に於ては到底見る能はざる役員選定難に遭遇した。即ち柳澤伯爵を社長に推戴し、矢野恒太氏專務として社業に鞅掌せられることだけは最早動かざる所であつたが、今一人の取締役は、漸く創立總會當日の朝に至つて、池田謙三氏の奔走により大橋新太郎氏の內諾を得たのである。而して監査役に至つては、これを何人に委嘱すべきや全く五里霧中の間に在つたが、恰も發企人總會開會の眞晝中に池田氏馳せ來り、漸く濱口吉右衛門氏が自己の名代として令弟茂之助後の吉兵衛氏を監査役として立たしむべき旨承諾せられたりとの報告に接し、玆に始めて豫

時報　第五年第（明治三十五年十二月五日發行）　（第三種郵便物認可）　明治三十四年五月四日

事業開始

第一生命保險相互會社

（電報、本局一五七三番）

東京麹町區永樂町二丁目

社長　柳澤保惠

專務取締役　矢野恒太

取締役　大橋新太郎

同　濱口茂之助

同　森村市左衛門

監査役　池田謙三

同　服部金太郎

同　片桐正雄

同　藤山雷太

同　三宅碩夫

相互保險會社ハ保險契約者ノ團體ニシテ其目的トスル所ハ會員ノ生命ニ保險ヲ附シ其死亡ニ際シ保險金額ヲ支拂フニ在リ

會社ハ會員ノ死亡ニ際シ保險金額ヲ其遺族ニ支拂フノ外ニ會員ニ對シ何等ノ義務ヲ負ハス

會社ハ營業上ノ利益ヲ會員ニ分配スルノ方法ヲ設ケス

東京市日本橋區新右衛門町十四、十五番地

第一相互生命の商標

矢野恒太君の發起に係る第一生命保險相互會社の商標は赤刷にして一見ハート形の中央に白く一文字を引きて眞中に生の字を顯はせりとは如何なる意あるやと思ひしに仝氏の話に依ればこはハートに非ずして古代の楯を顯はすにて保險は元來災厄と戰ふ者なれば夫を防ぐの意味を含みて中央に一文字を引たるは第一相互の意を示すなり其赤きは血の色にして生を表すとぞされば火災保險には如何なる商標を使用せらるゝやを尋ねしに氏曰く只水色にして生の字に代るに火の字を以てすとこれ火を防ぐは水なればなりと氏又意匠家なる哉

合名會社三井銀行御中

明治卅四年七月十一日
第一生命保險相互會社
矢野恒太

借家證

一瓦葺煉瓦造二階建　壹棟
　敷地坪數六坪壹合　但壹坪ニ付金八拾円
一瓦葺煉瓦造二階建　壹棟
　敷地坪數九坪　但壹坪ニ付金八拾円
一瓦葺煉瓦造二階建　壹棟
　敷地坪數五坪　但壹坪ニ付金八拾円
一瓦葺木造平家　壹棟
　敷地坪數五坪　但壹坪ニ付金七拾円
一瓦葺木造平家　壹棟
　敷地坪數五坪　但壹坪ニ付金七拾円
一瓦葺木造平家　壹棟
　敷地坪數壹坪壹合五勺　但壹坪ニ付金七拾円

敷地坪數四合八勺

此借賃金壹ケ月金壹百四拾七

右家屋前記借賃ヲ以テ借分借受候ニ有之候ニ付テハ左ノ條々ヲ堅ク可相守事

一借賃ハ毎月廿五日限リ貴行指定ノ場所ヘ持參可致事

二敷地之儀ハ公儀ノ御取上ニ相成候共又ハ地盤變等ニ依リ御入用ノ節ハ何時ニテモ無異議御返地可致事

三貴行ヨリ家屋ノ明渡ヲ求メタル時ハ速ニ元ノ儘ニ取片付明渡可申事

四此方ニ於テ家屋ヲ建增又ハ造作ヲ爲ス時ハ貴行ノ御差圖ヲ受ケ其指圖ニ從ヒ可申事

五借賃ヲ滯ラセ又ハ家屋ヲ毀損シ候節ハ何時ニテモ無異議御引拂可被成候事

六此方ニ於テ家屋ヲ他ヘ轉貸又ハ賣渡シ候節ハ貴行ノ御差圖ヲ受ケ可申事

七此家屋ニ關シ公儀ヨリ御用金等ノ賦課有之候節ハ貴行ニ於テ御負擔可被成候事

八此家屋ニ關シ萬一爭論等出來候節ハ此方ニ於テ引受ケ貴行ニ迷惑相掛ケ申間敷候事

九下地修繕ハ貴行ノ所得ニ候ヘ共家屋修繕ハ此方ニ於テ可致候事

十此借家ニ關スル永約ハ違約ノ節ハ何時ニテモ家屋引上ノ相成候事ニ付テハ後日ノ爲メ證書ヲ以テ約定致候事

右借家證如件

第一生命保險相互會社
矢野恒太

（第三種郵便物認可）　明治三十四年五月四日

定の役員を得るに至つたのである。

これで會社も完全に成立したるを以て、九月十八日農商務省に事業免許を申請し、同二十九日には書長石岡繁太郎、契約課長高輪守幸、數理主任心得松崎故一郎、會計課長後藤德太郎、主計課長鈴木六郎、庶務課長新免彌藏の任命ありて我社創業の障害は整備した。

次で九月三十日農商務省より事業免許を受け、直に登記手續を完了し、十月一日創立事務所を其儘營業所として營業を開始した。而してこれが披露のため、十月七日夕、上野精養軒に都下新聞記者六十餘名を招きて宴を張り、席上矢野事務取締役は挨拶に代ねて、(一)內國會社と外國會社との優劣、(二)相互會社と株式會社との比較、(三)我國上流者に對する生命保險の必要の三綱を概說し、我社の立場を開明する所あり、來賓一同の深き共鳴と祝福とを受けた。

回顧すれば矢野氏が相互保險を首唱してから殆ど十箇年、我社創立に著手してから殆ど十箇月、かくして漸く本邦相互保險の嚆矢たる我第一生命保險相互會社は其活動の第一步に入つたのである。

當日に於ける決議錄の概要並に矢野恒太氏のなしたる創立事務報告は次に揭げる如くである。

創立總會決議錄概要

明治三十五年九月十五日午後四時ヨリ東京市日本橋區坂本町四十番地銀行集會所ニ於テ開會ス出席社員ハ發起人ヲ合セテ十七名委任狀ヲ差出シタル者五十九名合計七十六名ナリ

發起人池田藏三氏ヲ推シテ議長ト爲シ會議ヲ開ク

發起人矢野恒太氏起チテ創立事務ノ經過ニ就キ一場ノ報告ヲ爲シ併セテ他ノ發起人、出資者其他直接間接ニ此社ノ創立ヲ補佐セラレタル者ノ好意ニ對シテ感謝ノ意ヲ表セリ

發起人矢野恒太氏ノ報告ハ全會一致ヲ以テ之ヲ承認スルコトニ決ス

次ニ定款及ヒ普通保險約款ノ決議ニ移リ發起人矢野恒太氏ヨリ二三條文ノ修正ニ就キ說明ヲ與ヘ一同異議ナク之ヲ可決セリ

次ニ發起人矢野恒太氏ヨリ創業費ノ報告ヲ爲シ全會一致ヲ以テ之ヲ承認ス

創業費ノ總計及ヒ其內譯左ノ如シ

金壹千貳百六拾參圓參拾六錢九厘

內譯

金參拾圓四拾貳錢	紙代
金九拾壹圓六拾四錢五厘	雜費

金五圓五拾七錢	新聞雜誌
金八拾五圓拾九錢七厘	車代
金五百九拾貳圓參拾八錢貳厘	事務員手當及ヒ小使給仕給料
金四拾貳圓九拾六錢五厘	郵便代
金五圓貳拾五錢	廣告料
金百四圓六拾錢	印刷費
金貳百拾七圓七拾四錢	家賃
金拾壹圓	電話使用料
金五拾七圓九拾錢	旅費
金壹圓七拾錢	收入印紙
金拾七圓	利子

此時鹿島萬兵衛氏起立、發起人矢野恒太氏カ此社ノ創立ニ就テ不尠效績アルコトヲ縷述シ將來會社カ利益ヲ得タル曉ニハ十分其勞ニ酬ヒンコトヲ陳メ決議シ之ヲ決議錄ニ記載シ置カントノ希望ヲ述フ、矢野恒太氏之ニ答ヘテ今日會社カ創立總會ヲ開クノ運ニ至リタルハ畢竟發起人池田、原、大橋等ノ諸氏カ劇務ノ傍ラ絕エス創立事務ニ助力ヲ與ヘラレタルニ職由スルモノニシテ吾々發起人ハ今日會社ノ成立ヲ見レハ歡喜之ニ過キサルナリ若シ發起人一同ヲ決議錄ニ記載シ置カルルナ

ラハ格別、私一人ナラハ敢テ當ラスト固辭サレタレトモ結局將來報酬賜與ノ事ハ矢野恒太氏一人ニ對シテノミ決議錄ニ留メ置クコトニ滿場ノ一致ヲ以テ決議セリ

次ニ役員報酬ノ額ニ就キ協議スルニ臨ミ議長池田謙三氏ヨリ發起人間ノ協議ニ基ク案（取締役一同四千五百圓以內、監査役一同五百圓以內）ヲ參考トシテ報告シ一同之ヲ承認セリ尤モ役員報酬ノコトハ創立總會ノ決議事項トシテ通知シタルニ非ス又決議事項ト爲シ得ルヤ否ヤモ疑問ナルヲ以テ今日ハ唯概略ノ範圍ニ就キ豫メ異議ノ有無ヲ諮リタルニ過キサルナリ次ニ取締役、監査役及ヒ社員總代ノ選擧ハ滿場一致ニ依リ議長池田謙三氏ノ指名シタル人ヲ選擧スルコトニ決シ、當選シタル取締役三名ハ更ニ別室ニ退キ互選ヲ以テ、社長、專務取締役ヲ決定シ、終ニ相談役ヲ推薦シ、其承諾ヲ得テ閉會ヲ告ク時ニ午後五時三十分ナリ。

創立總會に於ける矢野恒太氏の創立事務報告（保險第一號所載）

我々發起人は會社創立中の事務に就き之を諸君に報告し、諸君の御承認を得て發起人の任務を卸したいと考へます。創立事務としては私が一身を擧げて會社創立の事に任じて以來、即昨年十二月退官以來のことをいふのでせうが、順序として少く其以前から本會社創立に關係ある事共を述べて淸聽を汚したいと思ひます。抑私が相互保險會社を起したいといふ希望を公にしましたのは、二十六年中公にしました『非射利主義生命保險會社の設立を望む』といふ小冊子を刊行したのが

始めでしたらう。之が緣となりて共濟生命保險會社を設計し、同社に入り、社命と官の囑託を帶びて歐米に於ける斯業の視察に出掛け、獨逸國合多相互會社への留學となり、各國の巡回となり、歸來官に要せられて農商務省及び法典調査會に保險法規の制定就中相互會社の私法的規定を起草する御手傳をなし、愈保險業法が實施さるるに及んで保險事務官となり、保險課長を命ぜられ、同時に日本人の死亡の事を調査する爲に、衆官として內閣統計局審査官に任ぜられました。これだけは或は創立事務とは云へないかもしれませぬが、事實此社の設計の如き悉く玆に胚胎したものですから序ながら申上げて置ます。昨年十二月上旬官を辭すると同時に『保險相互會社首唱の辭』と題する小印刷物を造りまして廣く知己朋友の間に分ち、且晝夜を分たず同志を募ることに奔走致しました。然るに玆に座長に推した池田氏、池田氏の紹介によりて原六郎氏等の贊成を得る迄に成つたのが本年の一月であります。是から當分は主として此二氏の紹介を以て東奔西走致しました。勿論昨年來の不景氣にて事業熱は零點以下である。加之多數の有力家は既設の保險會社に關係がある。有力なる二氏の紹介を以ても中々容易に贊成者は得られなかつたが、一人殖へ二人增すに從て段々話が廣まりまして、五月末に至り漸く出資者も揃ひましたので、六月三日に栄女町の精養軒に主なる出資者の會合を願ひ、玆で愈本社を創立することを確定致しました。是より先には此社と同時に火災保險相互會社をも起す筈で、定款約款等も作りましたが、二兎を追ふものは一兎を得ずともいふから、火災は當時後のことにしたらよからうといふことも、此會で決定

致しました。それから營業家屋を見附けにかかりまして、隨分此事にも奔走しましたが、適當のものがないので、遂に唯今の事務所、即新右衞門町の三井銀行の家屋を借りることになりまして、玆に私の宅から創業事務所を引越したのが七月十一日であります。此日に家屋の敷金や種々の買物で金がいるので、池田氏から壹千圓の借入を致しました。次で諸種の準備が調つて、發起許可の願書を出したのが七月二十九日で、發起許可の辭令に接したのが八月二十七日でありました。同日直樣十一日迄に基金を拂込まれる樣に通知し、次で本日の總會の通知を出しました。回顧すれば私は相互保險を主唱してから殆ど十箇年、此社の創立にかかつてから殆ど十箇月で始めて諸君と玆に相見るの榮を得たのであります。而して玆に至る迄に他の發起者森村早川等の諸氏が、各繁劇なる本務を有せらるる間に於て此社創立の爲に貴重なる時間を費して、非常の盡力をなされたことは社員たるべきものの一同から厚く感謝せねばならぬことであります。それから此社の設計に就て私をたすけられた人々も少くありませぬが、就中岡野法學博士は衆々相互保險の發達に就て熱心なる希望と同情を有せられ、是迄も新聞に演說に度々相互保險の鼓吹をせられた人でありますが、今回も亦定款約款等の制定に就ては非常の助力を與へられましたことと、日宗火災保險會社の支配人森村金造君が幹事のことに就て、最有益なる幫助を與へられたことと、農商務當局者が我邦破天荒の事業だからといふので、充分の注意を以てしかも非常の速力を以て本件を取扱はれた好意とを特に報道致して置きます。意發起人が入社申込書を以て同書に記載したる豫

定社員百十名を募る一段となつて、容易に百名からの人は纏らぬものと覺悟して居ましたが、諸君の同情により忽ちに滿員になりました。就中我同業會社の社長、取締役、支配人、福要なる事務員諸君等が多數申込まれました好意に到つては誠に感佩に堪へないので、新聞や雜誌では從來の保險會社に取りて、此社の誕生は强敵が生れたのだ等といつて居るのにも拘らず、卒先して此會社の社員となられたる雅量に對しては、大に鳴謝せざるを得ないのであります。

如此諸君の好意と助力とに依りて百十名に達したる社員の保險金額は二十萬一千圓であります。此外に今日迄の豫約高を計算すれば凡三十萬圓位には成りませう。初年度の豫算が二百萬圓でありますから、開業迄には五分一位は豫約が出來そうであります。事業が如此好都合であるのみならず、近來に至ては基金出資の希望者が多くて、之を斷るに困つて居るのです。現に此頃大阪の住友吉左衞門氏が柳澤伯の勸誘によりて、一萬圓の出資を爲し且社員にならうと申込まれましたが、是は事業を彼地方へ擴張する上に是非そう願ひたいと思ひますが、此五十口すら容易に出來なくて困りました位です。

今日の總會で會社が成立致しますので、直に重役一同から營業の許可を願ふのです。本月中位には多分許可になりませうから來月早々の開業になりますので、昨今開業後の準備を整へて居ります。此業は一通り必要の印刷物を作るだけでも中々容易ではありません。以上創立事務の概略を報道しました積りですが、尙御不明瞭の點もあらば御遠慮なく御質問を願ひます。

因みに豫定社員百十人、其申込金額二十萬一千圓中、契約の成立しなかつたもの三十圓人三萬四千五百圓、契約成立前減額せしもの七人二萬一千圓で、結局七十六人十四萬五千五百圓だけが成立した。

2223

第二章　定　款

定款は會社組織の根本法である。我社定款は本邦最初の相互保險會社組織法として、歴史的にも特に重大なる意義を有し、其改正變更に就ては常に深甚の注意を拂つて來た。即ち創業以來既に十一回の變遷を重ねて來たが、これ矢野現社長の所謂非射利主義の理想を一歩一歩實現し來れるもので、其根本精神に至つては終始何等異なる所がない。先づ創業當時の定款を掲げ、次に其變遷の要領を敍述し、終りに第二十五期末現行の定款を載せやう。

創業當初の定款

第一條　當會社ハ明治三十三年法律第六十九號保險業法ニ依リテ設立セル相互會社ニシテ第一生命保險相互會社ト稱シ本社ヲ東京市ニ置ク

第二條　社員ハ當會社ノ保險契約者タルコトヲ要ス

第三條　當會社ハ生命保險事業ヲ營ムモノニシテ其被保險者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ十五年七箇月以上六十年六箇月以下ノ者タルコトヲ要ス

第四條　當會社ハ保險契約ノ終期ニ達シタルトキ又ハ被保險者カ其以前ニ死亡シタルトキ保險金

額ヲ支拂フモノトス

第五條　社員ハ當會社ノ債權者ニ對シ直接ニ義務ヲ負フコトナシ

第六條　當會社ノ債務ニ關スル社員ノ責任ハ保險契約ヲ以テ定メタル保險料ヲ限度トス

第七條　社員カ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルニハ會社ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第八條　當會社ノ本社ニハ社員名簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記載ス

一　各社員ノ氏名、住所

二　各社員ノ保險契約ノ種類、保險金額及ヒ保險料

第九條　當會社ノ公告ハ本社ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ公告スル新聞紙ヲ以テ之ヲ爲ス

第十條　當會社ノ基金ハ二十萬圓トシ創立總會前其四分ノ一ヲ拂込マシメ其餘ハ取締役ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ拂込マシム

第十一條　基金ハ二百圓ヲ以テ一口トシ之ヲ分割又ハ共有スルコトヲ許サス

第十二條　基金ノ醵出者ニハ基金一口毎ニ記名證券一通ヲ交付ス

第十三條　基金證券ヲ喪失シタル者更ニ證券ノ交付ヲ申出テタルトキハ當會社ハ申出人ノ費用ヲ以テ三日間公告シ異議ヲ申出ツル者ナキトキハ更ニ證券ヲ交付ス但證券一通ニ付三十錢ノ手數料ヲ徵收ス

第十四條　基金ノ醵出者ハ當會社ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得ス

前項ノ承繼ハ之ヲ基金臺帳ニ登錄シ且取締役カ之ヲ基金證券ニ記載スルニ非サレハ當會社ニ對シテ其效力ヲ生セス

基金ノ醵出者及ヒ其承繼者ハ前項ノ登錄ヲ爲シタル後二年間當會社ニ對シ連帶シテ基金拂込ノ責任ヲ負フ

第十五條　基金ヲ拂込ムヘキ者カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ百圓ニ付日步四錢ノ遲延利息ヲ徵收ス

第十六條　第三十九條ニ規定シタル基本積立金カ二萬圓ニ達スル毎ニ抽籤ヲ以テ基金一百口ヲ償却ス

第十七條　當會社ニハ社員總會ニ代ハルヘキ最高ノ機關トシテ社員總代會ヲ置ク

第十八條　社員總代會ハ各府縣（北海道及ヒ臺灣ハ共ニ一府縣ト看做ス以下之ニ準ス）ニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ互選スル總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條　各府縣ニ於テハ選擧ヲ行フヘキ事業年度ノ初メニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ五十分ノ一ニ當タル毎ニ一人ノ社員總代ヲ選擧ス但五十分ノ一ニ達セサル府縣ニ於テハ他ノ府縣ト合シテ選擧ヲ行フ

既ニ社員總代ヲ選出シタル府縣ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス其社員總代ノ全員カ退任スルマテ

ハ選擧ヲ行ハス

第二十條　社員總代ノ選擧ハ毎年十府縣ニ於テ之ヲ行ヒ選擧ヲ行フヘキ府縣ノ順序ハ社員總代ヲ選出スヘキ府縣中保險金額ノ大ナルモノヲ先ニス但社員總代ヲ選出スヘキ府縣ノ數カ十ニ滿タサルトキハ選擧ハ其府縣ニ於テノミ之ヲ行フ

第二十一條　第一回ノ社員總代ハ創立總會ニ於テ十五人ヲ選擧シ滿三年目ヨリ毎年抽籤ヲ以テ三人宛退任セシメ同時ニ前二條ノ規定ニ依リ各府縣ニ於テ新ニ社員總代ヲ選出セシム

第一回ノ選擧ニ於テ當選シタル者カ就職中又ハ退任後再選セラレタルトキハ其任期ハ再選ニ依リテ就任シタル時ヨリ五年トス

第二十二條　社員總代ノ選擧ニ關スル費用ハ當會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第二十三條　社員ノ社員總代ヲ選擧スヘキ權利ハ各一箇トス

第二十四條　選擧ハ記名投票トス

選擧權ハ他人ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得ス

社員ノ法定代理人ハ其資格ヲ證スル書面ヲ選擧委員ニ差出タスコトヲ要ス

第二十五條　社員總代ノ選擧ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條　社員總代ハ無給名譽職トシ其任期ハ五年トス

第二十七條　社員總代カ死亡又ハ辭任ノ爲メ二十人未滿ニ減シタルトキハ第二十條ノ規定ニ依リ新ニ選擧ヲ行フ但會社設立後三年間ハ選擧ヲ行ハス

第二十八條　社員總代會ニ於ケル社員總代ノ議決權ハ各一箇トス

第二十九條　社員總代會ニ於テハ社長ヲ以テ議長トシ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第三十條　社員總代會ノ決議ハ出席シタル社員總代ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十一條　定時社員總代會ハ毎年十一月本社所在地ニ於テ之ヲ開ク

第三十二條　臨時社員總代會ハ取締役若クハ監査役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ十分ノ一以上ノ社員ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ三分ノ一以上ニ當タル者若クハ五分ノ一以上ノ社員總代カ其目的及ヒ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ開會ヲ請求シタルトキ之ヲ開ク

第三十三條　社員總代會ニ出席スル社員總代ニハ社員總代會ニ於テ定メタル旅費ヲ支給ス

第三十四條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役　三人乃至五人

監査役　一人乃至三人

取締役中互選ヲ以テ社長一人專務取締役一人ヲ置ク

取締役及ヒ監査役ハ社員總代會ニ於テ之ヲ選擧ス

第三十五條　取締役ノ任期ハ三年トシ監査役ノ任期ハ一年トス共ニ再選ヲ妨ケス

第三十六條　當會社ハ毎年八月三十一日ヲ以テ帳簿ヲ閉鎖シ決算ヲ爲ス

第三十七條　當會社ノ設立費用ハ初年度ニ於テ之ヲ償却ス

第三十八條　決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタルトキハ二十分ノ一ヲ法定準備金トシ二十分ノ一ヲ役員賞與金トシ殘額ヲ社員ニ配當ス但法定準備金カ基金ト同額ニ達シタル場合ニハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其積立ヲ廢シ又ハ其積立ノ率ヲ減スルコトヲ得

第三十九條　基金ノ全部ヲ償却セサル前ニ於テハ剩餘金ヨリ前條ノ法定準備金及ヒ役員賞與金ヲ控除シタル後殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ其殘額ヨリ未償却基金ニ對シ利息トシテ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ(此殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ利息ハ其全額ヲ以テ限トス)最後ノ殘額ヲ左ノ比例ニ依リ基金ノ醵出者又ハ其承繼者及ヒ社員ニ配當ス

一　基金ノ一部モ償却セサル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者	百分ノ十
社員	百分ノ九十

二　基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者	百分ノ九
社員	百分ノ九十一

三　以下之ニ準ス但基金ノ一部ヲ償却スル毎ニ其後ノ五年間ハ之ヲ償却セサル前ノ比例ニ依リ配當ス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ハ基金ノ償却ヲ受ケタル後五年間尚ホ前記ノ配當ヲ受クルモノトス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ニ對スル配當金ハ各自拂込額ノ比例ニ依リ分配ス

第四十條　基本積立金カ二十萬圓ニ達シタルトキハ其積立ヲ止ム

第四十一條　社員配當金トナルヘキ剩餘金ハ其十分ノ一ヲ超エサル範圍ニ於テ社員總代會ノ決議ヲ以テ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第四十二條　社員配當金ハ會社ニ於テ其總額ヲ保管シ三年ノ後尚ホ社員タル者ニノミ配當ス

前項ノ配當ヲ爲スニハ各社員カ三年前ノ決算期マテニ各保險契約ニ付保險料ヲ拂込ミタル年數(端數ハ算入セス)ニ年額保險料ヲ乘シタル數ヲ以テ標準トス

第四十三條　社員配當金ハ次ノ保險料ヲ拂込ミタルトキ又ハ受取ルヘキ配當金カ拂込ムヘキ保險料ヨリ大ナルトキハ現金ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ交付ス

第四十四條　當會社カ社員配當金ノ率ヲ公告シタル後二年間之ヲ請求セサル者ハ其權利ヲ失フ

第四十五條　社員配當金ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ次年度ノ社員配當金ニ繰越スコトヲ得

第四十六條　決算ニ於テ損失ヲ生シタルトキハ當會社ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ先ツ最初ニ積立

テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補シ尙ホ不足アルトキハ漸次ニ最後ニ積立テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補スルコトヲ得

第四十七條　前條ノ手續ヲ爲シ且法定準備金ヲ以テ塡補シタル後尙ホ容易ニ損失ヲ塡補シ難シト認メタルトキハ取締役ハ社員總代會ノ決議ヲ經テ未タ保險金額支拂ノ事由カ發生セサル保險契約ニ限リ一定ノ率ヲ以テ其保險金額ヲ減少スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取締役ハ還滯ナク爾後保險金額ヲ減少スヘキ率ヲ總社員ニ通知ス

第四十八條　會社財產ヲ利用スルハ左ノ方法ニ依ル

一　國債證券、地方債證券又ハ確實ナル會社ノ債券、株券ヲ取得スルコト

二　確實ナル銀行ニ預金ヲ爲スコト

三　當會社ノ事業上必要ナル不動產ヲ取得スルコト

四　第一號ニ揭ケタル有價證券又ハ不動產ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

五　府縣市町村等ノ公共團體又ハ確實ナル會社ヘ貸付ヲ爲スコト

第四十九條　退社スル社員ハ保險約款ニ定メタルモノノ外當會社ニ對シテ何等ノ權利ヲモ有セス

第五十條　社員ノ二分ノ一以上ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ二分ノ一以上ニ當タル者カ解散ヲ請求シ社員總代會ニ於テ出席シタル社員總代ノ四分ノ三以上カ同意シタル場合ノ外當會社ハ任意ノ解散ヲ爲サス

第五十一條　社員カ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及ヒ基金ノ償却、其利息ノ支拂、準備金竝ニ剩餘金配當ニ關スル決議書ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルトキハ實費ヲ以テ之ヲ交付ス

第五十二條　普通保險約款ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三條　本定款ヲ變更スルニハ社員總代會ニ於テ社員總代ノ二分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

定款變遷の要領

第一回變更要領

一、トンチン式配當法を設定した。此方法では滿期まで被保險者が生存したならば配當をなし、滿期前に死亡した場合には配當をしない。從つて死亡者に與へらるべき配當金も生殘者に與へられるから、生殘者はそれだけ多分の配當金を得ることになる（第五十四條乃至第五十九條）。

二、配當金の計算は錢位に止め、これがために生ずる殘餘金は次年度の配當金に繰入れる（第六十條）。

右明治三十六年十一月十五日第二回定時社員總代會決議、同三十七年一月十六日認可、

同年二月一日實施。

第二回變更要領

一、從來の規定に依れば、社員配當金は、大部分のものは毎回五年目の保險料と相殺し得るが、一部のものは毎回六年目以後の保險料とのみ相殺することとなるから、これを改正して、一方に於ては其保管期間を短縮して六年目に至ることなからしめ、一方に於ては四年目の保險料（分割拂の場合）と相殺し得ざるやうにし、總て五年目の保險料と相殺し以て公平を保たしむるやう改正した（第四十三條第一項）。

二、從來は何等の規定が無かつたから、中途解約の場合又は失效の場合に於ける配當金について疑義があつたが、「次年度ノ保險料ヲ拂込マスシテ退社スル社員ハ前項ノ配當金ヲ受クヘキ權利ヲ失フ」と定め、兼ねて解約を防止し、契約の繼續を奬勵せんとした（第四十三條第二項）。

右明治三十七年十一月十五日第三回定時社員總代會決議、同年十二月六日認可、同三十八年一月一日實施。

第三回變更要領

一、配當金は從來現に社員だる者にのみ配當されたのであるが、保險金支拂後と雖も尚

三年間配當することに改めた（第四十二條）。併し失效、解約に因る消滅は此權利がない（第四十六條）。

二、社員配當金を一時拂濟保險料に振替へ保險金を增加することが出來る旨の規定を設けた（第四十三條）。

三、明治三十七年二月一日以後設定したるトンチン式配當方法を廢止した（第五十四條乃至第五十九條）。

右明治四十年十一月十五日第六回定時社員總代會決議、同四十一年四月十七日認可、同年五月二十七日實施。

第四回變更要領

一、第二十四條に規定する社員總代の選擧に關して新に委任選擧の制度を採用し『選擧權ハ他ノ社員ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得』と規定した。

右明治四十三年十一月十五日第九回定時社員總代會決議、同年十一月二十九日認可、同年十二月一日實施。

第五回變更要領

一、從來被保險者の契約年齡を十五年七箇月以上六十年六箇月以下と定めたりしも、こ

れを九年六箇月一日以上に擴張した（第三條）。

二、監査役の任期は一年なりしを、二年に延長した（第三十五條）。

三、不動産取得の範圍を單に事業上必要なるもののみに止めず、收益上有利と認むる不動産をも取得し得ることに改めた（第五十一條第三號）。

右大正二年十一月十五日第十二回定時社員總代會決議、同三年四月七日認可、同年五月一日實施。

第六回變更要領

一、定款第十八條に依れば、朝鮮及び樺太は社員總代の選擧に就て一選擧區と認められなかつたのであるが、此等の地方に於ても多數の契約者を有し、且將來契約者を得べき見込あるが故に、北海道、臺灣同樣一選擧區とすることに改めた。

二、『取締役中互選ヲ以テ社長一人專務取締役一人ヲ置ク』とありしを『置クコトヲ得』と改めた（第三十四條）。

右大正四年十一月十五日第十四回定時社員總代會決議、同年十一月二十七日認可、同五年一月一日實施。

第七回變更要領

一、從來本社の公告は『本社ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ公告スル新聞紙』を以てしたのであるが、『本社所在地ニ於テ發行スル中外商業新報』に公告することにした（第九條）。

二、社員配當金となるべき剩餘金中其十分の一までは『社員總代會ノ決議ヲ以テ』他の目的に使用することが出來ることになつてゐた。從つて特別積立金及び使用人救護金の如きは其都度總代會の決議を經たのであるが、時勢の要求に從ひ新に規定を設け、『其十分ノ一ヲ超エサル範圍ニ於テ特別積立金及使用人救護金トシテ控除スルコトヲ得。前項ノ外場合ニ依リ社員總代會ノ決議ヲ經テ社員配當金トナルヘキ剩餘金ノ十分ノ一以內』を他の目的に使用し得るやうに改めた（第四十一條）。

右大正六年十一月十五日第十六回定時社員總代會決議、同年十二月五日認可、同七年二月一日實施。

第八回變更要領

一、從來社員總代は各府縣、臺灣、樺太、北海道、朝鮮に於ける契約高の順序に依り每年十府縣より選擧し來つたが、これを改め、全國を五區に分ち、每年一區より契約總高百分の一に付一人を選擧することとし、尙關東州滿洲を一府縣と看做すことにした。從つて之に關係ある條文の改正（第十八條、第十九條

及び第二十條）又は削除（第二十一條）をなし、特に第二十四條第一項を改正して、從來の記名投票を連記記名投票とし、且第二十七條を改正して補缺選擧を行ふことにした。尙附則として第五十八條及び第五十九條を設け、又第二十條に依る別表を新に加へた。

右大正八年七月十日臨時社員總代會決議、同年七月二十五日認可、同年九月一日實施。

第九回變更要領

一、社員總代の增加せる今日に於ては、漸次人事上の事故も頻發すべく、其都度多數の選擧區に涉り補缺選擧を爲すは非常の勞費なるを以て、府縣に於ける社員總代が全部退任したる場合に初めて補缺選擧をなすことにした（第二十七條）。

二、事業の發展に伴ひ、役員の數を增加するの必要を認め、取締役『三人乃至五人』を『三人乃至七人』に、監査役『一人乃至三人』を『一人乃至四人』と改めた（第三十四條）。

三、新に出世保險なる新種保險を設定したると、條文中疑義を生ずる字句ありたるを以て、第四十二條の配當金の計算方法、第四十三條及び第四十四條の配當金交付の方法に就て修正を爲した。

四、從來有價證券は之を保護預として居つたが、確實な銀行に信託預と爲すときは相當利殖の途を得るを以て、第五十一條に於て新に有價證券の信託預を爲し得る旨追補した。

右大正九年七月十五日臨時社員總代會決議、同年八月二十九日第一號認可、同年十月十二日第二・三・四號認可、同年十一月一日實施。

第十回變更要領

一、從來會社財產の利用は、(一)國債證券、地方債證券又は確實なる會社の債券、株券を取得すること、(二)確實なる銀行に預金を爲すこと、(三)不動產を取得すること、(四)第一號に揭げたる有價證券又は不動產を擔保として貸付を爲すこと、(五)府縣市町村等の公共團體又は確實なる會社へ貸付を爲すこと、及び(六)第一號に揭げたる有價證券の信託預を爲すことの六種に限定せられて居つたが、社會經濟組織が益々複雜となるに鑑み、定款に於てかくの如く嚴め其範圍を限定することは不利不便なるを以て此條文を削除した（第五十一條）。

右大正十一年十一月十五日第二十一回定時社員總代會決議、同年十二月十一日認可、同十二年六月一日實施。

第十一回變更要領

一、役員賞與金は從來『剩餘金の二十分の一』と規定せられて居つたが、かくの如く嚴め

確定することは剰餘金遞増の傾向に徴し、妥當ならざるの嫌あるにより、之を改正して『剰餘金ノ二十分ノ一以内』に止めることにした（第三十八條）。

右大正十五年十一月十五日第二十五回定時社員總代會決議、同年十二月十四日認可、昭和二年二月十七日實施。

第二十五期末現行定款

第一條　當會社ハ明治三十三年法律第六十九號保險業法ニ依リテ設立セル相互會社ニシテ第一生命保險相互會社ト稱シ本社ヲ東京市ニ置ク

第二條　社員ハ當會社ノ保險契約者タルコトヲ要ス

第三條　當會社ハ生命保險事業ヲ營ムモノニシテ其被保險者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ九年六箇月以上六十年六箇月以下ノ者タルコトヲ要ス

第四條　當會社ハ保險契約ノ終期ニ達シタルトキ又ハ被保險者カ其以前ニ死亡シタルトキ保險金額ヲ支拂フモノトス

第五條　社員ハ當會社ノ債權者ニ對シ直接ニ義務ヲ負フコトナシ

第六條　當會社ノ債務ニ關スル社員ノ責任ハ保險契約ヲ以テ定メタル保險料ヲ限度トス

第七條　社員カ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルニハ會社ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第八條　當會社ノ本社ニハ社員名簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記載ス

一　各社員ノ氏名、住所

二　各社員ノ保險契約ノ種類、保險金額及ヒ保險料

第九條　當會社ノ公告ハ本社所在地ニ於テ發行スル中外商業新報ヲ以テ之ヲ爲ス

第十條　當會社ノ基金ハ二十萬圓トシ創立總會前其四分ノ一ヲ拂込マシメ其餘ハ取締役ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ拂込マシム

第十一條　基金ハ二百圓ヲ以テ一口トシ之ヲ分割又ハ共有スルコトヲ許サス

第十二條　基金ノ醵出者ニハ基金一口毎ニ記名證券一通ヲ交付ス

第十三條　基金證券ヲ喪失シタル者更ニ證券ノ交付ヲ申出テタルトキハ當會社ハ申出人ノ費用ヲ以テ三日間公告シ異議ヲ申出ツル者ナキトキハ更ニ證券ヲ交付ス但證券一通ニ付三十錢ノ手數料ヲ徴收ス

第十四條　基金ノ醵出者ハ當會社ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ他人ヲシテ其權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得ス

前項ノ承繼ハ之ヲ基金臺帳ニ登錄シ且取締役カ之ヲ基金證券ニ記載スルニ非サレハ當會社ニ對シテ其效力ヲ生セス

基金ノ醵出者及ヒ其承繼者ハ前項ノ登錄ヲ爲シタル後二年間當會社ニ對シ連帶シテ基金拂込ノ

責任ヲ負フ

第十五條　基金ヲ拂込ムヘキ者カ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ百圓ニ付日歩四錢ノ遲延利息ヲ徵收ス

第十六條　第三十九條ニ規定シタル基本積立金カ二萬圓ニ達スル毎ニ抽籤ヲ以テ其金一百口ヲ償却ス

第十七條　當會社ニハ社員總會ニ代ハルヘキ最高ノ機關トシテ社員總代會ヲ置ク

第十八條　社員總代會ハ各府縣ニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ互選スル總代ヲ以ヲ之ヲ組織ス

北海道、臺灣、朝鮮、樺太及ヒ關東州滿洲ハ社員總代ノ選擧ニ付テハ各一府縣ト看做ス

第十九條　各府縣ニ於テハ選擧ヲ行フヘキ事業年度ノ初ニ於テ其府縣ニ住所ヲ有スル社員ノ保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ百分ノ一ニ當タル毎ニ一人ノ社員總代ヲ選擧ス但百分ノ一ニ達セサル府縣ニ於テハ當會社ノ指定スル他ノ府縣ト合シテ選擧ヲ行フ

第二十條　社員總代ノ選擧ハ別表ニ記載セル順序ニ依リ毎年一區宛之ヲ行フ

第二十一條　削　除

第二十二條　社員總代ノ選擧ニ關スル費用ハ當會社ニ於テ之ヲ負擔ス

第二十三條　社員ノ社員總代ヲ選擧スヘキ權利ハ各一箇トス

第二十四條　選擧ハ連記記名投票トス

選擧權ハ他ノ社員ニ委任シテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

社員ノ法定代理人ハ其資格ヲ證スル書面ヲ選擧委員ニ差出スコトヲ要ス

第二十五條　社員總代ノ選擧ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條　社員總代ハ無給名譽職トシ其任期ハ五年トス

第二十七條　府縣ニ於テ選出セラレタル社員總代ノ全部カ死亡其他ノ事由ニ因リ退任シタルトキハ其社員總代ヲ選擧シタル府縣ニ於テ補缺選擧ヲ行フ

補缺社員總代ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

第二十八條　社員總代會ニ於ケル社員總代ノ議決權ハ各一箇トス

第二十九條　社員總代會ニ於テハ社長ヲ以テ議長トシ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第三十條　社員總代會ノ決議ハ出席シタル社員總代ノ議決權ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十一條　定時社員總代會ハ毎年十一月本社所在地ニ於テ之ヲ開ク

第三十二條　臨時社員總代會ハ取締役若クハ監査役ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ十分ノ一以上ノ社員ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ三分ノ一以上ニ當タル者若クハ五分ノ一以上ノ社員總代カ其目的及ヒ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ開會ヲ請求シタルトキ之ヲ

開ク

第三十三條　社員總代會ニ出席スル社員總代ニハ社員總代會ニ於テ定メタル旅費ヲ支給ス

第三十四條　當會社ニ左ノ役員ヲ置ク

取締役　三人乃至七人　　監査役　一人乃至四人

取締役中互選ヲ以テ社長一人專務取締役一人ヲ置クコトヲ得

取締役及ヒ監査役ハ社員總代會ニ於テ之ヲ選擧ス

第三十五條　取締役ノ任期ハ二年トス共ニ再選ヲ妨ケス

第三十六條　當會社ハ毎年八月三十一日ヲ以テ帳簿ヲ閉鎖シ決算ヲ爲ス

第三十七條　當會社ノ設立費用ハ初年度ニ於テ之ヲ償却ス

第三十八條　決算ニ於テ剩餘金ヲ生シタルトキハ二十分ノ一ヲ法定準備金トシ二十分ノ一以內ヲ役員賞與金トシ殘額ヲ社員ニ配當ス但法定準備金カ基金ト同額ニ達シタル場合ニハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其積立ヲ廢シ又ハ其積立ノ率ヲ減スルコトヲ得

第三十九條　基金ノ全部ヲ償却セサル前ニ於テハ剩餘金ヨリ前條ノ法定準備金及ヒ役員賞與金控除シタル後殘額ノ十分ノ一ヲ基本積立金トシ其殘額ヨリ未償却基金ニ對シ利息トシテ其拂込額ノ百分ノ六ヲ支拂ヒ（此殘額カ百分ノ六ニ達セサルトキハ利息ハ其全額ヲ以テ限トス）最後ノ殘額ヲ左ノ比例ニ依リ基金ノ醵出者又ハ其承繼者及ヒ社員ニ配當ス

一　基金ノ一部モ償却セサル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者　百分ノ十

社員　百分ノ九十

二　基金ノ十分ノ一ヲ償却シタル場合

基金ノ醵出者又ハ其承繼者　百分ノ九

社員　百分ノ九十一

三　以下之ニ準ス但基金ノ一部ヲ償却スル毎ニ其後ノ五年間ハ之ヲ償却セサル前ノ比例ニ依リ配當ス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ハ基金ノ償却ヲ受ケタル後五年間尙ホ前記ノ配當ヲ受クルモノトス

基金ノ醵出者又ハ其承繼者ニ對スル配當金ハ各自拂込額ノ比例ニ依リ分配ス

第四十條　基金積立金カ二十萬圓ニ達シタルトキハ其積立ヲ止ム

第四十一條　社員配當金トナルヘキ剩餘金ハ其十分ノ一ヲ超エサル範圍ニ於テ特別積立金及ヒ使用人救護金トシテ控除スルコトヲ得

前項ノ外場合ニ依リ社員總代會ノ決議ヲ經テ社員配當金トナルヘキ剩餘金ノ十分ノ一以內ヲ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第四十二條　社員配當金ハ會社ニ於テ其總額ヲ保管シ二年ノ後尙ホ社員タル者ニノミ配當ス

前項ノ配當ヲ爲スニハ現存スル各保險契約カ二年前ノ決算期迄ニ經過シタル年數（端數ハ算入セス）ニ對シ拂込ミタル保險料ノ總和ヲ以テ標準トス但一時拂ノ外年額保險料ニ依ル保險契約カ保險金額支拂ニ因リテ消滅シタルトキハ前二項ノ規定ニ準シ保險料拂込中ノ契約ニ在リテハ其拂込年數、保險料拂込濟ノ契約ニ在リテハ其經過年數ニ充ツル迄尙ホ社員配當金ヲ交付ス

第四十三條　社員配當金ハ配當ヲ爲スヘキ年度內ニ於テ始マル保險年度ノ保險料ト相殺スルモノトス但二十年以上ノ期間ニ亘ル保險契約ニ在リテハ社員ハ之ヲ一時拂濟保險料ニ振替ヘ保險金額ヲ增加スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ振替ヲ爲サントスル者ハ保險契約締結ノ時ニ於テ之ヲ定ムヘシ但當會社ノ定ムル手數料ヲ支拂フトキハ保險契約締結ノ後ト雖モ當會社ハ振替ヲ承諾スルコトアルヘシ

第四十四條　社員配當金ト保險料ト相殺スル場合ニ於テ社員カ相殺スヘカリシ保險料ヲ旣ニ拂込ミタルトキ、保險料拂込ノ義務ヲ有セサルトキ又ハ配當金カ相殺スヘキ保險料ヨリ大ナルトキハ現金ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ交付ス

第四十五條　第四十三條ノ規定ニ依リ社員配當金ヲ以テ振替ヘタル一時拂濟保險料ハ第四十二條第二項ニ定メタル配當ノ標準ト爲ルヘキ保險料ニ之ヲ算入セス

第四十六條　保險契約カ失效又ハ解除ニ因リテ消滅シタルトキハ社員ハ其保險契約ニ付社員配當金ヲ受クヘキ權利ヲ失フ

第四十七條　當會社カ社員配當金ノ率ヲ公告シタル後二年間之ヲ請求セサル者ハ其權利ヲ失フ

第四十八條　社員配當金ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ其全部又ハ一部ヲ次年度ノ社員配當金ニ繰越スコトヲ得

第四十九條　決算ニ於テ損失ヲ生シタルトキハ當會社ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ先ツ最初ニ積立テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補シ尙ホ不足アルトキハ漸次ニ最後ニ積立テタル社員配當金ヲ以テ之ヲ塡補スルコトヲ得

第五十條　前條ノ手續ヲ爲シ且法定準備金ヲ以テ塡補シタル後尙ホ容易ニ損失ヲ塡補シ難シト認メタルトキハ取締役ハ社員總代會ノ決議ヲ經テ未タ保險金額支拂ノ事由カ發生セサル保險契約ニ限リ一定ノ率ヲ以テ其保險金額ヲ減少スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取締役ハ遲滯ナク爾後保險金額ヲ減少スヘキ率ヲ總社員ニ通知ス

第五十一條　削除

第五十二條　退社スル社員ハ保險約款ニ定メタルモノノ外當會社ニ對シテ何等ノ權利ヲ有セス

第五十三條　社員ノ二分ノ一以上ニシテ其保險金額カ當會社ノ保險金總額ノ二分ノ一以上ニ當タル者カ解散ヲ請求シ社員總代會ニ於テ出席シタル社員總代ノ四分ノ三以上カ同意シタル場合ノ外當會社ハ任意ノ解散ヲ爲サス

第五十四條　社員カ財產目錄、貸借對照表、事業報告書、損益計算書及ヒ基金ノ償却、其利息ノ支拂、準備金竝ニ剩餘金ノ配當ニ關スル決議書ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルトキハ實費ヲ以テ之ヲ交付ス

第五十五條　普通保險約款ハ社員總代會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條　本定款ヲ變更スルニハ社員總代會ニ於テ社員總代ノ二分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五十七條　第四十二條ノ配當金ノ計算ハ錢位ニ止メ厘位以下ハ之ヲ算入セス但之カ爲ニ生スル殘餘金ハ次年度ノ配當金ニ算入ス

附　則

第五十八條　大正八年八月三十一日現在ノ社員總代ハ新ニ其府縣ニ於テ社員總代ヲ選擧スルマデ在任ス

第五十九條　第五區ノ選擧ハ大正八年ニ之ヲ行フ

別　表

第五區　福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩、臺灣
第一區　樺太、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、栃木、群馬
第四區　兵庫、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、香川、德島、愛媛、高知、朝鮮、關東州滿洲
第三區　愛知、岐阜、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山、三重、大阪
第二區　東京、茨城、埼玉、千葉、山梨、神奈川、靜岡、長野、新潟、富山

第三章　基　金

相互會社の基金は會社の設立費用を支辨し、尙創業當時の擔保資金たる性質を有するものである。蓋し保險事業は創立後相當期間は、其收入する附加保險料を以てしては會社の設立費用を支辨することを得ず、また剩餘金も事業の擔保資金として積立を爲す程の餘裕を生じ難き場合がある。株式組織に於ては資本金が此職能を盡すのであるが、相互組織に於ては株式會社に於けるが如く株主なく、從つて其目的に充つるため、一時の借入金を設ける必要がある。これが相互會社の基金であるから、事業が順調に發展して行けば、此借入金は剩餘金から漸次償却して、同時に同額の基本積立金を以て之に代らしむることが出來るのである。

保險業法は基金に關する事項を定款の絕對的必要事項にして居る。我社定款によれば、基金を二十萬圓とし、之を千口に分ち、一口の金額を二百圓とし、創立總會前其四分の一を拂込ましめ、其餘は取締役に於て必要と認めたる場合之を拂込ましめることに規定せられて居る。

而して其募集は、主として池田謙三氏等の紹介により明治三十五年一月頃より開始し、

五月末に於て其大多數、八月初旬に於て全部の決定を見、茲に二十萬圓の基金は三十三名（別掲入社申込書參照）に依り醵出さるることとなつた。尤も八月二十七日附で基金拂込通知狀を發して居るが、此前後に於て醵出者中二三の異動はあつた。即ち池田謙三氏百口引受中二十五口を濱口茂之助氏に讓渡されて、醵出者一名を增し、尙小倉毅豐氏の引受八十三口中三十三口及び戶田正夫、岡崎遠光、木村テッ三氏引受口數全部を、住友吉左衞門氏に讓渡し、住友氏は五十口の醵出者として新に參加された。此異動の結果基金醵出者は三十二名となり、九月十一日に於て基金二十萬圓の四分の一、即ち五萬圓の拂込は完了され、九月十五日の創立總會を經て、愛に我社は成立した。

營業開始後に於ける事業は相當の努力を拂つた結果、豫期の如く進展し、其年度末決算に於て剩餘金二千百六十圓五十錢を出し、うち基金利息に千七百五十圓（利率三分五厘）を支出し得た。右の如き低率の利廻を以てしても、相互主義の生命保險を擡立せんとする我社の犧牲的なる基金醵出者には不平はなかつた。併し經營者に於ては、其犧牲的精神に對して大いに酬ひねばならない。そのために、矢野氏は

基金醵出者諸君ニ一言ス

第一期ニハ僅ニ三朱五厘ノ利子ヲ差上候處第二期ニハ六朱ノ利子ノ外ニ三厘程ノ配當ヲ差上ルコトニ可相成ト存候乍併此配當ナルモノハ社員配當ノ增加ニ伴ヒ年々增加致ス都合ニテ會社カ豫約ニヨリ社員ニ配當可致金額ハ當分左ノ比例ニ增加致候答ニ御座候故之ト同樣ニ諸君ヘノ配當モ增加可致豫算ニ相成候間左樣御承知置被下度候

一（第二期）	三（第三期）	六（第四期）			
一〇（第五期）	一五（第六期）	二一（第七期）			
二八（第八期）	三六（第九期）	四五（第十期）			
五五（第十一期）	六六（第十二期）	七八（第十三期）			
九一（第十四期）	一〇五（第十五期）				

即本年度配當ハ九厘次年度ハ一朱八厘第五期ハ三朱第六期ハ四朱五厘ニ可相成候故ニ社運發展ノ工合今日ト大差無之候ハヽ第七期ニハ既ニ利子六朱配當六朱三厘合計一割二朱强ト可相成第十五期ニハ配當ノミニテ三割一朱五厘ト可相成計算ニ御座候假令計算ノ半額ト相成候共決シテ長ク前年度ノ如キ小配當ニ止ルモノニハ無之候ニ付御安心被下度爲念申上置候也

明治三十六年十一月十六日

矢　野　恒　太

の文旨に依りて、將來必ず有利に展開すべきことを聲明した。爾後第六期までは大體此聲明に近い配當を爲しだが、其後は連年豫定を超過し、第十五期の如きは聲明の配當率に殆

ど五倍して十五割以上となり、第二十期の最終配當は二十三割八分四厘にも及んで居る。其詳細は左記の通りである。

基金利息及び基金配當表

	基金利息	基金配當		基金利息	基金配當
期	金額	利率	金額	配當率	期	金額	利率	金額	配當率
一	一、七五〇円	三・五%	—	—	一一	二、四五五円	六・〇%	二五・六四%
二	三、〇〇〇	六・〇	一五五・四八円	〇・二〇	一二	二、四〇〇	六・〇	一四、四五〇・四二	二八・九八
三	三、〇〇〇	六・〇	四一八・六〇	〇・八〇	一三	二、一三五	六・〇	二六、二八二・九八	五二・五八
四	三、〇〇〇	六・〇	八八九・七五	一・八〇	一四	一、八五〇	六・〇	三六、七〇七・四四	八一・五六
五	三、〇〇〇	六・〇	二、三三三・九一	四・六〇	一五	一、〇五〇	六・〇	六八、八一一・九四	一三二・九二
六	三、〇〇〇	六・〇	二、一八〇・二四	四・四〇	一六	三五五	六・〇	（基金償却済）	
七	三、〇〇〇	六・〇	三、九五二・九一	七・九〇	一七				
八	三、〇〇〇	六・〇	五、九六〇・六二	一一・八〇	一八				
九	二、八五五	六・〇	六、五七五・九五	一三・六二	一九				
一〇	二、七五〇	六・〇	二一、一四四・九六	二三・二六	二〇				

而して、基金の償却は、基本積立金が二萬圓に達する毎に抽籤を以て一百口を償却することとし、基金に對しては利息の外に次の如き方法により配當をも爲すことにして居る。即ち基金の全部を償却せざる前に於ては、剩餘金より所定の法定準備金及び役員賞與金を控除したる後、殘額の十分の一を基本積立金とし、其殘額より未償却基金に對し利息として其拂込額の百分の六を支拂ひ（此殘額が百分の六に達せざるときは利息は其全額を以て限度とする）、最後の殘額を、（一）基金の一部も償却せざる場合に於ては基金の十分の一、（二）基金の十分の一を償却した場合に於ては基金醵出者又は其承繼者百分の九十、（三）基金醵出者又は其承繼者百分の九、社員百分の九十一の割合に依り配分し、以下これに準ずることにした。基金醵出者又は其承繼者は基金を受けたる後と雖も、尙五年間は未だ償却を受けざるものと同じ率の配當を受くることとし、一部の償却を受けたる場合もこれに準ずることとした（定款第三十九條參照）。

これを實際に徵するに、明治四十三年十一月十五日第九回社員總代會の決議により、第一回百口の償却を爲した。爾後大正元年百口、同三年百口、同四年二百口、同五年二百口の五回に亘り、前後七百口十四萬圓の償却を經て、第十六回社員總代會の決議により殘部の未償却基金全部三百口即ち六萬圓を償却して、基金全部の償却を完成し、茲に名實共に相互會社たる形態を實現するに至つた。而して之を記念祝賀するために、大正六年十一月

十六日基金醵出者各位を築地新喜樂に招待し、席上矢野社長は大要別項の如き挨拶をなし、原六郎氏之に答辭せられ、尚二三氏所感を述べられ、主客は盛會の裡に社業の前途を祝福したのであつた。

基金醵出者招待會席上に於ける矢野社長挨拶

皆さん、本夕は本社創業十五週年の決算を終りまして其結果御蔭により從來種々御配慮に與りました基金全部を御返し出來る樣になりましたに付て聊か皆さんに御禮旁々一席の小宴を設けました處御多忙中にも不拘多數の方々の御來場を得ました而已ならず中には甚だ遠方の地方から態御上京下さつた方も御座いますので何とも光榮至極の事でありまして厚う御禮を申上げる次第であります。

本社も御蔭によりまして追ひ追ひ盛況の域に向ひますので、之を十有五年前の創業當時に比べますときは洵に今昔の感に堪へぬ次第であります。只今斯く御挨拶申上げながらも萬感交々胸に臻る——とでも申しませうか何とも申上げ樣のない感慨が起きるのでありまして其如何なる事を感じて居るかといふことは唯々皆さんの御推察を仰ぐより外は無い次第であります。申上げる迄もなく私が第一生命の創立を主唱致しました當時は我國の生命保險事業は悉く皆營利を目的としたる株式會社でありましたが、私が明治三十年頃外國を視察しましたる結果我邦の生命保險事業が尠くとも歐米諸國のそれに比して及ばざること遠く五六十年は遲れてゐると感じました。特に我國に全然相互會社のないのは甚だ不都合である。何とかして我國にも相互會社を設けまして契約者に利益を配當せねばならぬといふ考を持ちまして、『非射利主義生命保險會社の設立を望む』といふ一書を公にし新聞雜誌などにも意見を公にし微力ながら自分平素の希望を世間に問ひましたのは明治二十五六年頃のことで其結果として明治三十四年本社の創立に從事しました譯でありますが、之れより前農商務省に於て保險業法の起案に參與いたしまして其結果我國に於ても相互組織を以て保險會社を設立することが法律上可能になつてゐたのでありました。然し會社を創立いたしますに當時には有力なる財產家諸君に知已もなく從つて二十萬圓の資本を得ることにも一方ならぬ苦心をいたしました次第でありますが、當時私は二十萬圓位の資本金は各府縣に之を分割する時は一府縣四千圓其拂込額は一千圓にて足る次第でありますから私自ら全國を行脚しても五萬圓の拂込資金を得ることは必ずしも不可能で無いといふ考も持ちまして之を學友にして且同時に保險業法の制定に盡力せられたる岡野敬次郎氏に相談致しました處が氏は學問上の見地からしても亦根本的に本社の創立に贊成せられまして同氏の御紹介により本夕御臨席になつて居られる池田謙三氏に御目にかかつたのが遂に會社及び私をして今日あらしむるに至らしめた第一步であります。池田氏は私の說を以て書生流の議論と見られた樣でありましたが兎に角私の熱心を買つて下されたと見え同時に之亦本夕御臨席になつて居られる原六郎氏に紹介せられ、之によつて次い

で森村男爵、大橋、服部、早川の諸氏に及び遂に今日の基金醵出者の中堅を爲すに至りました次第であります。勿論此系統以外の出資もないではありません。御臨席になつてゐられる加藤正義氏の如きは當時岡野敬次郎氏の勸誘によりまして出資せられたものと記憶してゐます。其他新聞紙の報道によつて突然出資を申込まれた方も亦ありまして、現に新潟の石田友吉君の如きはまだ一面識も無かつた方でありましたが遂に會社の一出資者となられた次第であります。前社長柳澤伯は私留學中の友達でありまして、其緣故により出資を願ひ住友男爵の如きは同伯の御紹介によりまして御出資を願ひました。以上の如く出資者は選拔の結果本夕御臨席下さつた各位の如き有力なる方々のみを得まして當時三十四五名を以て資金全部を滿たす事が出來た次第であります。創立當時赤星氏は最多額の出資者であつて原氏は第二位でありましたが、赤星氏の亡くなられた後、其遺産を整理せられた方が基金の持分を賣却せられて石田氏の手に這入つた關係上目下では石田氏が最大出資者となつて居られるのであります。——能く考へて見るに假令私が當時全國を行脚して首尾能く五萬圓の資金を集め得たりとするも、それによつて今日あるは頗る困難なる事であつたらうと思ひます。又集まらなかつたとすれば、私の考へは全く空想に過ぎなかつた、といふに歸するのであるが直接には諸君の御同情間接には諸君の信用によりまして社業は日を逐うて發展し其結果我社の利益を契約者に戻すことになつたのみならず、今日に至つては我社以外にも恰も歐米に於けるが如き保險會社が數多出來當利主義の株式會社迄競爭上皆利益を契約者に分配するやうになり、今では餘り利益のない會社迄も一生懸命に何とかして契約者に利益配當をなす途を講ずる樣になり、之によつて保險契約者の負擔の減ずる結果は益保險業の發展を招來した事は明瞭な事であります。現在我國に於ける生命保險契約高は十二三億圓を算して居りますけれど若し我國に相互保險——利益金の割戻しといふことが生れ出なかつたならば恐らく生命保險の契約高も今日程には達しなかつたものであらうと私かに考ふる次第であります。目下第一生命の契約高は五千萬圓に足らぬのでありますが然し之によつて我國生命保險會社一般の風儀を矯めたといふ點に於て多少與つて力あつたとすれば第一生命の功績は單に契約高の多少に止まらずして斯界に貢獻ありたるものと自負する次第でありますが之とても其起源を思へば全く本夕御臨席下された各位の賜でありましてかかる有力なる諸君の後援の無かつたら恐らく自分は一空想家に過ぎなかつたらうと思ひます。凡そ世の中に大事業家が大事業を爲すには常に其背後には隱れたる後援者又は犧牲者がありますので、之無くしては表面に立つ人は仲々出來ないのであります。私の三十七八歲時代の友人は夫々出世もし或は地位に於て或は財產に於て或は德望に於て成功した人もありますが中には亦失脚した者も相當にあるのであります。思ふに此兩者の區別は一つは運といふこともあらうけれども一方に於て後援者の有無といふ僅かの區別が今日の此差別に至つた次第であらうと思ひます。飜つて今日より當時を想到しますれば實に微々たる一書生でありました私が、幸ひ諸君の御後援によりまして今日を見るに至りましたのは、衷心感謝に堪へぬ次第であ

りますが、私も當年五十三歳でありまして之より猶多少の希望は抱いて居りますが然し第一生命が私の一生中の大部分を占領した大事業でありました事は疑の無い所であります。當時私の計畫が諸君の目に如何に映じたかといふ事に就ては全く其出資は寄附の積りであつた方が多からうと思ひます。從つて今日の償還は諸君に於て定めて意外に御感じであらうと思ひますが私にとつては如此高恩ある諸君から拜借した恩金を萬一寄附に終らせる樣なことがあつてはならぬと十五年間一日も忘れたことはなかつたのであります。ふといふ段取りになつたことは言語に述べられぬ衷心の歡喜で唯御推察を願ふ外はありません。併し之によつて會社と諸君とが絶緣されるのではない會社のあらん限り諸君は最初に私の志を助けて保險業今日の盛を致された御同情を以て猶將來一層の御高誼御引立を乞ふ次第であります。我社の任務は之で了へたといふのではありません益模範的の會社となつて國家社會に貢獻せねばならぬのであります。聊小宴を開いて滿腔の感謝を表はしたいと思ひましたが萬感胸に湧いて言ふ所も盡し難く設備も甚不行屆の段重々御詫を申ます。今日柳澤伯森村住友兩男早川千吉郎氏石田友吉氏の諸君の御缺席になつたのは甚だ遺憾であります。大橋取締役は朝鮮へ旅行せられましたので御出席は出來ませんが然し過半數の御臨席を得ましたのは寔に愉快に思ふ所であります。何も御座いませんが、私の心情を御汲み下さいましてユルユル御歡談の程を希望致します。

基金醵出者諸氏は、先に基金全部の償却を終りたるを期とし、矢野社長多年の功績に酬ふるため、記念品贈呈の計畫があつた。右記念品は川合玉堂畫伯の筆にかかる紅白梅花の屏風一双であるが、其贈呈式が大正八年二月七日新橋花月に於て擧行せられた。參列者主客併せて十五名、勞頭濱口吉兵衞氏の開會の辭あり、續いて池田謙三氏の贈呈式辭（次揭）朗讀、服部金太郎氏の演說あり、最後に矢野社長の答辭あり、終つて盛筵を開き、九時散會された。

記念品贈呈辭

第一生命保險相互會社社長矢野恒太君貴下。抑會社創立。因君首唱。爾來十有五年。業務日盛。社運月進。同業者間。班第一位。初某等。醵金資之。素無受償意。而貴下。運用得宜。年次配當利潤。且既還了。共功共績。寔可謂偉矣。於是。某等胥謀。囑帝室技藝員川合玉堂。繪紅白梅花于金屏。以贈呈。聊酬厥勞。併表謝意云。

大正八年二月七日

第一生命保險相互會社
基金醵出者總代
池田謙三
大橋新太郎

第一期以後基金醵出者に若干の異動あり、抽籤償却の狀態をも明瞭ならしむるために、次表を附記する。

基金醵出者異動一覽表

氏名＼期	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	備考
服部金太郎	五〇															
柿沼谷雄	五〇															
濱口吉兵衛	五〇															
原六郎	一〇〇（口數）															
赤星彌之助	一〇〇		（參加證書）						（信託證書ト換ノ）							
池田謹三	五〇		（死亡）						六〇	六〇						
石田友吉	五〇		一五〇						一五〇							
服部金太郎	五〇															
早川千吉郎	五〇															
大橋新太郎	五〇															
大村彦太郎	五〇															
小倉毅曇	五〇															
伯爵柳澤保惠	五〇															

氏名＼期	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	備考
矢野恒太	五〇															
白勢春三	五〇															
男爵森村市左衛門	五〇															
男爵住友吉左衛門	五〇															
市橋保治郎	五〇															
濱口茂之助	三二															
大橋小左衛門	一〇（死亡）															
藤崎三郎助	一〇															
小山左文二	一〇															
江藤莊三郎	一〇															
齋藤庫吉	一〇															
三輪潤太郎	一〇		（死亡）													
進藤敬	一〇															
鈴木好吉	一〇															
加藤正義	一〇															
片桐正雄	一〇															
藤武喜助	一〇															
小阪善之助	一〇															
有馬純俊	一〇															
酒井清四郎	一〇															（退社セラル）
男爵鳥津忠秋	一〇															

	濱尾玄弘	石岡繁太郎	田澤林三郎	柿沼谷藏	結城豐太郎	關井友一	合計（口數）
一、〇〇〇圓							
五〇〇圓	一	一	一				三
二〇〇圓	一	一	一	一			四
一〇〇圓	一	一	一	一			四
五〇圓	一	一	一	一			四
二〇圓	一	一	一	一			四
一〇圓	一	一	一	一			四
五圓	一	一	一	一			四
二圓	一	一	一	一			四
一圓	一	一	一	一			四
合計（口數）	九	九	九	五			三二
明治三十六年九月國友浪雄相續							
明治三十七年三月矢野小左衛門特別七口寄贈							
大正元年十一月關井友一に讓渡							
明治三十七年十一月三輪桓次郎特別七口寄贈（大正五年十一月寄贈と改む）							
大正二年二月片桐正雄特別寄贈							
大正九年十一月田澤林三郎特別寄贈							

（一）は一口金壹萬圓と同じきことを示す

右表の基金醵出者を府縣別にして見ると、東京十六名、新潟八名、鹿兒島四名、京都三名、大阪、兵庫、福井、長野、宮城、青森各一名である。

第四章　社員總代

我社は會社最高の機關として社員總會に代るべき社員總代會を置き、而して、社員總代會は各府縣に於て其府縣に住所を有する社員――契約者――の互選する總代を以て組織せられることになつて居る。これに關する現行規定は、定款第十七條乃至第三十三條並に附則であり、選擧手續に關しては、明治三十七年十一月以後別に細則を設けて居る。

併し初期社員總代の選出及び退任に就ては、定款に特に定められたる方法（定款第二十一條參照）により、明治三十五年九月十五日創立總會に於て左記の十五名選擧せられ、滿三年在任後、同三十八年九月一日より開始する第四事業年度よりは、定款中の他の選擧規定（定款第十九條及び第二十條參照）に基き、契約高の多きものより十府縣を選び、其府縣の契約高が前年度末現在契約高の五十分の一に達する毎に一人の社員總代を選擧し、其五十分の一に達せざるものは他の府縣へ合併して選擧を行ふこととした。

創立總會に於て選出されたる社員總代

片桐正雄	矢野恒太	藤山雷太

明治三十八年九月退任

第四章　社員總代

市橋保治郎　加藤正義　三宅碩夫　明治三十九年九月退任
池田清助　越山太刀三郎　江藤善三郎　明治四十年九月退任
藤崎三郎助　廣瀬貞文　森村市左衛門　明治四十一年九月退任
服部金太郎　早川千吉郎　白勢春三　明治四十二年九月退任

而して社員總代選擧に關する規定は、大正五年及び同八年の兩度に其部分的變更を爲し（定款の參照）、細則に就ても大正八年七月及び同十三年十一月の二回に部分的變更を爲して、別掲現行規定に及んで居る。

我社社員總代は第一回選擧以來、左掲社員總代異動一覽表の如く百五十四名を算し、其第二十五期末現在人員は八十五名である。而して右社員總代を以て組織せられたる社員總代會は、毎年十一月の定時會二十五回、明治四十二年六月、大正八年七月及び同九年七月の臨時會三回と共に前後二十八回開催せられ、之に依り我社の組織經營の大綱が決せられて居る。左に選擧細則及び社員總代異動一覽表を掲げる。社員總代會決議事項に就ては重出を避けるため之を省略した。

社員總代ノ選擧ニ關スル細則

第一條　社員總代ノ選擧ハ毎年九月、十月ノ中ニ於テ之ヲ行フ

第二條　會社ハ選擧ヲ管理セシムル爲メ選擧ノ日ヨリ少クトモ七日以前ニ於テ選擧ヲ行フヘキ府縣ニ住所ヲ有スル社員中ヨリ二名以上ノ選擧委員ヲ囑託シ別ニ會社使用人中ヨリ一名又ハ數名ノ選擧ニ關スル理事ヲ任命スヘシ

第三條　選擧委員ハ選擧ノ日ヨリ遡クモ三日以前ニ於テ選擧ヲ行フヘキ府縣ノ府縣令ヲ公告スル新聞紙又ハ主タル新聞紙ヲ以テ左ノ事項ヲ公告スヘシ

一　其府縣ニ於テ選擧スヘキ社員總代ノ數

二　選擧ヲ行フヘキ日時、場所

但シ社員ニ對シ上記事項ヲ記載シタル選擧開催ノ通知狀ヲ發シタルトキハ之ヲ以テ新聞公告ニ代フルコトヲ得ルモノトス

第四條　選擧場ニハ選擧名簿ヲ備フ

第五條　選擧名簿ハ八月三十一日ヲ以テ確定期限トス

第六條　選擧場ニハ社員選擧理事及ヒ會社關係者ニシテ選擧委員カ特ニ許可シタルモノノ外入ルコトヲ許サス

第七條　選擧委員カ特ニ入場ヲ許シタルモノノ外選擧場ニ入ル社員ハ豫メ會社ヨリ交付セル入場券ヲ携帶シ選擧名簿ノ對照ヲ經テ入場スヘシ

第八條　入場券ノ交付ヲ受ケサル者又ハ之ヲ紛失シタル者ハ保險證券及ヒ最近ノ保險料領收證又

ハ社員タルコトヲ證明スヘキ資料ヲ示シ選擧場ノ入口ニ於テ新タニ入場券ヲ請求スヘシ

第九條　選擧委員ノ全數カ病氣其他ノ事由ニ依リ其職務ヲ執ルコト能ハサル場合ニ於テハ會社ハ選擧理事又ハ他ノ社員ニ嘱託シテ其職ニ就カシムルモノトス

第十條　投票ニハ選擧スヘキ社員總代ノ定數ニ當ル人名ヲ列記スヘシ之ニ違フモノハ無效トス

第十一條　當選者ハ比較多數ヲ以テ之ヲ定ム

投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　出席シタル社員ノ多數ヲ以テ社員總代ノ指定ヲ選擧委員ニ一任スルコトヲ得ルモノトス

第十三條　社員總代ノ選擧投票及ヒ其指名等ヲ爲スヘキ場合ハ選擧委員カ第十二條ニ依リ社員總代スヘシ

第十四條　點檢濟ノ投票ハ選擧委員之ヲ封緘シ會社ニ送付ス

第十五條　補缺選擧ニ就テハ本則ニ準シテ之ヲ施行スヘシ

第十六條　此細則ニ規定ナキ事項又ハ選擧ニ關シ疑義ヲ生シタルトキ並ニ天災地變等ノ場合ニ於テ此細則ニ依リテ之ヲ決シ次ノ社員總代會ニ報告スヘシ

社員總代異動一覽表

（選出府縣欄内の府縣名は最初に選出されたる際の府縣にして＊印は第二十五期末現在の社員總代である。又△印は滿期退任の後年を隔てて更に選出せられたものである。）

氏名	選出府縣	選出年月	退任年月並理由
伊＊藤長次郎	兵庫（外一縣）	大正四年十月新選出―同十年十月再選出―同十五年十	
伊＊丹彌太郎	佐賀（外三縣）	明治四十四年十月新選出―大正五年十月再選出―同八年十月再選出―同十三年十	
市原求	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出―同四十三年十月再選出―大正四年十月再選出―同十二	
市橋保治郎	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出	明治三十八年十月滿期
市＊川辰雄	新潟（外二縣）	大正十二年十月新選出	
岩＊出惣兵衛	東京（外四縣）	大正十二年十月新選出	
今＊村奇男	愛知	大正十一年十月新選出	
今村勳三	奈良（外三縣）	明治三十八年十月新選出	明治四十三年十月滿期
池田清助	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出―同三十八年十月再選出―同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期
石井健吾	神奈川	明治三十八年十月新選出	明治四十三年十月滿期
石＊黒傳六	石川（外一縣）	大正十三年十月新選出	
石＊坂養平	埼玉（外四縣）	大正十二年十月新選出	
棗豐助	德島（外七縣）	大正三年十月新選出	大正四年九月退社
服部金太郎	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出―同三十八年十月再選出	明治四十三年十月滿期
原＊嘉道	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出―同四十三年十月再選出―同十二年十月再選出	
早川千吉郎	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出―同三十八年十月再選出―同四十三年十月再選	大正十一年十月死亡

濱口儀兵衛	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出	明治三十九年十二月辭任	
橋本八右衛門	青森（外二縣）	大正六年十月新選出—同九年十月再選出—同十四年十月再選出		
橋本龍一	廣島	大正十五年十月新選出		
橋本辰二郎	長崎（外一縣）	大正十一年十月新選出—同十三年十月再選出		
橋本吉兵衛	廣島	大正五年十月新選出—同十年十月再選出	大正十三年八月死亡	
袴田喜四郎	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
林市藏	大阪（外一縣）	大正十一年十月新選出	大正十三年七月死亡	
林鐵太郎	山形（外二縣）	大正九年十月新選出		
迫間房太郎	朝鮮	大正十五年十月新選出		
仁井田益太郎	東京（外四縣）	大正十二年十月新選出		
西村孫兵衛	京都（外二縣）	大正十一年十月新選出		
西澤武助	大阪（外一縣）	明治四十三年十月新選出—大正四年十月再選出	大正十一年十月滿期	
西澤善七	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—同十四年十月再選出—同十二年十月再選出		
堀諫	滿洲（外一縣）	大正十年十月新選出	大正十五年十月滿期	
星野唯三	群馬	大正九年十月新選出	大正十四年十月滿期	
星野錫	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出	大正十二年十月滿期	
土井八郎兵衛	三重（外九縣）	大正元年九月新選出—同六年十月再選出—同十一年十月再選出		
戶田宗三郎	廣島（外二縣）	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出		
小野駿一	大分（外二縣）	大正八年十月新選出	大正十三年十月滿期	
小倉久兵衛	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
原孫三郎	岡山	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出		
西行禮	香川（外三縣）	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出		
村彥太郎	京都	大正四年十月新選出—同十一年十月再選出		
久保正策	神奈川	大正四年十月新選出	大正九年一月死亡	

大倉孫兵衛	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出		
大澤德太郎	京都（外二縣）	大正十一年十月新選出		
大澤福太郎	群馬	大正九年十月新選出		
大崎敬方	宮崎（外三縣）	大正十三年十月新選出		
大島義脩	愛知	大正四年十月新選出		
乙竹仲太	北海道（外二縣）	大正九年十月新選出		
岡田德右衛門	愛知	大正十一年十月新選出		
岡野敬次郎	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出	大正十四年十二月死亡	
岡崎藤吉	兵庫	大正十五年十月新選出		
岡本庚太郎	北海道（外二縣）	大正四年十月新選出—同九年十月再選出—同十四年十月再選出		
奧田義人	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出	大正六年八月死亡	
荻野萬太郎	栃木	大正九年十月新選出—同十四年十月再選出	明治四十三年十月滿期	
若林虎吉	德島（外三縣）	大正十五年十月新選出		
渡部勝三郎	德島（外七縣）	明治四十二年十月新選出	大正三年十月滿期	
加藤正義	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出	大正十二年十二月死亡	
上遠野富之助	愛知（外一縣）	明治三十八年十月新選出—大正十一年十月新選出	明治四十三年十月滿期	
嘉納次郎右衛門	兵庫	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出		
新川佐次郎	新潟（外二縣）	大正十二年十月新選出		
河內山樂三	朝鮮	大正十五年十月新選出		
片桐正雄	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出	明治三十八年十月滿期	
金澤仁作	大阪（外三縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十一年十月再選出		

柿崎欽吾	大阪（外一縣）	大正十一年十月新選出	大正十三年十二月死亡	
龜岡德太郎	大阪（外三縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正二年二月死亡	
神田兵右衞門	兵庫（外三縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出	大正十年一月死亡	
吉野周太郎	福島（外一縣）	大正六年十月新選出—同九年十月再選出—同十四年十月再選出		
田邊爲三郎	岡山（外四縣）	明治三十九年十月新選出	明治四十四年十月滿期	
谷井文藏	宮城	大正十四年十月新選出		
高羽惣兵衞	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
高田早苗	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出	大正十二年十月滿期	
瀧定助	愛知	大正十一年十月新選出	大正十四年一月死亡	
瀧川辨三	兵庫	明治四十三年十月新選出—大正四年十月再選出—同十年十月再選出	大正十三年十月滿期	
瀧川儀作	兵庫（外一縣）	大正十五年十月新選出		
瀧口吉良	山口（外九縣）	大正二年十月新選出—同七年十月再選出—同十年十月再選出—同十五年十月再選出		
瀧澤助右衞門	長野（外二縣）	大正十二年十月新選出		
津村重舍	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出		
津久居彥七	栃木（外一縣）	明治四十四年十月新選出	大正五年十月滿期	
塚田正一	山形（外一縣）	大正十三年十月新選出—同十四年十月再選出		
角田林兵衞	福島（外九縣）	明治四十年十月新選出—大正元年九年再選出	大正六年一月死亡	
辻貞吉	京都（外二縣）	大正十一年十月新選出		
中原仙藏	群馬（外一縣）	大正十四年十月新選出		
中田錦吉	大阪（外一縣）	大正四年十月新選出—同十一年十月再選出	大正十五年二月死亡	

中村準策	兵庫	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出		
中村茂八	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出		
長野善五郎	大分（外三縣）	大正十三年十月新選出		
永見寬二	長崎（外一縣）	大正八年十月新選出	大正十一年四月死亡	
村木正憲	大阪（外一縣）	大正十一年十月新選出		
上田彌兵衞	大阪（外一縣）	大正十一年十月新選出		
上野吉二郎	神奈川	大正九年十月新選出—同十二年十月再選出		
植村俊平	山口（外九縣）	明治四十一年十月新選出	大正二年十月滿期	
梅野實	滿洲（外一縣）	大正十五年十月新選出		
梅岡正吉	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出	明治四十三年十月滿期	
野田藤馬	廣島（外二縣）	大正十年十月新選出	大正十五年十月滿期	
野口喜一郎	北海道（外二縣）	大正十四年十月新選出		
桑原下學	長野（外二縣）	大正十二年十月新選出		
來栖壯兵衞	神奈川	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
奧建	福岡（外三縣）	大正十三年十月新選出		
熊巳義憲	廣島（外二縣）	大正十年十月新選出—同五年十月再選出		
草野半福島		大正九年十月新選出—同四年十月再選出	昭和二年六月死亡	
矢野恒太	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
八木龜三郎	愛媛（外四縣）	大正十年十月新選出	大正十五年十月滿期	
山邊英太郎	岩手（外二縣）	大正十四年十月新選出		
山口玄洞	大阪（外三縣）	明治三十八年十月新選出	明治四十三年十月滿期	
前川太兵衞	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期	
前田豫七	東京（外二縣）	大正四年十月新選出—同二年十月再選出		
松方幸次郎	兵庫（外一縣）	明治四十三年十月新選出	大正四年十月滿期	

松田精一	長崎（外三縣）	大正十三年十月新選出	
松永安彥	靜岡（外四縣）	大正七年十月新選出—同十二年十月再選出	
松永武吉	朝鮮	大正十年十月新選出	大正十五年十月滿期
松崎藏之助	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—同四十四年十月再選出	大正八年十一月死亡
松本健次郎	福岡（外九縣）	大正元年九月新選出—同六年十月再選出—同八年十月再選出—同十三年十月再選出	
松本正寬	朝鮮	大正五年十月新選出—同十年十月再選出	
藤山雷太	創立總會選出	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月新選出—同九年十月再選出	明治三十八年十月滿期
藤井武喜助	鹿兒島（外三縣）	大正十三年十月新選出	
藤崎三郎助	創立總會選出	明治三十五年九月新選出	大正四年十月滿期
小池國三	東京（外四縣）	大正十二年十月新選出	大正十四年三月死亡
小泉清左衛門	兵庫（外三縣）	明治三十八年十月新選出	明治三十九年四月死亡
小西新右衛門	兵庫	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出	
小山健三	大阪（外一縣）	大正四年十月新選出—同十一年十月再選出	大正十二年十二月死亡
越山太刀三郎	創立總會選出	明治三十五年九月新選出	明治三十八年十月滿期
江藤喜三郎	創立總會選出	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年	
出光佐三	福岡（外三縣）	大正十三年十月新選出	
青木五兵衛	東京（外四縣）	大正十二年十月新選出	
赤星典太	熊本（外三縣）	大正十三年十月新選出	
荒井泰治	臺灣（外一縣）	明治四十三年十月新選出	大正四年十月滿期
佐竹作太郎	山梨（外四縣）	明治三十九年十月新選出—同四十四年十月再選出	大正四年八月死亡

佐々木長治	愛媛（外三縣）	大正十五年十月新選出	
齋藤鷲太郎	關東州（外一縣）	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出	
齋藤恒三	愛知（外一縣）	明治四十三年十月新選出—大正十一年十月再選出	大正四年十月滿期
澤原俊雄	廣島（外二縣）	大正十年十月新選出—同十五年十月再選出	
坂田文吉	朝鮮	大正五年十月新選出—同十年十月再選出—同十五年十月再選出	
櫻井鐵太郎	臺灣（外一縣）	大正八年十月新選出	大正九年十月退社
木村平右衛門	和歌山（外一縣）	大正十一年十月新選出	
木村匡	臺灣（外一縣）	大正四年十月新選出—同八年十月再選出—同十三年十月再選出	
木村清	大阪（外一縣）	大正十一年十月新選出	
木村許一郎	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	明治四十四年一月退社
行德健男	熊本（外一縣）	大正八年十月新選出	大正十三年十月滿期
北村吉之助	臺灣	大正十三年十月新選出	
三宅碩夫	創立總會選出	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期
美濃部俊吉	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出	
南川福藏	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期
宮川鐵次郎	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出—同四十三年十月再選出	大正四年十月滿期
鹽原又策	東京（外四縣）	大正十二年十月新選出	
白勢春三	創立總會選出	明治三十五年九月新選出—同三十八年十月再選出—同四十三年十月再選出—大正四年十月再選出—同十二年十月再選出	
澁澤義一	神奈川	大正九年十月新選出—同十二年十月再選出	
下平用彰	石川（外一縣）	大正十一年十月新選出	大正十三年二月死亡
廣瀨貞文	創立總會選出	明治三十五年九月新選出	明治三十八年十月滿期

*土方久徴	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出―同四十三年十月再選出―大正四年十月再選出
*茂木七郎右衛門	千葉（外一縣）	明治四十四年十月新選出―大正五年十月再選出―同十二年十月再選出
*森俊六郎	關東州（外一縣）	大正十五年十月新選出
*森岡平右衛門	東京（外一縣）	明治三十八年十月新選出―同四十三年十月再選出―大正四年十月再選出―同十二年十月再選出
森村市左衛門	（創立總會選出）	明治三十五年九月新選出―同三十八年十月再選出―同四十三年十月再選出
瀨良嘉一	廣島（外二縣）	大正十年十月新選出
*關藤次郎	奈良（外一縣）	明治四十三年十月新選出―大正四年十月再選出―同十一年十月再選出
*菅沼豐次郎	大阪（外三縣）	明治三十八年十月新選出―同四十三年十月再選出―大正四年十月再選出―同十一年十月再選出

大正四年十月滿期	
大正十五年十月滿期	

第五章　役員

我社役員は取締役及び監査役にして、共に定款の規定に從ひ、社員總代會に於て選擧せられる。創業當時制定せられたる定款に依れば、取締役の人員を三人乃至五人、其任期を三年とし、監査役の人員を一人乃至三人、其任期を一年とし、且取締役に在りては互選を以て社長一人、專務取締役一人を置くことゝせられて居つたが、大正三年五月監査役の任期を二年に延長し、更に大正五年一月取締役の人員を三人乃至七人に、監査役の人員を一人乃至四人に增員し、社長及び專務取締役は取締役中互選を以て各一人之を置くことを得ることに改正した。相互會社の取締役は株式會社の取締役が株主の意思の執行機關たると異なり、社員即ち契約者全體の總意を執行する機關なるを以て、其嚴選を要すべきは言を俟たず、監査役の選任に付ても亦同樣である。幸にして我社の役員は每回人格ある適任者の選出を見、之に加ふるに社員總代會の承認を經て相談役或は顧問を依囑し、事務統轄に些の遺漏をもなからしめて來た。即ち第一回役員選擧に依り、取締役に伯爵柳澤保惠、矢野恒太、大橋新太郎の三氏、監査役に濱口茂之助氏當選し、取締役中互選に依り社長に柳澤伯爵、專務取締役に矢野恒太氏が就任した、尙社員總代會滿場一致の承認を得て池田謙

三、森村市左衛門の二氏に相談役を依嘱した。以後取締役改選十回、同増員選挙四回、監査役改選十六回、同増員選挙四回並に顧問相談役の異動を經て、左の如く現在役員及び顧問に及んで居る。

一、役　員

現在役員

矢野恒太	明治三十五年九月十五日專務取締役就任	
	大正四年九月一日社長就任	
大橋新太郎	明治三十五年九月十五日取締役就任	
服部金太郎	明治四十二年六月一日取締役就任	
男爵　森村開作	大正九年十一月十五日取締役就任	
今村繁三	大正十年十一月十五日取締役就任	
石坂泰三	大正十年十一月十五日取締役就任	
濱口吉兵衛	明治三十五年九月十五日監査役就任	
	明治三十七年十一月十五日監査役辭任	
	明治三十九年二月一日茂之助を吉兵衛と改名	

伊藤萬太郎	明治三十九年十一月十五日監査役就任
	大正十年十一月十五日常任監査役就任
小林一三	大正十五年十一月十五日監査役就任

辭任役員

伯爵　柳澤保惠	明治三十五年九月十五日取締役社長就任
	大正四年八月三十一日辭任
岩出惣兵衛	明治三十七年十一月十五日取締役就任
	明治四十二年六月一日辭任

死亡役員

柿沼谷雄	明治三十七年十一月十五日監査役就任
	大正五年十一月一日谷藏を谷雄と改名
	大正九年十一月二十三日死亡
日比谷平左衛門	明治四十二年六月一日取締役就任
	大正十年一月九日死亡

二、顧　問

伯爵　柳澤保惠	大正四年九月一日依嘱

三、相　談　役

池田謙三　明治三十五年九月十五日依嘱
大正十二年十一月二十九日死亡

森村市左衛門　明治三十五年九月十五日依嘱
大正八年九月十一日死亡

和田豊治　大正八年十一月十五日依嘱
大正十三年三月四日死亡

第六章　普通保険約款

保険約款は保険契約の準則たる條項を云ふのであるが、相互會社に在りては其組織の性質上よりして、特に非射利主義の理想を基調とし、學理と經驗との許す限り、可及的寛大にして、契約者の利益が充分に確保せられるものでなければならない。保険約款には會社の契約者に對する理想が反映するのであるから、其會社が如何に時勢に順應し、如何に經驗を善用し、如何に新知識を吸收することに不斷の努力を拂つて居るかを知るには、其會社の歴史中約款が如何に改正を加へられて居るかを觀れば足るのである。我社は常に此點に深き注意を拂ひ、約款の合理化、寛大化、簡易化を企劃し、以て契約者の利益增大に努めて來た。

保険約款は主務官廳の認可の下に、豫め標準的の契約條項を定めたもので、特殊の場合には別に特別の協定を爲して居る。前者は普通の場合に適用せられる標準的約款で、之を普通保険約款と云ふに對し、後者を特別保険約款と云ふ。本章に於ては唯普通保険約款に就てのみ記述する。

我社普通保険約款は創業以來六回の改正を經て居る。しかも我社は約款の改正をなした

る場合、常に其意思に反せざる限り之を舊契約者にも適用して居る。これ他社に於ては此事あるを聞かざる所にして、我社の誇りとする所である。蓋し約款を改正したる場合、之を舊契約者にも適用すべき義務はないのであるが、我社は契約者平等主義の見地より之を既契約者全部に及ぼすことにして居る。先づ創業當初に於ける約款を掲げ、次に其後の變遷に就て概說を試み、最後に第二十五期末現行普通保險約款を掲げやう。

創業當初に於ける普通保險約款

第一條　當會社ハ保險契約ノ終期ニ達シタルトキ又ハ被保險者カ其以前ニ死亡シタルトキ保險金額ヲ支拂フヘシ

第二條　保險料ハ一年分ヲ各契約年度ノ始マテニ領收ス

第三條　被保險者カ死亡シタルトキハ次年度以後ノ保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

第四條　保險料ハ當會社ノ本社又ハ當會社ニ於テ指定シタル場所ニ拂込ムモノトス

第五條　第二回以後ノ保險料ノ拂込ニ付テハ期日後六十日ヲ猶豫期間トス

猶豫期間ヲ過キテ尙ホ保險料ヲ拂込マサル場合ト雖三箇月分ノ保險料及ヒ其利子カ第十六條ノ返還金ニ超過セサル限之ヲ貸付金ニ振替ヘ保險料ノ拂込ニ充ツ

保險料ヲ期日ニ拂込マサルトキハ一日一萬分ノ四以下ノ利子ヲ徵收ス

第六條　被保險者カ著シク危險ナル旅行、職業、其他ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ豫メ其旨ヲ當會社ニ通知スヘシ

第七條　被保險者カ死亡シタルトキハ保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ遲滯ナク其旨ヲ當會社ニ通知シ且被保險者死亡ノ日ヨリ九十日以內ニ之ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ特ニ必要ナリト認メタル書類ノ提出ヲ請求スルコトヲ得

第八條　保險金額ハ前條ノ書類カ當會社ノ本社ニ到達シ又ハ保險契約カ終期ニ達シタル後三十日以內ニ之ヲ支拂フヘシ但調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無效トス

一　保險契約者又ハ被保險者カ保險契約ノ申込ヲ爲スニ當タリ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキ

二　被保險者カ第一回ノ保險料拂込前又ハ第十四條ニ依ル保險契約復活請求ノ承諾前ニ疾病若クハ外傷ニ罹リタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其旨ヲ當會社ニ通知セサルトキ

三　保險契約申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニ於テ保險契約ノ當時實際ノ年齡カ當會社ノ保險料表ニ揭ケタル年齡ノ範圍內ニ在ラサルトキ

第十條　左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

一　第五條第一項ノ猶豫期間內ニ保險料ヲ拂込マサルトキ但第五條第二項ノ場合ハ此限ニ在ラス

二　被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十一條　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

一　第一回ノ保險料拂込前ニ於テ被保險者カ死亡シタルトキ

二　被保險者カ自殺、決鬪其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ

三　被保險者カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

四　當會社ニ通知セスシテ被保險者カ著シク危險ナル行爲ヲ爲シ之カ原因トナリテ死亡シタルトキ

五　保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

六　被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ戰地若クハ變亂地ニ於テ病死シタルトキ

七　第七條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第十二條　保險契約者ハ何時ニテモ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ通知アリタル場合ニハ當會社ハ保險契約ノ解除ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條　保險契約申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタル場合ニ於テ第九條第三號ニ該當セサルトキハ左ノ方法ニ依ル

一　實際ノ年齡ヨリ多カリシトキハ再ヒ被保險者ノ身體ヲ診査シ將來ニ向テ保險料ヲ減少スルコトアルヘシ

二　實際ノ年齡ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ一箇年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ徵收ス

但保險金額支拂ノ事由發生前ニ此手續ヲ爲ササリシトキハ保險料不足額ノ比例ヲ以テ保險金額ヲ削減シ且保險金額ノ百分ノ五ヲ超過セサル金額ヲ控除ス

第十四條　第十條第一號ノ場合ニ於テ保險契約者カ保險契約ノ失效ノ後一年內ニ當會社ノ定メタル健康證明書ヲ提出シテ保險契約ノ復活ヲ請求スルトキハ當會社ハ被保險者ノ身體ヲ診査シ異狀ナシト認メタルトキニ限リ其請求ヲ承諾スヘシ此場合ニ於テハ保險契約ヲ繼續セルモノト看做シ延滯保險料ニ相當スル金額及ヒ之ニ對スル一日一萬分ノ四ノ利子ヲ徵收ス

第十五條　第九條ノ場合ニ於テ保險契約者及ヒ被保險者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ既收保險料ヨリ其十分ノ二ト保險金額ノ百分ノ五ニ當タル金額ヲ控除シ其殘額ヲ保險契約者ニ返還ス

第十六條　第十條、第十一條第二號第三號第四號第六號第七號及ヒ第十二條ノ場合ニ於テハ別表ノ金額ヲ保險契約者ニ返還ス

第十七條　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ社員總代會ノ決議ニ依リ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ支拂フ

コトアルヘシ

一　第十一條第四號第六號第七號ノ場合

二　二年以上轉讀シテ當會社ノ被保險者タリシ者カ自殺シタルトキ

三　被保險者カ民法第三十條第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十八條　保險金額及ヒ返還金ハ當會社ノ本社ニ於テ保險證券ト引換ニ之ヲ支拂フ

第十九條　保險契約者ハ當會社ノ社員トシテ定款第三十九條乃至第四十六條ノ規定ニ依リ剩餘金ノ分配ニ與カルモノトス

第二十條　第十六條ノ返還金ハ保險契約者ノ請求ニ依リ何時ニテモ之ヲ貸付スヘシ

第二十一條　保險證券ノ書換又ハ再交付ニ付テハ金三十錢ノ手數料ヲ徵收ス

第二十二條　保險契約申込書ニ記載シタル事項ノ變更ヲ承認シ、其他保險契約者若クハ被保險者ノ申出ヲ承諾スル場合又ハ保險料ヲ領收スル場合ニ於テハ當會社ハ社長若クハ取締役ノ署名捺印セル書面ヲ交付ス此書面ナキトキハ當會社ニ對シテ其效力ヲ有セス

第二十三條　保險契約カ消滅シ當會社カ保險金額又ハ第十六條ノ返還金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其年度ノ保險料ニ未拂込部分アルトキハ支拂フヘキ金額ヨリ之ヲ控除ス

普通保險約款變遷の要領

第一回變更要領

一、被保險者が第一回保險料拂込前又は保險契約復活承諾前に疾病若くは外傷に罹りたる場合に於て、保險契約者又は被保險者が其旨を當會社に通知せざるときは、保險契約を無效とする趣意の規定があつたが、其意の存する所を明確ならしむるために、之を『當會社ニ通知セスシテ保險料ヲ拂込ミタルトキ』は契約を無效とすることに改めた(第九條第二號)。

二、トンチン式配當方法を定款に規定した結果、約款中配當に關する規定に相當の變更を加へた(第十九條)。

三、保險料一時拂の方法を新設した(第二十四條)。

四、契約締結後三年以上を經過したるときは請求により保險料拂濟保險に變更することを得せしめた。但新に算出する保險金額が百圓に達せざる時は此限にあらずとした(第二十五條)。

五、以上(三)(四)の計算に必要な基礎數字表を普通保險約款末尾に揭載した。

右明治三十六年十一月十五日第二回定時社員總代會決議、同三十七年一月十六日認可、同年二月一日實施。

第二回變更要領

一、保險料分割拂の方法を認め『保險料ハ保險契約ヲ以テ定メタル保險料支拂期間中三箇月分、半年分又ハ一年分ヲ前拂スルモノトス』と改めた（第二條）。

二、右の結果、保險年度の中途に於て消滅する契約に對しては年度內未拂込分の保險料ある場合と雖も特に之を徵收せざることとした（第三條）。

三、定款中よりトンチン式配當法の規定を削除したる結果、約款に於ても亦之に關する規定を改正した（第十九條）。

四、保險料の分割拂を認め、更に保險年度內未拂込分保險料の徵收を免除した結果、之と矛盾せる『保險契約カ消滅シ當會社カ保險金額又ハ第十六條ノ返還金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其年度ノ保險料ニ未拂込部分アルトキハ支拂フヘキ金額ヨリ之ヲ控除ス』と云ふ規定を削除した（第二十三條）。

五、社員配當金を一時拂濟保險料に振替へて保險金額を增額する方法を規定した（第二十五條）。

右明治四十年十一月十五日第六回定時社員總代會決議、同四十一年四月十七日認可、同年五月一日實施。

第三回變更要領

一、會社の保險契約上の責任が何時開始するかに付て明確なる規定を缺いて居つたから、『當會社ノ通知ニ基キ最初ノ保險料ヲ拂込ミタル時』から責任を負ふ旨の規定を設けた（第一條）。

二、第二期以後の保險料拂込期日を明にせんがため、『第二期以後ノ保險料ハ各其前期ノ末日マテニ拂込ムヘシ』と規定した（第二條第二項）。

三、被保險者の死亡を可及的迅速に通知せしめ、以て保險金額の支拂を早からしめんため、從來の死亡通知義務期間九十日を六十日に短縮した（第七條）。

四、保險金額は所定の書類が提出された場合に於てのみ支拂はれることになつて居つたが、『當會社ニ於テ被保險者ノ死亡ヲ確實ト認メタルトキハ』假令書類が完備せなくとも保險金額を支拂ふことにした（第九條）。

五、保險金額及び返還金額の支拂は必ず保險證券と引換に支拂ふことになつて居つたが、正當の事由あるときは、之を提出せざるも支拂ふと云ふ但書を加へた（第十條、第二十條）。

六、時弊に鑑み、『保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキハ保險契約ハ無效トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ拂戻サス』との規定を新設した（第十

一條)。

七、告知義務違反に因る契約は從來無效としたが、之を商法第三百九十九條ノ二と同樣に解除し得るものと改め、又其解除權は解除の原因を知りたる時より一箇月、保險契約の時より五年を經過したときは消滅することに規定した(第十二條)。

八、危險增加に對しては單なる通知義務を規定せるに過ぎなかつたが、之を改めて、通知を受けたる後一箇月內ならば契約を解除し得ると規定した(第十四條)。

九、契約者が故意に被保險者を死に致したる場合に就ては、商法に何等の規定がなかつたが、明治四十四年の改正に際して、其第四百三十一條第三號に、『保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ』は保險金額を支拂ふ責任がないと規定せられたから、本社も之に倣つて免責事項中に之を加へた(第十五條第六號)。

一〇、戰爭危險に付き、從來本社は商法第三百九十五條の規定に倣ひ、『被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ戰地若クハ變亂地ニ於テ病死シタルトキ』は保險金額を支拂はずと規定して居つたのであるが、之を改正し『被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ戰爭地若クハ變亂地ニ於テ其地ノ流行病ニ罹リ死亡シタルトキハ社員總代會ノ決議ニ依リテ保險金額ヲ支拂フ』こととし、若し社員總代會に於て『保險金額全部ノ支拂カ當會社ノ基礎ヲ危クスルノ虞アリト認メタルトキ』は返還金額を下らざる範圍に於て其一部を削減することがあると改めた(第十六條)。

一一、保險契約消滅の際に貸付金又は辨濟期にある利息あるときは、會社より支拂ふべき金額と相殺し得るとの規定を新に加へた(第二十二條)。

一二、猶豫期間內に被保險者が死亡したる場合は、其最後に拂込みたる保險料と同額の保險料及び其利息を控除して保險金額を支拂ふと云ふ新條項を設けた(第二十三條)。

一三、保險契約者は何時でも保險金額受取人を指定又は變更し得る旨明示し、此場合には被保險者の同意書を提出して保險證券に其旨を記入することを要すとした。又保險契約によつて生じた權利を讓渡する場合も亦これと同樣の手續に依ることとした(第二十五條)。

右明治四十四年十一月十五日第十回定時社員總代會決議、同年十一月二十七日認可、同四十五年二月一日實施。

第四回變更要領

一、壽福保險を創始したるため、其割增保險金額に關する條項を追加した(第六條)。

二、保險契約を拂濟保險に變更する場合に於ては第六條所定の割增保險金額を附せざる

旨明示した(第二十九條)。

三、死亡表を變更した結果、普通保險約款末尾に掲げた各種計算の基礎數字表を變更した。

右大正二年十一月十五日第十二回定時社員總代會決議、同三年四月七日認可、同年五月一日實施。

第五回變更要領

一、告知義務違反に因る契約の解除通知は契約者に對して爲すを原則とするが、契約者が不明なるとき又は其住所及び居所が不明なるときは、保險金額受取人に對しても之を爲すことを得と定めた(第十二條)。

二、危險增加の場合に於ける解除通知も右同樣に規定した(第十四條)。

右大正四年十一月十五日第十四回定時社員總代會決議、同年十一月二十七日認可、同五年一月一日實施。

第六回變更要領

一、出世保險を創始したるため、保險金額支拂に付て必要なる字句の修正を爲した(第六條)。

二、出世保險創始の結果、猶豫期間內に被保險者が死亡せる場合の保險料徵收に關する條項中、「其最後ニ拂込ミタル保險料ト同額ノ保險料及其利息ヲ保險金額ヨリ控除シ」とあつたのを、「其最後ニ拂込ミタル保險料ニ對スル期間ニ準シ既ニ拂込期ニ在ル保險料及其利息ヲ保險金額ヨリ控除シ」保險金額受取人に支拂ふと改めた(第二十三條)。

右大正九年七月十五日臨時社員總代會決議、同年十月十二日認可、十二月一日實施。

第二十五期末現行普通保險約款

第一條　當會社ノ保險契約上ノ責任ハ當會社ノ通知ニ基キ保險契約者カ最初ノ保險料ヲ拂込ミタル時ヨリ始マル

第二條　保險契約者ハ保險料拂込期間中其選擇ニ依リ一年、半年又ハ三月ヲ一期トシテ保險料ヲ拂込ムヘシ但保險契約消滅ノ事由カ生シタルトキハ次期以後ノ保險料ヲ拂込ムコトヲ要セス

第三條　保險料ハ當會社ノ本社又ハ當會社ノ指定シタル場所ニ就キ拂込ムヘシ

第四條　保險料拂込期日後六十日ヲ猶豫期間トス此期間內ハ保險料ニ一日一萬分ノ四ノ利息ヲ附加シテ之ヲ拂込ムヘシ

第五條　猶豫期間內ニ保險料及其利息ヲ拂込マサルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ

猶豫ノ規定ニ拘ラス第二十條ニ定メタル返還金額カ三月分ノ保險料及其利息ヲ支拂スルニ足ルトキハ當會社ハ保險契約者ニ對シテ貸付金ヲ爲シ保險料ノ拂込ニ充當ス既ニ貸付金アル場合ニ於テハ其金額及拂濟期ニ在ル利息ヲ返還金額ヨリ控除シタル殘額カ三月分ノ保險料及其利息ヲ支拂スルニ足ルトキ亦同シ

前項ノ貸付金ヲ爲シタル場合ニ於テハ當會社ハ遲滯ナク其旨ヲ保險契約者ニ通知スヘシ

第六條　養老保險及出世保險ハ保險期間カ滿了シタルトキ又ハ被保險者カ其前ニ死亡シタルトキ保險金額ヲ支拂フヘシ

壽福保險ハ前項ニ依ルノ外保險金額ヲ支拂フト同時ニ左記ノ割增保險金額ヲ支拂フヘシ

一　保險契約後十年ヲ經過シタルモノ　保險金額ノ二割

二　保險契約後十五年ヲ經過シタルモノ　保險金額ノ四割

三　保險契約後二十年ヲ經過シタルモノ　保險金額ノ六割

四　保險契約後二十五年ヲ經過シタルモノ　保險金額ノ八割

五　保險契約後三十年ヲ經過シタルモノ　保險金額ノ十割

定款第四十三條ノ規定ニ依リ社員配當金ヲ以テ增加シタル保險金額ハ前項割增ノ標準トナスヘキ保險金額ニ算入セス

第七條　被保險者カ死亡シタルトキハ保險契約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ハ遲滯ナク其旨ヲ當會社ニ通知シ且被保險者死亡ノ日ヨリ六十日內ニ左ノ書類ヲ提出シテ保險金額ノ支拂ヲ請求スヘシ

一　醫師ノ死亡診斷書又ハ死體檢案書

二　被保險者ノ戶籍ノ謄本

前項第一號ノ書類ニハ當會社ノ定メタル事項ヲ記載スヘシ但正當ノ事由ニ依リ之ヲ記載スルコト能ハサル場合ハ此限ニアラス

當會社ハ第一項ノ書類ノ外特ニ必要ト認メタル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第八條　保險金額ハ保險期間滿了ノ場合ニ於テハ當會社ノ本社ニ於テ前條ノ書類ヲ受領シタル時ヨリ三十日內ニ支拂フヘシ但調査ノ爲メ特ニ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス

第九條　當會社ニ於テ被保險者ノ死亡ヲ確實ト認メタルトキハ第七條ノ規定ニ拘ラス保險金額ヲ支拂フヘシ

第十條　保險金額ハ當會社ノ本社ニ於テ保險證券ト引換ニ支拂フヘシ但正當ノ事由アルトキハ保險證券ノ提出ナキモ保險金額ヲ支拂フヘシ

第十一條　保險契約ニ關シ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキハ保險契約ハ無效

トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ拂戻サス

第十二條　保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ當會社ハ保險契約ノ解除ヲ爲スコトアルヘシ但當會社カ其事實ヲ知リ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニアラス

前項ノ解除權ハ當會社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一箇月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス保險契約ノ時ヨリ五年ヲ經過シタル時亦同シ

前二項ニ依ル保險契約ノ解除ハ保險契約者又ハ其住所及居所カ不明ナルトキニ限リ保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條　保險契約申込ノ後最初ノ保險料拂込前ニ被保險者ノ身體ニ著シキ異狀ヲ生シ其他重要ナル事項ニ付キ異動ヲ生シタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ當會社ニ其事實ヲ通知スヘシ此場合ニ於テハ當會社ハ新ニ保險契約ノ協定ヲ爲スヘシ

保險契約者又ハ被保險者カ前項ノ通知ヲ爲サスシテ保險料ヲ拂込ミタルトキハ當會社ハ前條ノ規定ニ從ヒ保險契約ノ解除ヲ爲スコトアルヘシ

第十四條　被保險者カ職業若クハ居所ノ變更又ハ旅行其他ノ行爲ニ因リ著シク危險ヲ增加シタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ハ遲滯ナク其旨ヲ當會社ニ通知スヘシ此場合ニ於テ當會社ハ將來ニ向テ保險契約ヲ解除スルコトアルヘシ但當會社カ其通知ヲ受ケタル時ヨリ一箇月ヲ經過シ

タルトキハ此限ニアラス

第十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　左ノ場合ニ於テハ當會社ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス

一　保險契約者又ハ被保險者カ前條ノ通知ヲ爲ササル場合ニ於テ增加シタル危險ニ因リ被保險者カ死亡シタルトキ但其死亡カ最初ノ保險料ヲ拂込ミタル時ヨリ二年ノ後ナルトキハ此限ニアラス

二　被保險者カ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキ但當會社ニ於テ被保險者ノ死亡ヲ確實ト認メタルトキハ此限ニアラス

三　被保險者カ自殺シタルトキ但最初ノ保險料ヲ拂込ミタル時ヨリ又ハ第十八條ノ規定ニ依リ保險契約ヲ復活シタル時ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ此限ニアラス

四　被保險者カ決鬪其他ノ犯罪ニ因リ若クハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ一年以上ノ禁錮若クハ懲役ニ處セラレ其刑ノ執行中ニ死亡シタルトキ

五　保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ當會社ハ其殘額ヲ正當ノ權利者ニ支拂フヘシ

六　保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ

第十六條　被保險者カ戰爭其他ノ變亂ニ因リテ死亡シタルトキ又ハ戰爭地若クハ變亂地ニ於テ其

地ノ流行病ニ罹リ死亡シタルトキハ社員總代會ノ決議ニ依リテ保險金額ヲ支拂フヘシ

社員總代會ニ於テハ前項ノ保險金額全部ノ支拂カ當會社ノ基礎ヲ危クスルノ慮アリト認メタルトキニ限リ其一部ヲ削減スルコトアルヘシ此場合ニ於テ支拂フヘキ金額ハ第二十條ニ定メタル返還金額ヲ下ルコトナシ

第十七條　保險契約申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齡ニ錯誤アリタルトキハ左ノ區別ニ從フ

一　實際ノ年齡カ保險契約ノ當時當會社ノ保險料表ニ揭クル年齡ノ範圍外ナリシ時ハ保險契約ハ無效トシ既ニ拂込ミタル保險料ハ之ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ

二　錯誤ノ年齡カ實際ノ年齡ヨリ多カリシトキハ保險料ノ拂込ヲ要スル場合ニ於テハ將來ニ向テ之ヲ更正スヘシ

三　錯誤ノ年齡カ實際ノ年齡ヨリ少カリシトキハ保險料ノ不足額ニ一年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ之ヲ追徵シ且將來ニ向テ保險料ヲ更正スヘシ但保險金額支拂ノ事由カ生シタル前ニ此手續ヲ爲ササリシトキハ保險料ノ割合ヲ以テ保險金額ヲ削減スヘシ

第十八條　第五條第一項ノ規定ニ依リ保險契約カ其效力ヲ失ヒタル場合ニ於テ保險契約者カ一年內ニ保險契約ノ復活ヲ請求スルトキハ當會社ハ被保險者ノ身體ニ著シキ異狀ナシト認メタルトキニ限リ保險料ヲ追徵シテ其請求ニ應スヘシ

第十一條、第十二條及第十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條　保險契約者ハ何時ニテモ將來ニ向テ保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第二十條　保險契約ノ解除若クハ失效又ハ當會社カ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セサル場合ニ於テハ當會社ハ保險料拂込濟ノ時期ヲ標準トシ別表ニ依リテ返還金額ヲ算出シ之ヲ保險契約者ニ拂戻スヘシ但第十五條第六號ノ場合ハ此限ニアラス

返還金額ノ支拂ニ付キテハ第十條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條　保險契約者ハ何時ニテモ保險證券ヲ當會社ニ提供シテ前條ノ返還金額內ニ於テ貸付金ヲ受クルコトヲ得

第二十二條　保險契約消滅ノ事由カ生シタル場合ニ於テ貸付金又ハ辨濟期ニ在ル利息アルトキハ當會社ハ其支拂フヘキ金額ヨリ之ヲ控除シ其殘額ヲ保險約者又ハ保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ支拂フヘシ

第二十三條　被保險者カ猶豫期間內ニ死亡シタルトキハ當會社ハ其最後ニ拂込ミタル保險料ニ對スル期間ニ準シ既ニ拂込期ニアル保險料及其利息ヲ保險金額ヨリ控除シ其殘額ヲ保險金額ヲ受取ルヘキ者ニ支拂フヘシ

第二十四條　保險契約者ハ定款ノ定ムル所ニ依リ剩餘金ノ配當ヲ受クヘシ

第二十五條　保險契約者ハ何時ニテモ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更スルコトヲ得

保險契約者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變更セントスルトキハ被保險者ノ同意書ヲ提

出シテ其旨ヲ當會社ニ通知シ保險證券ニ其記入ヲ受クヘシ保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ讓渡セントスルトキ亦同シ

第二十六條　保險契約申込書ニ記載シタル事項ノ變更ヲ承認シ其他保險契約者若クハ被保險者ノ申出ヲ承認スル場合ニ於テハ當會社ハ社長若クハ專務取締役ノ記名捺印シタル書類ヲ以テ之ヲ證明スヘシ此證明ナキトキハ當會社ニ對シテ效力ヲ有セス保險料領收證亦同シ

第二十七條　保險證券ノ書換又ハ再交付ノ場合ニハ三十錢ノ手數料ヲ支拂フヘシ

第二十八條　保險契約者ハ第一號計算方法ニ依リ算出シタル金額ヲ一時ニ拂込ミ爾後保險料ヲ拂込マサルコトヲ得

第二十九條　保險契約者ハ最初ノ保險料ヲ拂込ミタル時ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ保險契約ヲ拂濟保險トシ爾後保險料ヲ拂込マサルコトヲ得此場合ニ於テハ當會社ハ第二號計算方法ニ依リ新ニ保險金額ヲ定ムヘシ但壽福保險ニアリテハ第六條ノ割增保險金額ヲ附セス

第二號計算方法ニ依リテ算出シタル保險金額カ一百圓ニ滿タサルトキハ拂濟保險ト爲スコトヲ得ス

第三十條　定款第四十三條ノ規定ニ依ル保險金額ノ增加ハ第三號計算方法ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第一號計算方法

下表ニ就キ計算當時ノ年齡（被保險者ノ年齡）ノ列ニ在ルろ行ノ數ヨリ保險料拂込期間ノ最後ノ年ニ當タル年齡ノ列ニ在ルろ行ノ數ヲ減シ其差ヲ計算當時ノ年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ以テ除シ其商ヲ一年分ノ保險料（出世保險ニ在リテハ契約六年度後ニ拂込ムヘキ額）ニ乘ス但出世保險ニ於テ經過年數五年未滿ノ場合ニハ以上ノ金額ヨリ次ノ計算ニ依ル金額ヲ控除ス

契約年齡ニ四ヲ加ヘタル年齡ノ列ヨリ計算當時ノ年齡ノ列ニ至ルい行ノ數ニ順次一割ヨリ始メ一割增シノ率ヲ乘シ其等ノ積ノ和ヲ計算當時ノ年齡ノ列ニアルい行ノ數ヲ以テ除シ其商ヲ一年分ノ保險料ニ乘シタルモノ

第二號計算方法

下表ニ就キ計算當時ノ年齡（被保險者ノ年齡）ノ列ニ在ルは行ノ數ヨリ保險期間ノ終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルは行ノ數ヲ減シ其差ニ保險期間ノ終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ加ヘ其和ヲ計算當時ノ年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ以テ除シ更ニ其商ヲ以テ第二十條ニ定メタル返還金額ヲ除ス但貸付金アル場合ニ於テハ其金額及利息ヲ返還金額ヨリ控除シタル殘額ヲ返還金額ト看做ス

第三號計算方法

下表ニ就キ計算當時ノ年齡（被保險者ノ年齡）ノ列ニ在ルは行ノ數ヨリ保險期間ノ終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルは行ノ數ヲ減シ其差ニ保險期間ノ終期ニ當タル年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ加ヘ其和ヲ計算當時ノ年齡ノ列ニ在ルい行ノ數ヲ以テ除シ其商ヲ以テ社員配當金ヲ除ス

年齡	い	ろ	は	年齡	い	ろ	は
10	531	11935	130	48	104	1478	55
11	511	11404	128	49	99	1374	54
12	492	10893	126	50	94	1275	52
13	474	10400	125				
14	457	9926	123	51	89	1181	50
15	439	9469	121	52	85	1091	49
				53	80	1006	47
16	422	9030	119	54	76	926	45
17	406	8608	117	55	72	850	44
18	390	8202	114				
19	374	7812	112	56	68	779	42
20	358	7438	109	57	64	711	40
				58	60	648	38
21	343	7080	106	59	56	588	37
22	329	6736	103	60	52	532	35
23	315	6408	100				
24	302	6093	97	61	49	480	33
25	289	5791	95	62	45	431	31
				63	42	386	29
26	277	5502	92	64	39	344	28
27	265	5225	90	65	36	305	26
28	254	4960	88				
29	244	4705	86	66	33	269	24
30	234	4461	84	67	30	237	22
				68	27	207	20
31	224	4228	82	69	25	180	19
32	215	4004	81	70	22	155	17
33	206	3789	79				
34	197	3583	77	71	20	133	15
35	189	3386	76	72	18	113	14
				73	15	96	12
36	181	3197	74	74	14	80	11
37	173	3016	72	75	12	67	9.7
38	166	2843	71				
39	159	2677	69	76	10	55	8.5
40	152	2518	68	77	8.7	45	7.3
				78	7.3	36	6.2
41	145	2367	66	79	6.1	29	5.3
42	139	2221	65	80	5.1	23	4.4
43	132	2083	63				
44	126	1950	62	81	4.1	18	3.6
45	121	1824	60	82	3.3	13	2.9
				83	2.6	10	2.3
46	115	1703	58	84	2.1	7.4	1.8
47	110	1588	57	85	1.6	5.4	1.4

因みに、我社は第二十六回定時社員總代會に於て、平素主張せる契約者第一主義に則り、二十五年間の經驗と實績とを考慮し普通保險約款の寬大化、簡易化を實現するために、約款に大變革を加へた。而して其適用は特に反對の意思を表示せざる限り、既契約者にも及ぼすことの決議を經たるを以て、第二十五期決算後の改正ではあるが、左に其要點を揭げることにする（新は改正後、舊は改正前の略）。

一、保險料拂込猶豫期間内の利息免除（舊第四條、第五條、第二十三條。新第四條、第五條、第十四條）。　舊約款に於ては、保險料拂込猶豫期間内は、日歩四錢の割合で利息を取り得ることになつて居たが、新約款に於ては、振替貸付をした場合の外、之を徵收せざることとし、舊條文を全部削除してしまつた。

二、復活手續の明定（舊第十八條。新第六條）。　舊約款は保險契約の復活可能期間を單に失效後一年以内と定めて居たが、新約款では其手續を明定し、復活には本社の指定する醫師の診査を受けしむることに規定した。但失效後二箇月以内ならば單に健康證明書を差出せばよいことにした。

三、壽福保險の廢止（舊第六條、第二十九條。新第七條、第二十三條）。　壽福保險は其需要少なきを以て大正七年八月以來其新契約募集を停止して來たが、今後之を廢止することにし、約款から削除した。

四、滿期の場合提出すべき書類（新第八條）。　舊約款には滿期の場合に戸籍抄本提出の規定がなかつたが、新約款には之を明示した。

五、保險金の支拂期日（舊第八條。新第九條）。　保險金は可及的迅速に支拂つて居るが、舊約款には請求書類到著後三十日以内となつて居たが、之を一週間以内に短縮した。

六、保險金認定拂の擴張（舊第九條。新第十條）。從來は唯被保險者死亡の場合に於てのみ、保險金の認定拂を認めて居つたが、新約款は死亡の場合のみならず、滿期の場合にも此規定を適用することにし、書類が完備しなくても保險金支拂の途を開いた。

七、危險增加に因る免責期間の短縮（舊第十五條第一號、第十四條。新第二十條）及び居所の變更（舊第十四條。新第二十條）。被保險者が職業若くは居所を變更し、又は旅行等のために、著しく危險が增加したときは、直に之を會社に通知せねばならぬ。若し通知せずして、それが原因で死亡した時は、舊約款に依れば、其死亡が契約後二年以內であると、保險金を支拂はぬことに規定されて居た。新約款は之を改正して、假令居所の變更のために危險が著しく增加しても、之を解除の原因とせず、且其他の場合に於ても、契約後一年以上を經過すれば、無條件で保險金を支拂ふことにした。

八、失踪（舊第十五條第二號）。失踪は所謂自然死亡ではないから、理論上から云へば保險金を支拂ふべきではない。併し今日の世態より考ふれば、自然死亡と認めるのが妥當であるし、又之がために會社の基礎を危くするとも思はれないから、失踪した場合でも保險金を支拂ふことにした。

九、自殺（第十五條舊第三號。新第二號）。舊約款は最初の保險料を拂込んだ時、又は復活した時から、二年以內に自殺した場合には、保險金を支拂はないことになつて居つた。新約款は此期間を一年に短縮し、且一年以內の自殺であつても、それが精神病に基因するときは、保險金を支拂ふことに改めた。

一〇、禁錮若くは懲役執行中の死亡（舊第十五條第四號）。新約款に於ては一年以上の禁錮若くは懲役に處せられ、共刑の執行中に死亡したときにも、保險金を支拂ふことにした。

一一、告知義務違反の場合に於ける解除期間（舊第十二條。新第十七條）。告知義務違反に因る解除期間に就て、舊約款は商法の規定を其儘そつくりとつて、解除の原因を知つた時から一箇月、契約の時から五年と規定して居たが、新約款は解除の原因を知つた時から一箇月、契約後三年以內に短縮した。從つて契約者側から云ふと、契約後三年を經過すれば、告知義務違反を理由として解除される不安がなくなつた。

一二、減額（新第十九條）。舊約款には減額に關する規定がなかつたから、實際との調和上、約款に之を明示し、殘額が一千圓になるまでは減額し得るとし、又減額した部分は解約したものと看做すと定めた。

一三、拂濟保險の返還金計算時期（舊第二十條。新第二十一條）。計算の時期に就ては舊

約款に規定がなかつたから、新に之を明示した。

一四、年齢の計算（新第二十五條）。保險年齢の計算は普通の年齢計算と違ふが、舊約款には之に關し規定がなかつたから、新に之を明定した。

第七章　事業方法書及び其他の基礎書類

事業經營の基礎を爲す書類中、定款及び普通保險約款の沿革に就ては既に記述した通りであるが、尙此他事業方法書、保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類及び財產利用方法書等事業經營の細則に就ても亦契約者本位に立脚し、且時勢に順應して、時時改正を施した。今其主要なるものを擧げて概說し、最後に變更の要點を表記しやう。

第一　保險契約の種類

我社の營む保險は學問上にては混合保險と稱せられるもので、滿期迄生存するも、將た滿期前に死亡するも、共に保險金額を支拂ふものである。其種類は養老保險、壽福保險及び出世保險の三であるが、各次の如き特色を有して居る。即ち保險期間中、(一)養老保險は保險料及び保險金額に變化なく、(二)壽福保險は保險料に變化なきも保險金額が變化し、(三)出世保險は保險金額に變化なきも保險料が變化するものである。創業以來大正三年四月に至る迄の十二年間は養老保險の名稱に於てのみ營まれて居つたが、同年に至り壽福保險の名稱に依る新種保險を設け、同九年十二月更に出世保險と云ふ名稱の新種を開始した。尙之を小分すれば、我社の所謂養老保險は七種、壽福保險は一種、出世保險は四種となる。

而して其現在契約總高は昭和二年八月末に於て、十九萬四千七百二十三件、四億五千二百九萬三千五百三圓十五錢であるが、之を各種別に就て見ると、左の如くである。

各種別契約件數竝に保險金額（第二十五期末現在）

種別		件數	保險金額	一件平均金額
養老	(甲) 八十五歲滿期	二〇、三五四件	七三、九四六、五四四・四五円	三、六三三・〇二円
	(乙) 二十年拂濟八十五歲滿期	三、一五四	一〇、〇七五、三三四・五三	三、一九四・四六
	(丙) 二十年滿期	二三、一七五	四七、六二八、八三八・二二	二、〇五五・一八
	(丁) 三十年滿期	一〇七、八三五	二三七、一三二、五〇六・七七	二、一〇六・三〇
	(戊) 十年滿期	三四六	五九六、八九六・〇一	一、七二五・一三
	(己) 十五年滿期	三、〇一四	七、〇〇八、四七六・五三	二、三二五・三一
	(壬) 二十五年滿期	三一、八三七	六九、九二八、七三六・一八	二、一九六・四六
壽福	三十年滿期	一	三、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
出世	(子) 三十年滿期	三、二三四	一〇、五五二、七〇〇・〇〇	三、二七三・一七
	(丑) 二十五年滿期	八八四	三、〇五一、七二四・四三	三、四五二・一八
	(寅) 二十年滿期	八〇二	一、七一五、一〇八・九五	二、一三八・五四
	(卯) 二十年拂濟八十五歲滿期	九七	四五三、六三七・〇九	四、六七六・六七

今右各保險契約の總契約高に對する割合を見るに、壽福保險は一件三千圓で殆ど無關係にして、他の二種の保險は左の割合となる。

養老保險及び出世保險の總契約高に對する割合

種類	件數	割合	金額	割合
養老保險	一八九、七一五件	〇・九七四	四三六、三一七、三三二・六八円	〇・九六五
出世保險	五、〇〇七	〇・〇二六	一五、七七三、一七〇・四七	〇・〇三五

以下各種類に就て少しく詳細に敍述しやう。

一、養老保險

普通養老保險と稱せられるものには何歲受取と何年滿期との二種があるが、我社の所謂養老保險は此兩者を含むもので、八十五歲滿期、二十年拂濟八十五歲滿期の二種が前者に屬し、二十年滿期、三十年滿期、十年滿期、十五年滿期、二十五年滿期の五種が後者に屬する。之等七種を前掲の如く甲乃至壬の略稱を以て呼ぶことになつて居るが、右略稱は自ら沿革を語るもので、創業當初は甲乃至丁の四種を營んで居つたが、明治四十一年五月に

戊及び己の二種、四十四年十二月に壬を加へて、都合七種となつたのである。

二、壽福保險

壽福保險とは普通保險約款第六條第二項に規定する保險であるが、之は大正三年五月から實施した新種保險で、十五年、二十年、二十五年及び三十年滿期の四種類がある。其特徴とする所は、保險金額が次の如く遞增することである。

一　保險契約後十年を經過したるもの　保險金額の二割
二　保險契約後十五年を經過したるもの　保險金額の四割
三　保險契約後二十年を經過したるもの　保險金額の六割
四　保險契約後二十五年を經過したるもの　保險金額の八割
五　保險契約後三十年を經過したるもの　保險金額の十割

壽福保險契約は現に一件三千圓のみであるが、之は新契約の不振にも因ると雖も、大正三年五月開始後約五年、同七年八月其新契約募集を停止し、且該保險の既契約者に對し交渉して、養老保險に變更せしめた結果で、唯一人其變更を快諾しなかつたので、前記の如く一件現存して居るのである。右養老保險に變更の方法は、各箇契約の保險金額、契約經過年數等種種相違した條件のため、具體的に數字を以て說明し得ないが、大體次の如き二案に依つた。第一案は、現在契約の壽福保險金額に對する保險料の範圍に於て、之に接近した養老保險金額竝に其保險料を算出して、之を壽福保險の保險料より減じ、其差額を年六分で利殖して返戻するものである。第二案は、保險金額は從來の金額のまま繼續し、單に壽福保險と養老保險との保險料の差額に年六分の利息を附して返戻するものであつた。

三、出世保險

出世保險は大正九年十二月より開始した保險であるが、其特色は前にも述べたやうに保險料の拂込に在る。即ち出世保險の保險料は契約の六年度以後は平準式で年年同額であるが、第一年度は第六年度の五割、第二年度は同六割、追つて漸くの如く一割宛遞增して第六年度以後平準となるのである。

第二　保險金額及び年齡制限の擴張

我社の保險金額の制限は、當初最低五百圓、最高一萬圓であつたが、經費の節約上、明治三十八年一月內規を以て新契約に對する最低限度を一人に付き一千圓に引上げ、同四十一年四月に至り、一件に對する最低限度を一千圓に引上げ、一人に對する最高限度を同時に二萬圓とし、其後大正元年十月に三萬圓、同六年五月に五萬圓、同十年一月に十萬圓にそれぞれ擴張した。且契約年齡制限に就ては、大正三年四月、創業以來の契約年齡十五年

七箇月以上六十年六箇月以下を、九年六箇月以下に擴張した。又大正十四年七月、十五年滿期養老保險竝に二十年、二十五年、三十年滿期の養老及び出世保險の保險年齡を各五箇年延長した。

第三　死亡表の變更

保險料及び責任準備金算出の基礎たる死亡表は、創業當初以來、我社特定日本人死亡生殘表を用ひて居つたが、大正三年四月壽福保險を創設するに當り、最近の調査に係る內閣統計局調査の、局第二表男子死亡生殘表を用ひることとなつたため、玆に二種の死亡表を用ひることは、取扱上不便尠からざるを以て、從來の養老保險に在つても亦壽福保險と同一死亡表に依ることとなり、從つて此時よりは凡ての契約の保險料積立金を始め、解約返戻金及び社員配當金を一時拂保險料に振替へて保險金額を增加する場合、拂濟保險に變更する場合等の計算基礎は皆局第二表男子生殘表に據ることとなつた。尤も解約返戻金は、書表によつて計算する方聊か多額なる場合があるので、其場合に限り契約者の利益擁護のために、書表を用ひることにした。

第四　責任準備金積立方法の變更

責任準備金は、未經過保險料と保險料積立金との合計を指稱するものであるが、所謂未經過保險料は、會計年度を標準として次期に屬する收入保險料の部分を云ひ、保險料積立金とは經過保險料中、其年度の保險金、事業費等を支出したる上に、更に異日の準備として計算上積立の義務を負へる金額の累計である。而して其計算方法には數種あるが、之を大別するとチルメル式と純保險料式の二種となる。純保險料式は最多額を積立てるものであるが、チルメル式は、純保險料式積立金より新契約費の引當として若干年間保險金額の百分の二以內の金額を控除して積立てるものである。我社も多數同業會社の例に倣ひ、創業當初はチルメル式に依つて保險料積立金を計上したが、第五期に至つて斷然純保險料式に變更し、以て基礎の鞏固を計つた。

第五　附加保險料積立金の新設

純保險料式保險料積立金は一般的に云へば最も多くを積立てるもので、基礎の堅實を計る上に於ては、之に優るものは無いのであるが、獨り保險料拂濟保險に在つては、尙不足する所がある。即ち斯くの如き種類の契約に對して、强いて此方式に拘泥すると、拂濟後の維持費に窮する虞がある。依つて此缺點を補ふために、附加保險料の一部をも積立てるの至當なるを認め、大正六年三月以來之を實施し、專ら堅實主義を採るに至つた。恐らく斯かる積立を敢てせる會社は我社以外には見受けられないであらう。

事業方法書中の變更

申請年月	認可年月	變更事項
明治三七年一四	一	トンチン式配當法を設定したため、之に關する事項を追加した。
		一被保險者に對する保險金額の制限は創業以來被保險者一人に對し最高一萬圓、契約一件に對し最低五百圓であつたのを、最高二萬圓最低一千圓に改め、又保險契約の種類は從來八十五歲滿期、二十年拂濟八十五歲滿期、三十年滿期及び二十年滿期の四種であつたが、更に之に十年滿期、十五年滿期の二種を追加した。
大正一〇	四	トンチン式配當法を廢止したる結果、之に關する事項を削除した。
一〇	四	保險契約の種類に二十五年滿期を追加した。
一〇	四	保險金額の最高額を三萬圓に改めた。
一〇	四	保險業法の改正と同時に保險業法施行規則が制定せられたる結果、事業方法書も之に從ひ改正した。
一〇	四	被保險者の契約年齡を擴張し、葬祭保險を新設し、配當金を以て保險金額を增加する場合の算式、拂濟保險に變更する場合の算式及び一時拂濟保險料の算式を變更した。
一二	三	外國人と契約する際の選擇の標準並に特別保險料を徵する件を定めた。
一二	四	年增保險料並に特別危險除外契約に關する規定を設けた。
一三	四	保險契約申込書の樣式を變更した。
一三	四	還元金額の算出に當り一箇月未滿は日數を以て計算したのを十五日以下は切捨て十六日以上を一箇月とし、且一時拂保險、拂濟保險及び葬祭保險の返還金額算式を變更した。
一三	四	保險金額の最高額を五萬圓に變更した。

保險料及び責任準備金算出の基礎に關する書類中の變更

申請年月	認可年月	變更事項
大正六	七	二十年拂濟八十五歲滿期養老保險の返還金額算式の一部を訂正した。
七	七	定款第四十一條の改正に伴ひ事業方法書中に變更を加へた。
八	七	事業經營地域を擴張した。
九	七	出資保險を新設し、且配當金振替保險金增額の算式を變更した。
一〇	八	保險金額の最高額を十萬圓に變更した。
一〇	一一	團體保險の新設を申請したが、後日諸般の事情に鑑み一時之を見合すことにした。
一〇	一二	復活手續を變更した。
一〇	一三	十五年、二十年、二十五年、三十年滿期養老及び出世保險の保險年齡を延長した。
一〇	一四	
一一	七	
一一	八	
一二	五	
一二	六	
大正一三	六	
一三	七	
一三	八	
一四	六	
一四	七	
一四	八	
一四	九	
一四	一〇	
一四	一一	
一四	一二	
一四	一三	
一四	一四	
一四	一五	
一四	一六	
一四	一七	
一四	一八	
一四	一九	
一四	二〇	
一四	二一	
一四	二二	
一四	二三	
一四	二四	
一四	二五	
一四	二六	
一四	二七	
一四	二八	
一四	二九	
一四	三〇	
一四	三一	
一四	三二	
一四	三三	
一四	三四	
一四	三五	
一四	三六	
一四	三七	
一四	三八	
一四	三九	
一四	四〇	
一四	四一	
一四	四二	
一四	四三	
一四	四四	
一四	四五	
一四	四六	
一四	四七	
一四	四八	
一四	四九	
一四	五〇	
一四	五一	
一四	五二	
一四	五三	
一四	五四	
一四	五五	
一四	五六	
一四	五七	
一四	五八	
一四	五九	
一四	六〇	
一四	六一	
一四	六二	
一四	六三	
一四	六四	
一四	六五	
一四	六六	
一四	六七	
一四	六八	
一四	六九	
一四	七〇	
一四	七一	
一四	七二	
一四	七三	
一四	七四	
一四	七五	
一四	七六	
一四	七七	
一四	七八	
一四	七九	
一四	八〇	
一四	八一	
一四	八二	
一四	八三	
一四	八四	
一四	八五	
一四	八六	
一四	八七	
一四	八八	
一四	八九	
一四	九〇	
一四	九一	
一四	九二	
一四	九三	
一四	九四	
一四	九五	
一四	九六	
一四	九七	
一四	九八	
一四	九九	
一四	一〇〇	
一四	一〇一	
一四	一〇二	
一四	一〇三	
一四	一〇四	
一四	一〇五	
一四	一〇六	
一四	一〇七	
一四	一〇八	
一四	一〇九	
一四	一一〇	
一四	一一一	
一四	一一二	
一四	一一三	
一四	一一四	
一四	一一五	
一四	一一六	
一四	一一七	
一四	一一八	
一四	一一九	
一四	一二〇	
一四	一二一	
一四	一二二	
一四	一二三	
一四	一二四	
一四	一二五	
一四	一二六	
一四	一二七	
一四	一二八	
一四	一二九	
一四	一三〇	
一四	一三一	
一四	一三二	
一四	一三三	
一四	一三四	
一四	一三五	
一四	一三六	
一四	一三七	
一四	一三八	
一四	一三九	
一四	一四〇	
一四	一四一	
一四	一四二	
一四	一四三	
一四	一四四	
一四	一四五	
一四	一四六	
一四	一四七	
一四	一四八	
一四	一四九	
一四	一五〇	
一四	一五一	
一四	一五二	
一四	一五三	
一四	一五四	
一四	一五五	
一四	一五六	
一四	一五七	
一四	一五八	
一四	一五九	
一四	一六〇	
一四	一六一	
一四	一六二	
一四	一六三	
一四	一六四	
一四	一六五	
一四	一六六	
一四	一六七	
一四	一六八	
一四	一六九	
一四	一七〇	
一四	一七一	
一四	一七二	
一四	一七三	
一四	一七四	
一四	一七五	
一四	一七六	
一四	一七七	
一四	一七八	
一四	一七九	
一四	一八〇	
一四	一八一	
一四	一八二	
一四	一八三	
一四	一八四	
一四	一八五	
一四	一八六	
一四	一八七	
一四	一八八	
一四	一八九	
一四	一九〇	
一四	一九一	
一四	一九二	
一四	一九三	
一四	一九四	
一四	一九五	
一四	一九六	
一四	一九七	
一四	一九八	
一四	一九九	
一四	二〇〇	
一四	二〇一	
一四	二〇二	
一四	二〇三	
一四	二〇四	
一四	二〇五	
一四	二〇六	
一四	二〇七	
一四	二〇八	
一四	二〇九	
一四	二一〇	
一四	二一一	
一四	二一二	
一四	二一三	
一四	二一四	
一四	二一五	
一四	二一六	
一四	二一七	
一四	二一八	
一四	二一九	
一四	二二〇	
一四	二二一	
一四	二二二	
一四	二二三	
一四	二二四	
一四	二二五	
一四	二二六	
一四	二二七	
一四	二二八	
一四	二二九	
一四	二三〇	
一四	二三一	
一四	二三二	
一四	二三三	
一四	二三四	
一四	二三五	
一四	二三六	
一四	二三七	
一四	二三八	
一四	二三九	
一四	二四〇	
一四	二四一	
一四	二四二	
一四	二四三	
一四	二四四	
一四	二四五	
一四	二四六	
一四	二四七	
一四	二四八	
一四	二四九	
一四	二五〇	
一四	二五一	
一四	二五二	
一四	二五三	
一四	二五四	
一四	二五五	
一四	二五六	
一四	二五七	
一四	二五八	
一四	二五九	
一四	二六〇	
一四	二六一	
一四	二六二	
一四	二六三	
一四	二六四	
一四	二六五	
一四	二六六	
一四	二六七	
一四	二六八	
一四	二六九	
一四	二七〇	
一四	二七一	
一四	二七二	
一四	二七三	
一四	二七四	
一四	二七五	
一四	二七六	
一四	二七七	
一四	二七八	
一四	二七九	
一四	二八〇	
一四	二八一	
一四	二八二	
一四	二八三	
一四	二八四	
一四	二八五	
一四	二八六	
一四	二八七	
一四	二八八	
一四	二八九	
一四	二九〇	
一四	二九一	
一四	二九二	
一四	二九三	
一四	二九四	
一四	二九五	
一四	二九六	
一四	二九七	
一四	二九八	
一四	二九九	
一四	三〇〇	
一四	三〇一	
一四	三〇二	
一四	三〇三	
一四	三〇四	
一四	三〇五	
一四	三〇六	
一四	三〇七	
一四	三〇八	
一四	三〇九	
一四	三一〇	
一四	三一一	
一四	三一二	
一四	三一三	
一四	三一四	
一四	三一五	
一四	三一六	
一四	三一七	
一四	三一八	
一四	三一九	
一四	三二〇	
一四	三二一	
一四	三二二	
一四	三二三	
一四	三二四	
一四	三二五	
一四	三二六	
一四	三二七	
一四	三二八	
一四	三二九	
一四	三三〇	
一四	三三一	
一四	三三二	
一四	三三三	
一四	三三四	
一四	三三五	
一四	三三六	
一四	三三七	
一四	三三八	
一四	三三九	
一四	三四〇	
一四	三四一	
一四	三四二	
一四	三四三	
一四	三四四	
一四	三四五	
一四	三四六	
一四	三四七	
一四	三四八	
一四	三四九	
一四	三五〇	
一四	三五一	
一四	三五二	
一四	三五三	
一四	三五四	
一四	三五五	
一四	三五六	
一四	三五七	
一四	三五八	
一四	三五九	
一四	三六〇	
一四	三六一	
一四	三六二	
一四	三六三	
一四	三六四	
一四	三六五	
一四	三六六	
一四	三六七	
一四	三六八	
一四	三六九	
一四	三七〇	
一四	三七一	
一四	三七二	
一四	三七三	
一四	三七四	
一四	三七五	
一四	三七六	
一四	三七七	
一四	三七八	
一四	三七九	
一四	三八〇	
一四	三八一	
一四	三八二	
一四	三八三	
一四	三八四	
一四	三八五	
一四	三八六	
一四	三八七	
一四	三八八	
一四	三八九	
一四	三九〇	
一四	三九一	
一四	三九二	
一四	三九三	
一四	三九四	
一四	三九五	
一四	三九六	
一四	三九七	
一四	三九八	
一四	三九九	
一四	四〇〇	
一四	四〇一	
一四	四〇二	
一四	四〇三	
一四	四〇四	
一四	四〇五	
一四	四〇六	
一四	四〇七	
一四	四〇八	
一四	四〇九	
一四	四一〇	
一四	四一一	
一四	四一二	
一四	四一三	
一四	四一四	
一四	四一五	
一四	四一六	
一四	四一七	
一四	四一八	
一四	四一九	
一四	四二〇	
一四	四二一	
一四	四二二	
一四	四二三	
一四	四二四	
一四	四二五	
一四	四二六	
一四	四二七	
一四	四二八	
一四	四二九	
一四	四三〇	
一四	四三一	
一四	四三二	
一四	四三三	
一四	四三四	
一四	四三五	
一四	四三六	
一四	四三七	
一四	四三八	
一四	四三九	
一四	四四〇	
一四	四四一	
一四	四四二	
一四	四四三	
一四	四四四	
一四	四四五	
一四	四四六	
一四	四四七	
一四	四四八	
一四	四四九	
一四	四五〇	
一四	四五一	
一四	四五二	
一四	四五三	
一四	四五四	
一四	四五五	
一四	四五六	
一四	四五七	
一四	四五八	
一四	四五九	
一四	四六〇	
一四	四六一	
一四	四六二	
一四	四六三	
一四	四六四	
一四	四六五	
一四	四六六	
一四	四六七	
一四	四六八	
一四	四六九	
一四	四七〇	
一四	四七一	
一四	四七二	
一四	四七三	
一四	四七四	
一四	四七五	
一四	四七六	
一四	四七七	
一四	四七八	
一四	四七九	
一四	四八〇	
一四	四八一	
一四	四八二	
一四	四八三	
一四	四八四	
一四	四八五	
一四	四八六	
一四	四八七	
一四	四八八	
一四	四八九	
一四	四九〇	
一四	四九一	
一四	四九二	
一四	四九三	
一四	四九四	
一四	四九五	
一四	四九六	
一四	四九七	
一四	四九八	
一四	四九九	
一四	五〇〇	
一四	五〇一	
一四	五〇二	
一四	五〇三	
一四	五〇四	
一四	五〇五	
一四	五〇六	
一四	五〇七	
一四	五〇八	
一四	五〇九	
一四	五一〇	
一四	五一一	
一四	五一二	
一四	五一三	
一四	五一四	
一四	五一五	
一四	五一六	
一四	五一七	
一四	五一八	
一四	五一九	
一四	五二〇	
一四	五二一	
一四	五二二	
一四	五二三	
一四	五二四	
一四	五二五	
一四	五二六	
一四	五二七	
一四	五二八	
一四	五二九	
一四	五三〇	
一四	五三一	
一四	五三二	
一四	五三三	
一四	五三四	
一四	五三五	
一四	五三六	
一四	五三七	
一四	五三八	
一四	五三九	
一四	五四〇	
一四	五四一	
一四	五四二	
一四	五四三	
一四	五四四	
一四	五四五	
一四	五四六	
一四	五四七	
一四	五四八	
一四	五四九	
一四	五五〇	
一四	五五一	
一四	五五二	
一四	五五三	
一四	五五四	
一四	五五五	
一四	五五六	
一四	五五七	
一四	五五八	
一四	五五九	
一四	五六〇	
一四	五六一	
一四	五六二	
一四	五六三	
一四	五六四	
一四	五六五	
一四	五六六	
一四	五六七	
一四	五六八	
一四	五六九	
一四	五七〇	
一四	五七一	
一四	五七二	
一四	五七三	
一四	五七四	
一四	五七五	
一四	五七六	
一四	五七七	
一四	五七八	
一四	五七九	
一四	五八〇	
一四	五八一	
一四	五八二	
一四	五八三	
一四	五八四	
一四	五八五	
一四	五八六	
一四	五八七	
一四	五八八	
一四	五八九	
一四	五九〇	
一四	五九一	
一四	五九二	
一四	五九三	
一四	五九四	
一四	五九五	
一四	五九六	
一四	五九七	
一四	五九八	
一四	五九九	
一四	六〇〇	
一四	六〇一	
一四	六〇二	
一四	六〇三	
一四	六〇四	
一四	六〇五	
一四	六〇六	
一四	六〇七	
一四	六〇八	
一四	六〇九	
一四	六一〇	
一四	六一一	
一四	六一二	
一四	六一三	
一四	六一四	
一四	六一五	
一四	六一六	
一四	六一七	
一四	六一八	
一四	六一九	
一四	六二〇	
一四	六二一	
一四	六二二	
一四	六二三	
一四	六二四	
一四	六二五	
一四	六二六	
一四	六二七	
一四	六二八	
一四	六二九	
一四	六三〇	
一四	六三一	
一四	六三二	
一四	六三三	
一四	六三四	
一四	六三五	
一四	六三六	
一四	六三七	
一四	六三八	
一四	六三九	
一四	六四〇	
一四	六四一	
一四	六四二	
一四	六四三	
一四	六四四	
一四	六四五	
一四	六四六	
一四	六四七	
一四	六四八	
一四	六四九	
一四	六五〇	
一四	六五一	
一四	六五二	
一四	六五三	
一四	六五四	
一四	六五五	
一四	六五六	
一四	六五七	
一四	六五八	
一四	六五九	
一四	六六〇	
一四	六六一	
一四	六六二	
一四	六六三	
一四	六六四	
一四	六六五	
一四	六六六	
一四	六六七	
一四	六六八	
一四	六六九	
一四	六七〇	
一四	六七一	
一四	六七二	
一四	六七三	
一四	六七四	
一四	六七五	
一四	六七六	
一四	六七七	
一四	六七八	
一四	六七九	
一四	六八〇	
一四	六八一	
一四	六八二	
一四	六八三	
一四	六八四	
一四	六八五	
一四	六八六	
一四	六八七	
一四	六八八	
一四	六八九	
一四	六九〇	
一四	六九一	
一四	六九二	
一四	六九三	
一四	六九四	
一四	六九五	
一四	六九六	
一四	六九七	
一四	六九八	
一四	六九九	
一四	七〇〇	
一四	七〇一	
一四	七〇二	
一四	七〇三	
一四	七〇四	
一四	七〇五	
一四	七〇六	
一四	七〇七	
一四	七〇八	
一四	七〇九	
一四	七一〇	
一四	七一一	
一四	七一二	
一四	七一三	
一四	七一四	
一四	七一五	
一四	七一六	
一四	七一七	
一四	七一八	
一四	七一九	
一四	七二〇	
一四	七二一	
一四	七二二	
一四	七二三	
一四	七二四	
一四	七二五	
一四	七二六	
一四	七二七	
一四	七二八	
一四	七二九	
一四	七三〇	
一四	七三一	
一四	七三二	
一四	七三三	
一四	七三四	
一四	七三五	
一四	七三六	
一四	七三七	
一四	七三八	
一四	七三九	
一四	七四〇	
一四	七四一	
一四	七四二	
一四	七四三	
一四	七四四	
一四	七四五	
一四	七四六	
一四	七四七	
一四	七四八	
一四	七四九	
一四	七五〇	
一四	七五一	
一四	七五二	
一四	七五三	
一四	七五四	
一四	七五五	
一四	七五六	
一四	七五七	
一四	七五八	
一四	七五九	
一四	七六〇	
一四	七六一	
一四	七六二	
一四	七六三	
一四	七六四	
一四	七六五	
一四	七六六	
一四	七六七	
一四	七六八	
一四	七六九	
一四	七七〇	
一四	七七一	
一四	七七二	
一四	七七三	
一四	七七四	
一四	七七五	
一四	七七六	
一四	七七七	
一四	七七八	
一四	七七九	
一四	七八〇	
一四	七八一	
一四	七八二	
一四	七八三	
一四	七八四	
一四	七八五	
一四	七八六	
一四	七八七	
一四	七八八	
一四	七八九	
一四	七九〇	
一四	七九一	
一四	七九二	
一四	七九三	
一四	七九四	
一四	七九五	
一四	七九六	
一四	七九七	
一四	七九八	
一四	七九九	
一四	八〇〇	
一四	八〇一	
一四	八〇二	
一四	八〇三	
一四	八〇四	
一四	八〇五	
一四	八〇六	
一四	八〇七	
一四	八〇八	
一四	八〇九	
一四	八一〇	
一四	八一一	
一四	八一二	
一四	八一三	
一四	八一四	
一四	八一五	
一四	八一六	
一四	八一七	
一四	八一八	
一四	八一九	
一四	八二〇	
一四	八二一	
一四	八二二	
一四	八二三	
一四	八二四	
一四	八二五	
一四	八二六	
一四	八二七	
一四	八二八	
一四	八二九	
一四	八三〇	
一四	八三一	
一四	八三二	
一四	八三三	
一四	八三四	
一四	八三五	
一四	八三六	
一四	八三七	
一四	八三八	
一四	八三九	
一四	八四〇	
一四	八四一	
一四	八四二	
一四	八四三	
一四	八四四	
一四	八四五	
一四	八四六	
一四	八四七	
一四	八四八	
一四	八四九	
一四	八五〇	
一四	八五一	
一四	八五二	
一四	八五三	
一四	八五四	
一四	八五五	
一四	八五六	
一四	八五七	
一四	八五八	
一四	八五九	
一四	八六〇	
一四	八六一	
一四	八六二	
一四	八六三	
一四	八六四	
一四	八六五	
一四	八六六	
一四	八六七	
一四	八六八	
一四	八六九	
一四	八七〇	
一四	八七一	
一四	八七二	
一四	八七三	
一四	八七四	
一四	八七五	
一四	八七六	
一四	八七七	
一四	八七八	
一四	八七九	
一四	八八〇	
一四	八八一	
一四	八八二	
一四	八八三	
一四	八八四	
一四	八八五	
一四	八八六	
一四	八八七	
一四	八八八	
一四	八八九	
一四	八九〇	
一四	八九一	
一四	八九二	
一四	八九三	
一四	八九四	
一四	八九五	
一四	八九六	
一四	八九七	
一四	八九八	
一四	八九九	
一四	九〇〇	
一四	九〇一	
一四	九〇二	
一四	九〇三	
一四	九〇四	
一四	九〇五	
一四	九〇六	
一四	九〇七	
一四	九〇八	
一四	九〇九	
一四	九一〇	
一四	九一一	
一四	九一二	
一四	九一三	
一四	九一四	
一四	九一五	
一四	九一六	
一四	九一七	
一四	九一八	
一四	九一九	
一四	九二〇	
一四	九二一	
一四	九二二	
一四	九二三	
一四	九二四	
一四	九二五	
一四	九二六	
一四	九二七	
一四	九二八	
一四	九二九	
一四	九三〇	
一四	九三一	
一四	九三二	
一四	九三三	
一四	九三四	
一四	九三五	
一四	九三六	
一四	九三七	
一四	九三八	
一四	九三九	
一四	九四〇	
一四	九四一	
一四	九四二	
一四	九四三	
一四	九四四	
一四	九四五	
一四	九四六	
一四	九四七	
一四	九四八	
一四	九四九	
一四	九五〇	
一四	九五一	
一四	九五二	
一四	九五三	
一四	九五四	
一四	九五五	
一四	九五六	
一四	九五七	
一四	九五八	
一四	九五九	
一四	九六〇	
一四	九六一	
一四	九六二	
一四	九六三	
一四	九六四	
一四	九六五	
一四	九六六	
一四	九六七	
一四	九六八	
一四	九六九	
一四	九七〇	
一四	九七一	
一四	九七二	
一四	九七三	
一四	九七四	
一四	九七五	
一四	九七六	
一四	九七七	
一四	九七八	
一四	九七九	
一四	九八〇	
一四	九八一	
一四	九八二	
一四	九八三	
一四	九八四	
一四	九八五	
一四	九八六	
一四	九八七	
一四	九八八	
一四	九八九	
一四	九九〇	
一四	九九一	
一四	九九二	
一四	九九三	
一四	九九四	
一四	九九五	
一四	九九六	
一四	九九七	
一四	九九八	
一四	九九九	
一四	一〇〇〇	
一四	一〇〇一	
一四	一〇〇二	
一四	一〇〇三	
一四	一〇〇四	
一四	一〇〇五	
一四	一〇〇六	
一四	一〇〇七	
一四	一〇〇八	
一四	一〇〇九	
一四	一〇一〇	
一四	一〇一一	
一四	一〇一二	
一四	一〇一三	
一四	一〇一四	
一四	一〇一五	
一四	一〇一六	
一四	一〇一七	
一四	一〇一八	
一四	一〇一九	
一四	一〇二〇	
一四	一〇二一	
一四	一〇二二	
一四	一〇二三	
一四	一〇二四	
一四	一〇二五	
一四	一〇二六	
一四	一〇二七	
一四	一〇二八	
一四	一〇二九	
一四	一〇三〇	
一四	一〇三一	
一四	一〇三二	
一四	一〇三三	
一四	一〇三四	
一四	一〇三五	
一四	一〇三六	
一四	一〇三七	
一四	一〇三八	
一四	一〇三九	

九	七	九	一〇
一〇	八		
		一三	一
一四	七	一四	七

出世保險を開始するため基礎書類を變更した。
團體保險開始に關する書類の變更認可を申請したが、一時之を見合すことにした。
保險料積立金の計算方法を各契約箇別的より、加入期別、年齢別、種類別等の分類集計に依る方法に變更し、並に三月拂、半年拂契約の未經過保險料の計算方法を變更した。
保險年齢の延長に伴ひ保險料關係諸表を追加し、並に保險料積立金群團計算の算式を變更した。

財產利用方法書中の變更

申請年月		認可年月		變更事項
大正二	七	大正三	四	保險業法施行規則の規定に從ひ、財產利用方法書を設定した。
九	五	九	六	有價證券信託に關する事項を財產利用方法書中に新設した。
一四	一三	一五	一	財團抵當貸付の場合の財團の種類、並に信託の種類及び制限に關する事項を變更した。
一五	五	一五	五	不動產及び財團抵當貸付の場合の抵當權に關する事項を變更した。
一五	七	一五	八	所有社債に關する事項を變更した。
昭和二	五	二	六	不動產抵當貸付の場合に於ける抵當物件の制限並に信託の制限に關する事項を變更した。

第八章　事務組織

第一節　本社

我社は創業以來本社直營主義を採用し、支店代理店を設置せず、唯新契約募集事務統轄の便宜上、主要都市に支部を設置して居る。從つて新契約募集以外の事務は總て本社に於て處理せられて居る。

本社事務は、大體に於て、營業部、數理部、醫局の三者對立の分掌に依りて、創業されたのであつた。營業部は本社の採用せる實在の名稱ではないが、幾箇かの分課は大體營業部の形態に於て統轄されて、他の一部一局に對立して居る。數理部及び醫局は組織上に大なる變革はないが、分課組織の上には、事業の發展、事業の擴張と共に、數次の改革が加へられて居る。尙大正十一年一月監査部新設され、主として會計事務に對し不斷の監査を爲すこととなり、本邦生命保險界に於て嚆矢とする常任監査制度を採用して居る。以下組織及び職制上の主なる變革を年代順に見やう。

一、明治三十五年九月二十九日、即ち開業の前前日、醫長、數理主任(心得)、及び契約、庶務、主計、會計の四課長の任命あり、かくて玆に一局一部四課の陣營は整備された。

二、同四十年九月一日、支配人制度を新設し、支配人(心得)の任命あり、支配人は大體に於て四課を主管し、且本社事務を總纜統轄することとなつた。

三、同四十一年九月七日、外務課長の新任を見、外交事務は玆に其積極化に一歩を進められた。

四、同四十二年三月一日、アクチュアリー任命されて、數理部の主管者の職制に付き新たなる設定を見た。

五、同四十四年三月十日、監理課を新設して、外交事務を刷新するため、外務の監理指導並に外務に關する諸計算の一部事務を庶務課より分離した。

六、大正元年九月十日、副支配人制を新設し、支配人の統轄事務を補佐することとなつた。

七、同三年七月一日、監理課廢止され、其所轄事務は庶務課に移管された。

八、同四年八月三十一日、秘書役制新設され、其新任を見た。

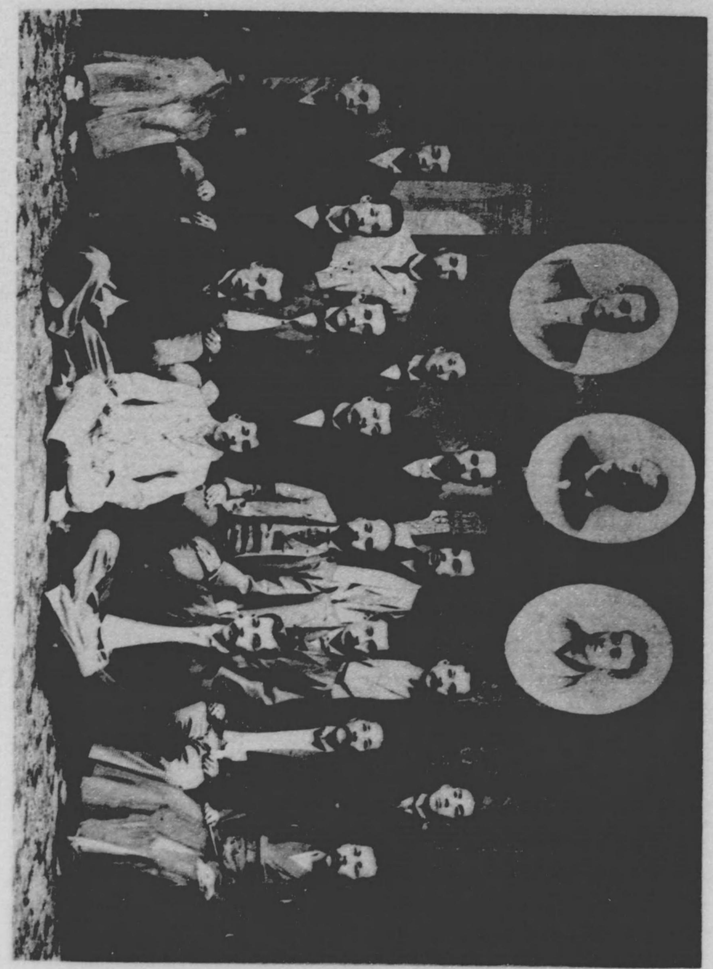

(影撮月九年八十三治明)

上段右より　大橋取締役　柳澤社長　濱口監査役
後列右より　二人目野間謹爾　三人目石川善太郎
四人目後藤德太郎　五人目松崎故一郎
中列右より　塩田進　新免彌繼　高輪守幸
矢野事務　石岡繁太郎　鈴木六郎

九、同四年八月三十一日、外務課長依願免職となつた。此時より外務課長事務の大部分は庶務課に於て統一し、計算事務に屬する一部分は會計課に於て掌理することとなつた。

一〇、同四年九月一日、副アクチュアリー新任された。

一一、同六年九月十一日、各課に助役の職制新に採用された。

一二、同七年四月十六日、主計、會計、庶務の三課の事務分掌に若干の刷新的改革が加へられた。即ち從來主計課に屬したる部分の記簿事務一切を會計課に移し、一方會計課に屬したる保險料徴收事務を主計課に移し、主計課を徴收課と改稱することとなつた。尙庶務、會計二課の分掌に就ても一部の變更を見たのであるが、それは主として支部員に關する計算事務に就てである。

一三、同八年九月十二日、調査役の新任があつた。

一四、同十年八月一日、營繕課新設。同年四月本社が現在の大建築第一相互館に移轉したる結果、營繕事務專任者の常置を必要とし、且支部建物等に關する事務も漸次擴張されつつあるを以て、同課の新設は當然であつた。

一五、同十一年一月十日、監査部新設。前年十一月十五日第二十回社員總代會に

於て常任監査役の選任あり、其監査事務の擔當者として監査部（主任者を主査と稱す）が翌年一月に新設されたのであつた。

一六、同十三年十一月二十五日、調査課新設。調査課に於ては、從來庶務課に於て所轄せる事業の改良及び擴張計畫並に事業に關聯する內外諸般の調査事務を擔當し、併せて從來圖書室に於て稍消極的に行ひ居たる圖書及び其他參考資料の整理索引事務を積極的に爲すこととなつた。同課は、時代の要求及び我社の社運に適應して新設されたのである。

以上十六回の組織上の改革と、不斷の改善に因る小變革を以てして、現在の一局二部六課に及んで居る。

次に本社從業員が前揭一局二部六課に對し如何に配屬されて居るかを見るに、本社從業員の第二十五期末現在總數は三百七十六人にして、之を次表の如く配屬し、可及的事務能率の增進を發揮せしめて居る。うち本社事務に直接從事せるもの、男子百六十六人、女子百三十九人、計三百五人にして、間接的從業員は營繕課員、守衞、小使、昇降機及び自動車運轉手の計七十一人である。

從業員配屬表

所屬	人員 男	人員 女	人員 計
支配人	一	〇	一
秘書課	一	〇	一
アクチュアリー	一	〇	一
調査課	一	〇	一
監査部	四	〇	四
會計課	六	〇	六
收納課	五	二	七
保險部	一二	一	一三
給付課	一二	〇	一二
數理部	一三	三	一六
庶務課	一七	一八	三五
調査役	二	〇	二
期末支配人	一	〇	一
契約課	二九	二九	五八
合計	三二	二二	五四
其他	七	四	一一
局	二	四	六

備考　其他中には見習（男九）、給仕（男一五、女一〇）、守衞（男一三）、小使（男二〇、女一二）、昇降機運轉手（男一一）、自動車運轉手（男二）及び集金人（男一、女一八）を含む

我社從業員は、明治三十五年仲秋創業に際しては僅に十數名に過ぎず、しかも此等從業員は內勤事務に從事すると共に、第一線に立ちて新契約募集事務に活動して居つたのであるが、事業の發展と時勢の推移とに伴ひ、漸次人員を整備し、二十五年の星霜を經たる今日に於ては、外勤員の千餘名を合せ、總數約千四百名に達して居る。今を觀、昨を顧みればあらゆる方面に就て隔世の感が懷かれるのであるが、人員方面の發展も亦其一でなければ

ばならぬ。而して此間各事務主管者の異動を見るに次の如くである。

主管者異動表

職名	氏名	在職期間	職名	氏名	在職期間	職名	氏名	在職期間
庶務課長	佐久間守	大正八・一・一―大正八・一二・一	庶務課長	佐久間守	大正八・一二・一―大正九・一二・一	庶務課長	佐久間守	大正九・一二・一―大正一〇・一二・一
庶務課長	佐久間守	大正一〇・一二・一―大正一一・一二・一	庶務課長	佐久間守	大正一一・一二・一―大正一二・一二・一	庶務課長	佐久間守	大正一二・一二・一―大正一三・一二・一
庶務課長	佐久間守	大正一三・一二・一―大正一四・一二・一	庶務課長	佐久間守	大正一四・一二・一―昭和二・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三・一二・一―昭和四・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和四・一二・一―昭和五・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五・一二・一―昭和六・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和六・一二・一―昭和七・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和七・一二・一―昭和八・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和八・一二・一―昭和九・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和九・一二・一―昭和一〇・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和一〇・一二・一―昭和一一・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一一・一二・一―昭和一二・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一二・一二・一―昭和一三・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和一三・一二・一―昭和一四・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一四・一二・一―昭和一五・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一五・一二・一―昭和一六・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和一六・一二・一―昭和一七・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一七・一二・一―昭和一八・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和一八・一二・一―昭和一九・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和一九・一二・一―昭和二〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二〇・一二・一―昭和二一・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二一・一二・一―昭和二二・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和二二・一二・一―昭和二三・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二三・一二・一―昭和二四・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二四・一二・一―昭和二五・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和二五・一二・一―昭和二六・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二六・一二・一―昭和二七・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二七・一二・一―昭和二八・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和二八・一二・一―昭和二九・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和二九・一二・一―昭和三〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三〇・一二・一―昭和三一・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和三一・一二・一―昭和三二・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三二・一二・一―昭和三三・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三三・一二・一―昭和三四・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和三四・一二・一―昭和三五・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三五・一二・一―昭和三六・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三六・一二・一―昭和三七・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和三七・一二・一―昭和三八・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三八・一二・一―昭和三九・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和三九・一二・一―昭和四〇・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和四〇・一二・一―昭和四一・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四一・一二・一―昭和四二・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四二・一二・一―昭和四三・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和四三・一二・一―昭和四四・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四四・一二・一―昭和四五・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四五・一二・一―昭和四六・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和四六・一二・一―昭和四七・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四七・一二・一―昭和四八・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和四八・一二・一―昭和四九・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和四九・一二・一―昭和五〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五〇・一二・一―昭和五一・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五一・一二・一―昭和五二・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和五二・一二・一―昭和五三・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五三・一二・一―昭和五四・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五四・一二・一―昭和五五・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和五五・一二・一―昭和五六・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五六・一二・一―昭和五七・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五七・一二・一―昭和五八・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和五八・一二・一―昭和五九・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和五九・一二・一―昭和六〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和六〇・一二・一―昭和六一・一二・一
庶務課長	佐久間守	昭和六一・一二・一―昭和六二・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和六二・一二・一―昭和六三・一二・一	庶務課長	佐久間守	昭和六三・一二・一―平成元・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成元・一二・一―平成二・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二・一二・一―平成三・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三・一二・一―平成四・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成四・一二・一―平成五・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五・一二・一―平成六・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成六・一二・一―平成七・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成七・一二・一―平成八・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成八・一二・一―平成九・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成九・一二・一―平成一〇・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成一〇・一二・一―平成一一・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一一・一二・一―平成一二・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一二・一二・一―平成一三・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成一三・一二・一―平成一四・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一四・一二・一―平成一五・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一五・一二・一―平成一六・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成一六・一二・一―平成一七・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一七・一二・一―平成一八・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成一八・一二・一―平成一九・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成一九・一二・一―平成二〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二〇・一二・一―平成二一・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二一・一二・一―平成二二・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成二二・一二・一―平成二三・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二三・一二・一―平成二四・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二四・一二・一―平成二五・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成二五・一二・一―平成二六・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二六・一二・一―平成二七・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二七・一二・一―平成二八・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成二八・一二・一―平成二九・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成二九・一二・一―平成三〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三〇・一二・一―平成三一・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成三一・一二・一―平成三二・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三二・一二・一―平成三三・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三三・一二・一―平成三四・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成三四・一二・一―平成三五・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三五・一二・一―平成三六・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三六・一二・一―平成三七・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成三七・一二・一―平成三八・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三八・一二・一―平成三九・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成三九・一二・一―平成四〇・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成四〇・一二・一―平成四一・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四一・一二・一―平成四二・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四二・一二・一―平成四三・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成四三・一二・一―平成四四・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四四・一二・一―平成四五・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四五・一二・一―平成四六・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成四六・一二・一―平成四七・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四七・一二・一―平成四八・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成四八・一二・一―平成四九・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成四九・一二・一―平成五〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五〇・一二・一―平成五一・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五一・一二・一―平成五二・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成五二・一二・一―平成五三・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五三・一二・一―平成五四・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五四・一二・一―平成五五・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成五五・一二・一―平成五六・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五六・一二・一―平成五七・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五七・一二・一―平成五八・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成五八・一二・一―平成五九・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成五九・一二・一―平成六〇・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成六〇・一二・一―平成六一・一二・一
庶務課長	佐久間守	平成六一・一二・一―平成六二・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成六二・一二・一―平成六三・一二・一	庶務課長	佐久間守	平成六三

本社事務組織の變革に就ては前述の通りであるが、我社は之と同時にまた處務能率增進の目的を以て、其執務方法に就ても不斷の刷新改善を加へて來た。執務方法の刷新改善は主として、(一)事務分掌規程の合理的改正、並に(二)執務方法の科學化にある。尙此他從業員の敎養並に福祉增進施設の如きも亦處務能率增進の上に資する處多大であるが、之に就ては別に一章を設け、玆には前二者に就て述べる。

一　事務分掌規程の合理的改正

本社事務分掌規程は數次の改正を經て今日に及んで居る。玆には右全文を揭げる煩を避けるも、該現行規程は事務系統を參酌して制定せられたるものにして、一局二部六課に分れ、各課は課長、數理部は『アクチュアリー』、醫局は醫長、監査部は監査事務に就てのみ監査役之を統轄することとして居る。事務分掌の大要を示せば次の如くである。

各課、局、部分掌事務大要

庶務課分掌事務
- 文書人事に關する事務
- 外務に關する事務
- 其他庶務に關する事務

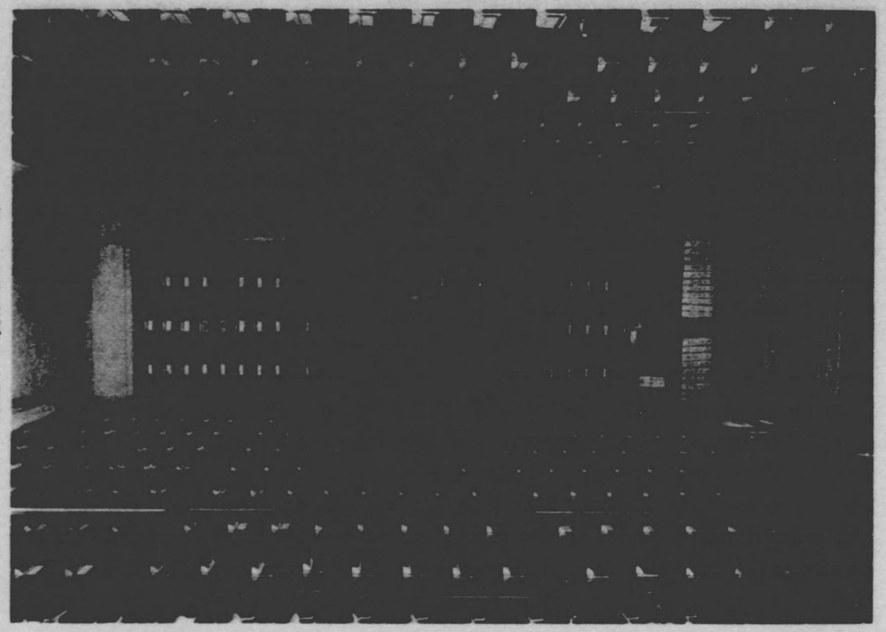

第一の庫納格書込申約契

第一の庫書圖

会計課分掌事務	資産に關する事務	
	金錢出納並に用度に關する事務	
契約課分掌事務	保險契約締結に關する事務	
	契約成立後に於ける契約維持並に其消滅に關する事務	
徴收課分掌事務	保險料徴收に關する事務	
調査課分掌事務	事務の改良及び擴張に關する事務	
	事業に關聯する諸般の調査に關する事務	
營繕課分掌事務	第一相互館並に各支部其他營繕に關する事務	
統理部分掌事務	保險數理並に統計に關する事務	
監査部分掌事務	會計監査に關する事務	
醫局分掌事務	被保險人の診査及び選擇並に保險醫務に關する事務	

二　執務方法の科學化

執務方法の科學化とは、(1)執務の機能化、(2)カード・システムの採用、(3)機械力の利用の三點にある。

（1）執務の機能化。執務の機能化とは執務の分業化を云ふのであつて、（イ）仕事を各要素に分析し、（ロ）各人の能力に應じて特殊の仕事を割當て、更に、（ハ）其機能を專門化せしめることにあるのである。換言せば各從業員の特殊能力に應じて仕事を分擔させ、可及的各人の分擔する仕事の種類を少くせしめることを云ふのである。

我社は夙に此點に留意し、事務分掌規程に於て事務系統に依り事務の分化を確立し、しかのみならず、執務方法に就ても、其事務を分析、綜合し、之に各人の能力を參酌して、執務の標準を作り、以て能率增進を企畫して居る。而して各事務系統並に其運行に就ては別に圖表を作成して、之を明にして居るが、玆には之を省略する。

（2）カード・システムの採用。複雜なる事務を局部的に單純化することが、執務の分業化の效果であるが、此效果を一層高め、且其能率を增進せしむるには、記簿組織の完成に俟たねばならぬ。而して之が完成は合理的に統一せられたるカード・システムの可及的採用によりて助長せられる。此見地に基き、我社の記簿組織の方針は、原簿本位から、徐徐に原簿及びカード兩本位に進化し、最近契約、徵收兩課並に數理部の如きに於ては、カード本位の域に達し、且其合理的統一てふ第二段の理想に步を進めて居る。

（3）機械力の利用。玆に機械力の利用とは主として計算器機の利用を云ふのである。生命

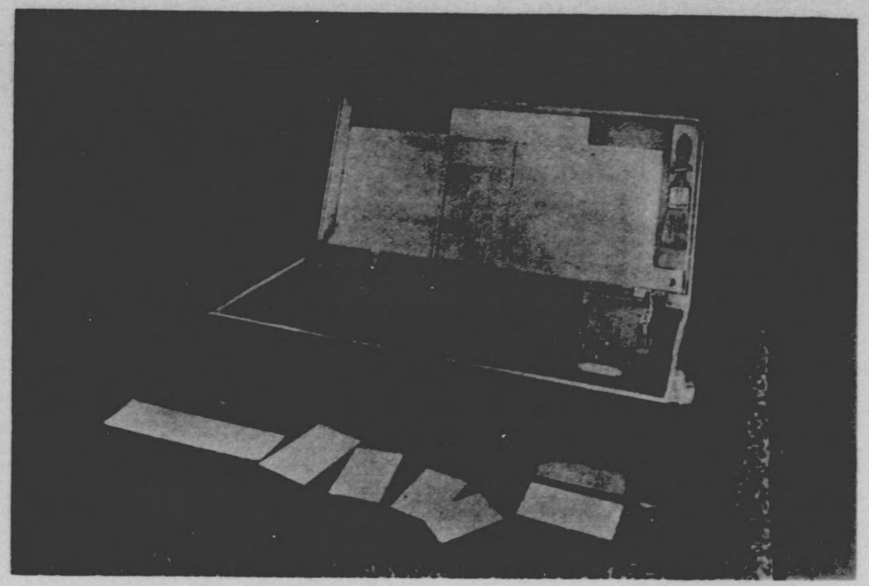

創業當初使用せしミリオネア乘除機及其記事

保險彙報

●第一相互の計算機

全社が最新式加減乘除機械ミリヲネア號を購入せられしとは前號の紙上に記載せしが同機械は東洋唯一の品として縱覽を申込むもの甚だ多く事務の妨げとなるが故に當分日曜日午前に限り同社の保險關係者若くは其紹介あるものに限り縱覽を許す由、機械は桁自乘位の乘算は六七秒にして正確なる答數を得べく除算にても殆と同一にて隨分高價のものなれど第一時間を省き、第二計算者の腦力を苦めず、第三絕對的に誤算を避け得るにより四五倍以上の乘除のみにては一臺にて通常算盤を用ふる人六七人分の働を爲すことを得可し、從來我邦政府にも數個の品あれども今回到着の機械は一昨年巴里大博覽會出品の爲め製作したるものにて其優劣の如きは殆ど比較にならぬ程なりと

東京保險新報　第六年　第四百四十三號　（明治三十七年十月六日發行）

五二日十五日）圖迄に增俸し以て人材を養成しつゝある噂あり是を事實に見るを得は斯界の爲に喜ふへき事なり

（明治三十三年十月十五日）

●第一生命相互會社の近況

同社は開業以來四箇月に過ぎざれど漸次社員增加の趨勢あり最近の調査によれば現在の加入社員は二百六十四人此契約金額三十九萬八千八百圓に達し本年八月頃迄には百萬圓迄に增加の見込ありと又同社にて近頃購入せしミリオネアー（計算器）は我邦に初めて輸入せられたるものゝ由にて瑞西人スチーグル氏の新工夫に係り從來の計算器に比し一層精巧を極め計算の迅速確なること他に比類なしと云ふ

（明治三十四年五月廿四日認可）